

インドの地方自治

～日印自治体間交流のための基礎知識～

財団法人 自治体国際化協会

はじめに

当協会では、各海外事務所を通じ、海外の地方自治制度や地方行政に関わる個別政策等の調査研究を行い、その成果を各種刊行物により日本の各地方公共団体や地方自治関係者に紹介している。

このたび、「海外の地方自治シリーズ」の一環として、『インドの地方自治』を刊行する運びとなった。

インドについては、近年の急速な経済成長等により注目を浴びてきているが、これと軌を一にするように、インド国内の州や市と交流を行う日本の自治体が増えてきている。

インドとの間の交流については、インドの州政府が海外の団体と姉妹・友好提携等を締結することが認められてこなかったこともあり、**1965**年の横浜市とボンベイ（現ムンバイ）市との姉妹都市提携が締結された後、長い間、新規の締結や交流の拡大はみられなかった。

昨年（**2006**年）後半に州レベルでの姉妹交流が解禁され、年末にはインドのマンモハン・シン首相が来日して、自治体間交流を歓迎する旨が表明されたが、これは日印間の自治体間交流が新時代を迎えたともいえる出来事であった。さっそく、**2007**年3月、福岡県とデリー準州との間で、州レベルとしては初の友好提携が締結されるに至ったところである。

このような中、当協会は、日本の自治体とインドとの交流を積極的に支援するため、本年（**2007**年）4月、インドをシンガポール事務所の担当国に加えたところである。

現在のインドに関する情報は経済的な観点からのものが多く、日本の自治体がインドとの交流に際して参考となる地方制度等に関する情報があまりに少ないのが実情である。シンガポール事務所においては、この4月から資料収集（インド国内でもまとまった著書は見出すことができない。）や現地における聞き取り等の調査を精力的に行い、この種の著書としては異例の早さの、調査に着手してから半年という短期間で作り上げたものである。

連邦制を採るインドの地方制度は、中央集権的な要素が強い一方で、制度の構成、運用等が州により大きく異なっている。**28**州、7直轄領全てを網羅することはできないものの、インドにおける地方行政制度の基本的な姿を紹介するよう努めたところである。

しかしながら、インドの地方行政制度に関しては、これまでの情報の蓄積も少なく、十分に書き切れていないところあるいは正確性に欠ける点があるかも知れない。本書については、今後も様々な機会を活用して充実に努めてまいり所存であるので、皆様のご指摘やアドバイスをいただければ幸いである。

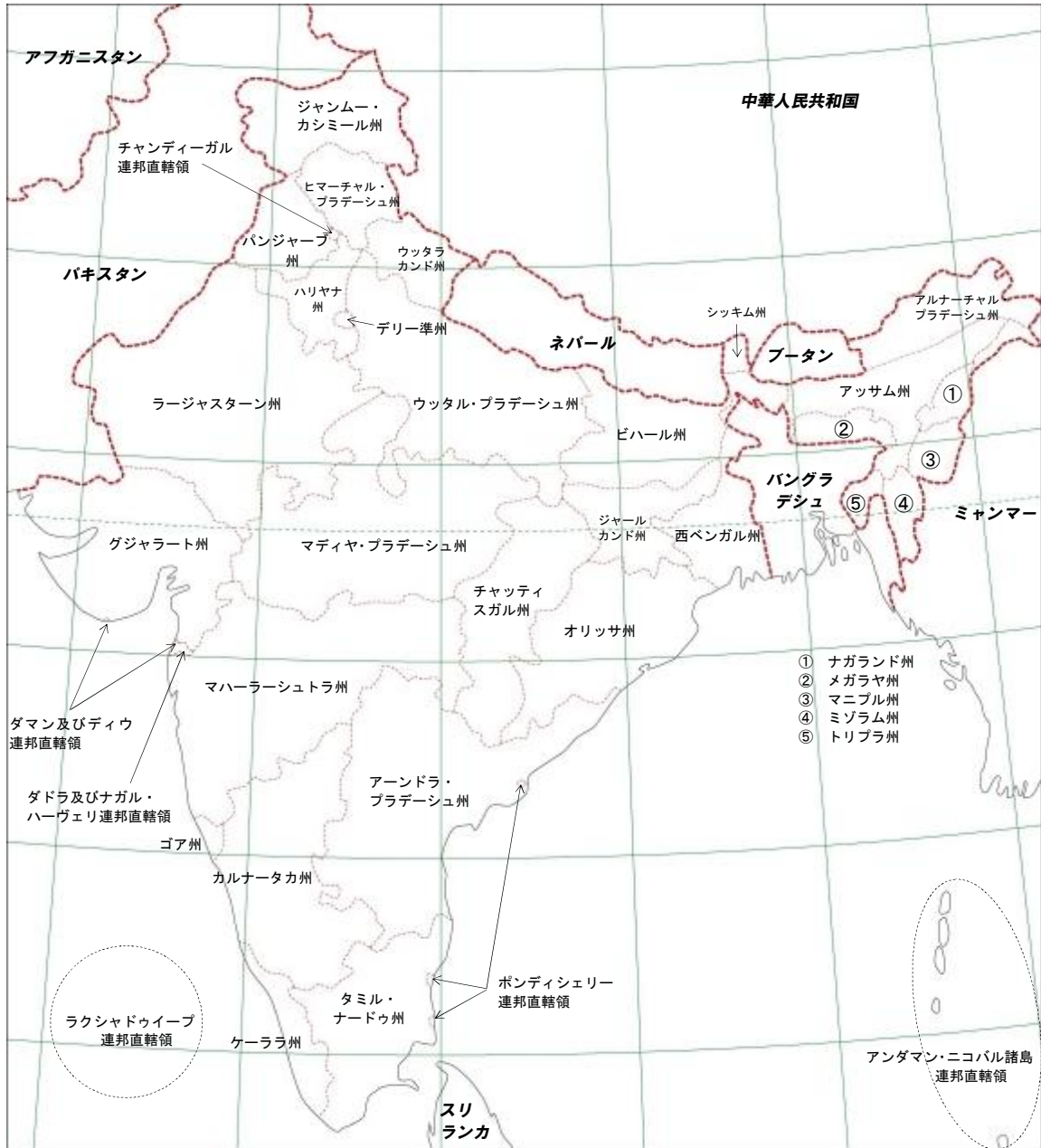
なお、本書作成に当たっては、インド外務省及び関係地方行政関係者並びに在インド日本国大使館等在インドの日本の関係機関の皆様から多大なご理解とご協力をいただいております。この場をお借りして深く感謝申し上げます。

本書が、各地方公共団体や地方自治関係者の皆様によって、インド地方行政の理解を助ける概説書として活用され、日印の地方自治体交流が更に発展することを願ってやまない。

2007年10月

財団法人 自治体国際化協会
理事長 香山充弘

インド全図



目次

はじめに
インド全図

第1章 国家の統治機構

第1節 概観	1
第2節 行政制度	5
第3節 司法制度	10

第2章 地方自治制度

第1節 地方自治の階層構造	12
第2節 地方自治体の組織	15
第3節 その他の地方行政単位等	19

第3章 地方自治体の機能と制度

第1節 地方自治体の担当事務	22
第2節 地方財政制度	28

第4章 主な州・地域の特徴

第1節 デリー準州	30
第2節 マハーラーシュトラ州	33
第3節 タミル・ナードゥ州	36
第4節 西ベンガル州	39
第5節 その他の主な州	42

第5章 日本とインドの交流関係

第1節 歴史的な経緯	46
第2節 地域間交流の状況	48
第3節 日印交流関係機関・団体一覧	50
【コラム】デリーとの友好提携顛末記	54
第4節 インド進出日系企業一覧	56
【コラム】インドとの交流における注意点	65

資料編 インド各州の基礎統計データ一覧 68

参考文献等 76

第1章 国家の統治機構

本章では、まず現在のインドの国家統治機構について概説する。

インドの国家統治制度を理解する上で、同国が19世紀から20世紀にかけてイギリスの植民地支配を受けた歴史を避けて通ることはできない。インドはイギリスの支配下において歴史上初めて政治的に統一された。1857年のセポイの反乱以降にインドを直接統治下においてイギリスは、本格的な植民地支配を確立し、州・県・郡・村という行政区画を整備するとともに、強固な官僚機構を作り上げるなどした。イギリス統治時代にもたらされたこれらの行政機構は、本章で解説するとおり、独立後のインドにもほぼそのままの形で受け継がれている。

第1節 概観

1 政体・統治機構

インドは連邦共和制国家である。三権分立制度をとり、立法権は国会に、行政権は内閣に、司法権は裁判所にそれぞれ属している。現在インドには28の州(State)と7つの連邦直轄領(Union Territory)が設置されている。州には自治権が認められているが、連邦直轄領は中央政府の直接の支配下にあり、大統領によって任命される行政官を通じて統治される。

2 憲法

インド憲法は世界でもっとも長文の憲法といわれる。1950年1月26日に施行され、英文で表記されている。前文、全22部395条の本文と12の附則で構成されており、2006年までに94回の改正を重ねている。中央政府の組織に加えて州の政策施行原則を定めているほか、連邦と州の間の権限配分についても明確に規定している。各州には、独自の州憲法を制定する権限は与えられていない。

3 元首

元首は大統領である。名目上は連邦行政組織の長であり、連邦国防軍の最高指揮権も持つが、政治の実権はない。実質的な行政権は首相を首席とする閣僚会議に与えられており、大統領は閣僚会議の助言に従って、国会を通過した法案の承認や、首相、最高裁首席判事及び州知事の任命等の職務を遂行する。

大統領は、国会両院の議員及び州議会の議員で構成される選挙人団による選挙で選出され、任期は5年である。現在の大統領(第13代)は2007年7月に選出されたプラティバ・パティール(インド初の女性大統領)である。

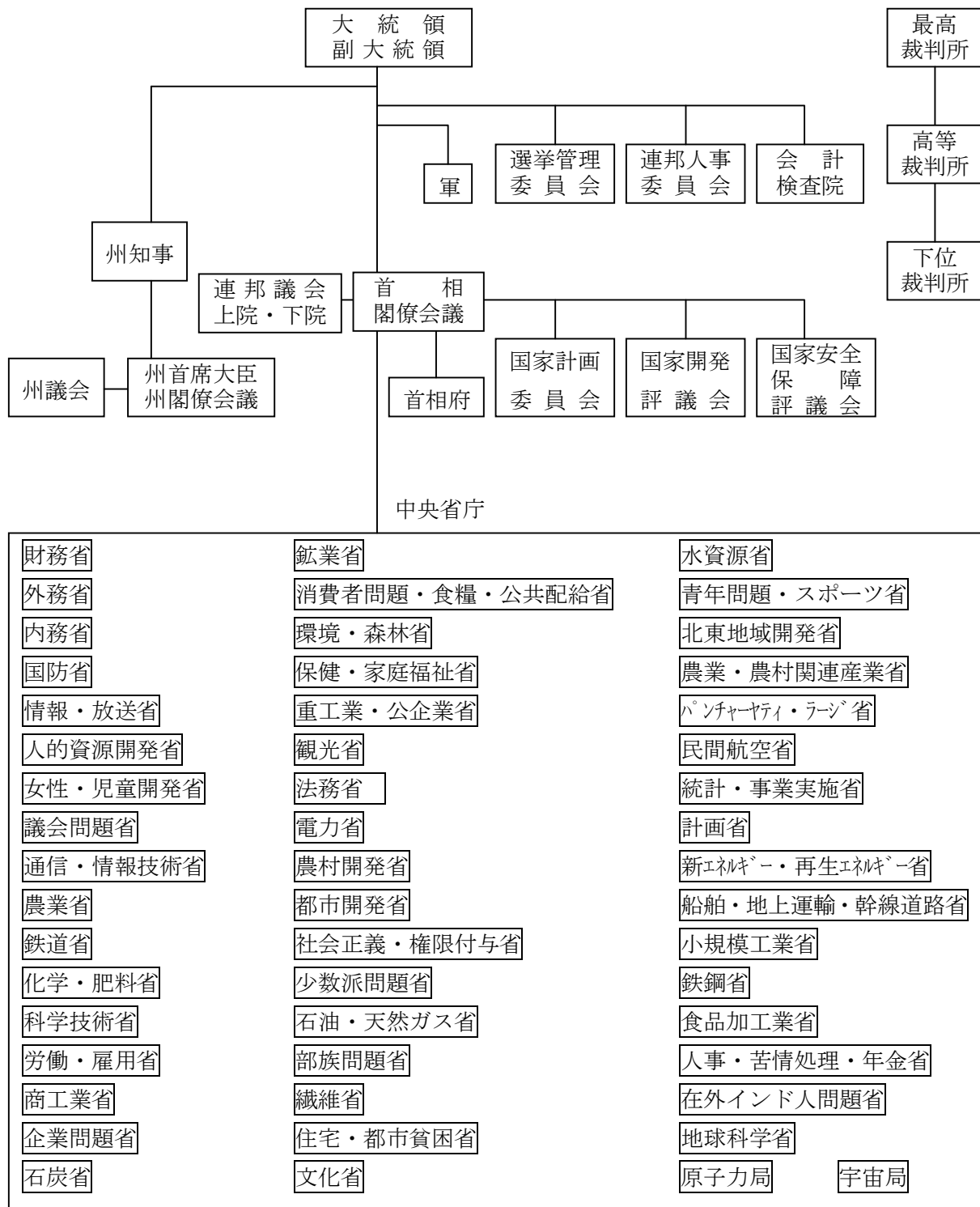
なお、副大統領も大統領と同様の選挙方法で選出され、任期も同じく5年である。

4 国会

国会(連邦議会)は下院(ローク・サーバー)と上院(ラジヤ・サーバー)からなる二院制をとる。下院が国民全体を代表し、上院は州を代表するという仕組みで構成されている。

図表 1-1-1 インドの統治機構図

(出所：アジア経済研究所「2007 アジア動向年報」P508 を一部修正)



(1) 下院

定数は最大 **552** であり、満 **18** 歳以上の成人による直接普通選挙¹により各州から選出される **530** 人以内の議員及び連邦直轄領を代表する **20** 人以内の議員で構成されるほか、アングロ・インディアン²社会の代表者 2 人を大統領が任命できる。**2007** 年 5 月現在の下院の議員数は、アングロ・インディアン社会の代表者 2 人を含む **545** 議席である。満 **25** 歳以上のインド国民に被選挙権があり、任期は 5 年であるが、大統領により解散されることがある。

下院においては、社会的な弱者層として憲法上で特に指定を受けている「指定カースト」（不可触民）と「指定部族」（先住部族）の政治的発言権を確保するため、一定数の議席³が両者に割り当てられている（留保制度）。

下院は国民による直接選挙で構成されることから、上院に対して優越性を持っている。具体的には、下院で多数を占める第一党（または政党連合）のリーダーが通常首相に任命されるほか、下院は歳入歳出を伴う「金銭法案」（租税の賦課・廃止や、インド政府が負う財政負担に関する改正等）について、先議権及び下院のみで可決または否決する権限を持っている。

(2) 上院

定数は最大 **250** であり、文学・科学・芸術・社会事業に関わる学識経験者から大統領が任命する **12** 人の議員と、各州及び連邦直轄領議会における間接選挙で選挙された **238** 人以内の議員で構成される。**2007** 年 5 月現在の上院議員数は **245** 議席であり、大統領任命の **12** 人を除く **233** 人が州及び連邦直轄領から選出された議員である。被選挙権は満 **30** 歳以上のインド国民に与えられ、任期は 6 年で、2 年ごとに 3 分の 1 を改選する。上院は解散されない。

(3) 主な権限

国会の主な権限は、立法、行政の監督、予算の承認または減額を条件とした承認、国民の不満の代弁及び利害の調整、各種の開発計画や国家政策等に関する審議を行うことなどである。また、大統領の弾劾権、最高裁判所及び高等裁判所判事並びに会計検査院長の罷免権、さらには憲法改正の発議権も与えられている。

全ての法案は原則として両院において可決される必要があるが、前述のとおり金銭法案については下院のみが可決または否決する権限を持っており、上院は議決することができない。また、州の専管事項を改正する法案は上院のみに議決権があり、出席議員の 3 分の 2 以上の賛成を得た場合、当該決議で指定した州の専管事項について、その決議の有効期間（上限 1 年）中は州議会ではなく国会が立法権を有する。また、後述する全インド公務職の創設または廃止についても、上院のみに議決権が与えられている。

¹ 憲法第 **326** 条により満 **18** 歳以上の全インド国民に国会下院及び州議会の選挙権が与えられている。また、憲法第 **243C** 条は農村部自治体（パンチャーヤト）における直接選挙について、第 **243R** 条は都市部自治体における直接選挙について言及しているが、詳細は州の法律によって定められる。

² 英国植民統治時代にインド人と英国人の間に生まれた人々。

³ **2007** 年 **8** 月現在、指定カーストに **79** 議席、指定部族に **41** 議席が割り当てられている。

(4) 両院議長及び委員会

下院議長は下院議員の互選で選出され、下院の議事進行を行うほか、上下院が異なる決議を行った場合に開催される合同会議の議長も担当する。また、個別の法案が金銭法案であるかどうかの決定権限を持つ。上院議長は副大統領が務める。

議会の多くの事務は委員会で行われる。委員会には常任委員会と臨時委員会があり、常任委員会は、財政関連の調査等を行う委員会と、各省庁の業務に関連した委員会とに大きく分類される。前者はさらに3委員会、後者は**24**委員会に細分されている。臨時委員会は、特定のテーマについて調査・報告を行うための委員会と、個別の議案に関する調査・報告を行うための委員会とに大きく分類される。

5 政党⁴

(1) 概要

インド政府選挙管理委員会によれば、インドには大小合わせて**700**を超える政党があり、政党活動は民主主義国家インドの政治において不可欠の要素を成している。

公職選挙法に基づく選挙管理委員会規則により、下院選挙や州議会選挙での得票率や議席数などを基準として、一定の勢力を有していると認められた政党は、「承認政党」として認定される。識字率の低いインドにおいては、字が読めない投票者でも容易に投票ができるよう、一定の政党に対して固有の選挙シンボルの使用を認め、当該政党のスタンプを押すことにより投票できるようにしているが、承認政党には、この選挙シンボルの使用が認められている。

承認政党が特定の州でのみ勢力を有している場合には、その政党は「州政党」として、また、4州以上で勢力を有している場合には、「全国政党」として、それぞれ認定される。

(2) 全国政党

2007年5月現在、以下の6政党が「全国政党」として認定されている。

大衆社会党 (**Bahujan Samaj Party: BSP**)

インド人民党 (**Bharatiya Janata Party: BJP**)

インド共産党 (**Communist Party of India: CPI**)

インド共産党 (マルクス派) (**Communist Party of India (Marxist): CPI(M)**)

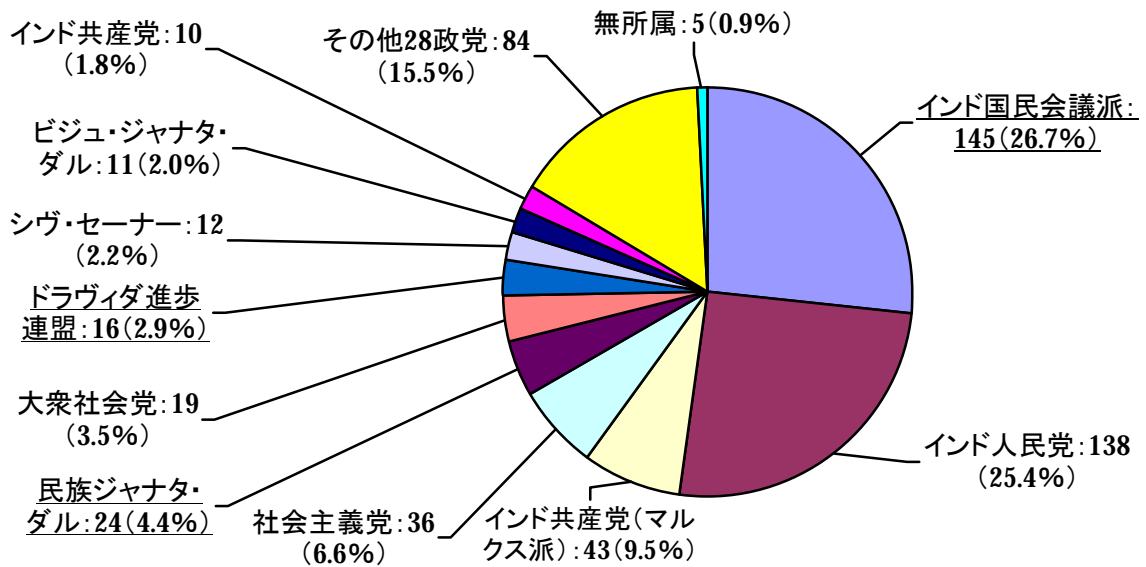
インド国民会議派 (CONGRESS党) (**Indian National Congress: INC**)

民族主義会議派 (**Nationalist Congress Party: NCP**)

現在の政権与党の中核を成すのはインド国民会議派である。同党は**1885**年に結成されたインドで最も古い歴史を持つ政党であり、イギリス植民地時代には対英独立運動を展開した。独立後は与党としてネルーなどの有力指導者を擁し、中央政府及び州政府の両方で圧倒的な勢力を誇った。その後の総選挙では敗北と勝利を繰り返したが、**2004**年の総選挙においてソニア・ガンジー党総裁の下、統一進歩連盟 (連合政権) による政権復帰を果たした。

⁴ 本項の記述は主として在インド日本国大使館「インド概況」に基づくものである。

(3) 2004年総選挙における各政党の獲得議席数及び割合⁵



第2節 行政制度

1 閣僚会議

行政権は首相を長とする閣僚会議（内閣）に属する。首相は大統領によって任命され、他の大臣は首相の助言に基づいて大統領が任命する。閣僚会議は、大統領、副大統領とともに行政府を構成している。また閣僚会議は、名目的な存在である大統領と異なり、実質的な行政権を持つとともに、国会下院に対し連帯して責任を負っている。国政に関する閣僚会議の決定等は首相を通して大統領に伝えられ、大統領は閣僚会議の助言等に従って州知事の任命や、国会を通過した法案の承認等を行う。

現在の首相は、2004年5月に就任した第13代のマンモハン・シンである。

図表1-2-1 主要閣僚（2007年5月18日現在）

（出所：内閣官房ウェブサイト <http://www.cabsec.nic.in/>）

	役職	氏名	所属政党
1	首相（首相、人事・苦情処理・年金相、計画相、原子力局長官、宇宙局長官、石炭、環境・森林相兼務）	マンモハン・シン	国民会議派
2	外務相	プラナーブ・ムカジー	国民会議派
3	人的資源開発相	アルジュン・シン	国民会議派
4	農業兼消費者問題・食糧・公的配給相	シャラッド・パワー	国民会議派

⁵ 表中で下線を付した3政党 185 議員に加え、少数政党9党 60 議員が統一進歩連盟を構成している。同連盟はこのほかインド共産党など左翼戦線（4党 59 議員）の閣外支持を受けている。

	役 職	氏 名	所属政党
5	鉄道相	ラルー・プラサード	民族ジャナタ・ダル
6	国防相	A・K・アントニー	国民会議派
7	内務相	シヴラージ・V・パティル	国民会議派
8	少数派問題相	A・R・アントウレイ	国民会議派
9	電力相	スシルクマール・シンデ	国民会議派
10	化学・肥料相兼鉄鋼相	ラーム・ヴィラース・パスワ	人民権党
11	都市開発相	S・ジャイパール・レッディ	国民会議派
12	鉱業相	シーシュ・ラーム・オーラー	国民会議派
13	財務相	P・チダンバラム	国民会議派
14	小規模工業相兼農業・農村関連産業相	マハヴィール・プラサード	国民会議派
15	部族問題相	P・R・キンディア	国民会議派
16	船舶・道路相	T・R・バーラー	ドラヴィダ進歩連盟
17	繊維相	シャンケルシン・ワゲーラー	国民会議派
18	在外インド人問題相	ヴァヤラール・ラヴィー	国民会議派
19	商工業相	カマル・ナート	国民会議派
20	法務相	H・R・バルドワージ	国民会議派
21	重工業・公企業相	サントシュ・モーハン・デーブ	国民会議派
22	水資源相	サフディーン・ソーズ	民族ジャナタ・ダル
23	農村開発相	ラグバンシュ・プラサード・シン	民族ジャナタ・ダル
24	議会問題相兼情報・放送相	プリーヤランジャン・ダースムンシー	国民会議派
25	パンチャーヤティ・ラージ相兼青年問題・スポーツ相兼北東地域開発相	マニ・シャンカル・アイヤール	国民会議派
26	社会正義・権限付与相	ミーラー・クマール	国民会議派
27	石油・天然ガス相	ムルリ・デオラ	国民会議派
28	観光相兼文化相	アンビカ・ソニ	国民会議派
29	通信・情報技術相	A・ラージャー	ドラヴィダ進歩連盟
30	保健・家庭福祉相	アンブマニ・ラームダス	国民会議派
31	科学技術相兼地球科学相	カピル・シバル	国民会議派
32	企業問題相	プレム・チャンド・グプタ	民族ジャナタ・ダル

上記の他、閣外大臣⁶が 47 名任命されている。

⁶ 閣外大臣は閣僚会議の構成員ではないが、担当省の閣僚が不在の場合や、自己の担当する省に関する事項が問題になった場合に閣議に出席する。

2 行政組織

インドはイギリスの植民地時代に政治的に統一され、行政区画、官僚制度、議会制民主主義などの近代的制度が導入された。現在の制度の多くは、英国統治時代にそのルーツがある。

インドの行政組織は、中央レベル・州レベル・地方自治体レベルの三層構造から成る。中央と州の管轄事項は憲法で定められており、中央は国防、外交、通信、通貨、関税などを、州は州法制定と治安維持、公衆衛生、教育、農林水産業などを各々の専管事項としている。また、中央と州の共管事項として、経済計画、社会保障、貿易、産業などがあるが、中央と州との間に齟齬が生じた場合には、中央の法律が優先する。

中央が所管する事項については、図表1-1-1に示したとおり、50を超える省庁が分担している。



インド財務省庁舎（ニューデリー）

3 公務員制度

(1) 概要

中央政府及び州政府はそれぞれ公務員を採用するが、憲法第 312 条は特に、中央（連邦公務員委員会）で採用された後に各州に配属され、中央政府と州政府の両方に仕える義務を負う全インド公務職（AIS; All India Services）について規定している。全インド公務職はインド行政職（IAS; Indian Administrative Service）、インド警察職（IPS; Indian Police Service）及びインド森林職（IFS; Indian Forest Service）から構成される。

(2) インド行政職（IAS）

AIS の中で特に重要な役割を担っているのは、英国統治時代のインド文官職（ICS; Indian Civil Service）の仕組みを受け継いだ、エリート官僚としてのインド行政職（IAS）である。

毎年約 10 万人が筆記と面接による採用試験を受験し、合格するのはわずか 150 名程度といわれる IAS は、通常は割り当てられた特定の州と、中央省庁の間を異動しながらキャリアを過ごす。中央省庁における IAS の最上位の役職は、次官（Secretary）である。その下位に、次官補（Additional Secretary）、局長／局次長（Joint Secretary）、課長（Director）、課長補佐（Deputy Director）、係長（Under Secretary）と続く役職のヒエラルキーが構成されている。

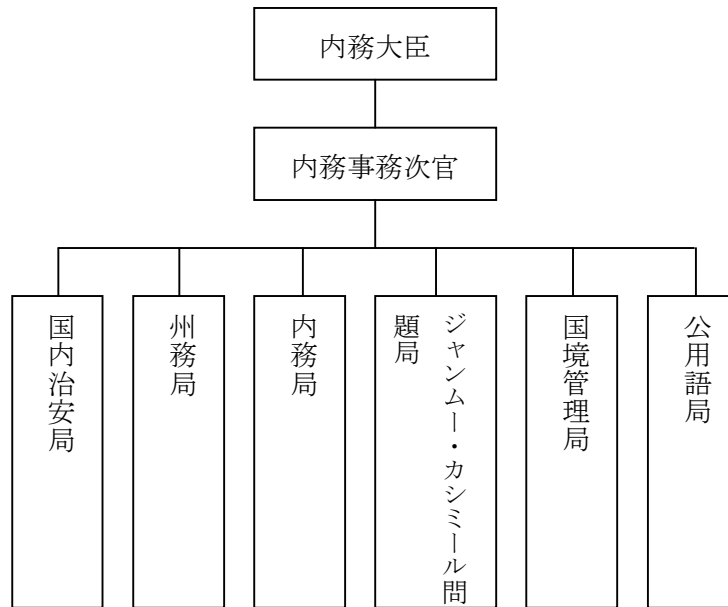
一般に、州政府の課長級以上のポストは中央から派遣される IAS によってほぼ占められており、高い能力を持つ官僚を中央政府が統一的に採用し、研修を行った上でインド全土に広く配置するシステムとなっている。IAS 官僚の汎インド的視野と国家への忠誠心に基づく行政施策等の遂行が、国家統合にとって重要な求心力となっているともいわれる。

4 地方行政関係政府機関

(1) 内務省

内務省 (**Ministry of Home Affairs**) は治安、中央と州の関係、警察組織、国境管理、災害対策、連邦直轄領の管理などを担当しており、6局からなる。

図表 1-2-3 インド内務省組織図



このうち地方行政に特に関係するのは州務局であり、中央と州の関係、各州の間関係、連邦直轄領の管理、独立戦争で英国と戦った兵士たちへの年金、人権問題、刑務所改革、警察組織改革などを担当している。州務局は、中央と州及び各州間の問題を解決するため、州際評議会（議長：首相、構成メンバー：全州首席大臣、州知事、首相が任命する閣僚）と5つの地域評議会（議長：内務大臣、構成メンバー：各地域の州首席大臣）を開催する。

(2) 都市開発省

都市開発省 (**Ministry of Urban Development**) は、州レベル以下の地方制度のうち、都市部自治体に関する事項を所管している。主な業務は都市開発及び住宅建設に関する事項であり、中央政府が定める国家開発方針に従った州政府への財政的支援や、各種開発プログラムの実施調整等を行っている。

しかしながら、インド憲法が地方行政及び地方自治体に関する事項を州の管轄事項と定めていることから、都市部自治体における行政への直接的な関与は行っていない。

都市部自治体に関連する主な業務として、都市部自治体会計の改革（バランスシートの導入、マニュアル類の作成等）、各州が策定すべき都市部自治体法のモデル策定、都市部自治体における電子政府の導入促進、都市部自治体職員用の調査・研修センターへの財政支援などがある。

(3) パンチャヤーティ・ラージ省

パンチャヤーティ・ラージ省 (**Ministry of Panchayati Raj**) は、州レベルより下位の地方制度のうち、農村部自治体（パンチャヤーヤト）に関する事項を所管しており、**2004** 年 5 月 **27** 日に設置された比較的新しい省である。**1992** 年の第 **73** 次憲法改正によって制度化された、村・郡・県レベルにおける自治政府としてのパンチャヤーヤト組織を管轄している。

都市部自治体と同様に、パンチャヤーヤトについてもその設置及び権限に関する事項は州の管轄事項とされていることから、パンチャヤーヤト行政への直接的な関与は行っていない。

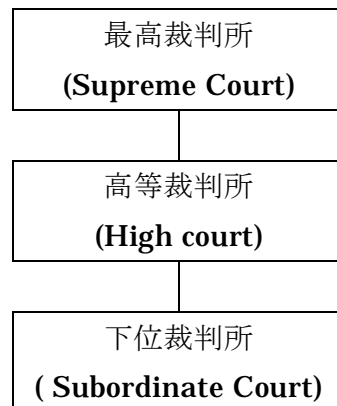
主な業務として、全国各地でパンチャヤーヤトに関する問題を議論する円卓会議の主催、中央政府の各種施策がパンチャヤーヤトに関する憲法上の文言及び精神に則っているかどうかの審査、パンチャヤーヤトにおける人材育成及び能力開発、電子政府導入の促進、優秀な地方自治を行っているパンチャヤーヤトの表彰などを行っている。

第3節 司法制度

1 概要

インドの司法制度は、連邦制を採用しているにもかかわらず、全ての裁判所が連邦法、州法双方に関する管轄権を持つという特徴を有している。最上位に最高裁判所（**Supreme Court**）、その下に各州の高等裁判所（**High Court**）⁷、さらに各州に下位裁判所（**Subordinate Court**）が存在するというピラミッド型の裁判所構造となっている。

最高裁判所及び高等裁判所については、裁判所の独立と判事の身分が特に保障されている⁸。また、違憲立法審査権（憲法第13条）及び憲法上の基本権に関する各種令状を発する権限を有する⁹（同第32条、226条）。下位裁判所は、各州法により設置されているが、その組織構造は州により様々である。同時に、裁判所とは別に裁判外紛争解決制度が重要な役割を持っている。



※ 下位裁判所は各州法により設置されており、名称や階層も様々である。

2 種類

(1) 最高裁判所（**Supreme Court**）

最高裁判所は、司法制度の最高機関であり、所在地はニューデリーである。首席判事と25名の判事によって構成され、定年は65歳である。首席判事は大統領が必要と認める最高裁判所判事及び高等裁判所判事との協議に基づき、その他の判事はこれに最高裁判所首席判事を加えた協議に基づき、大統領によって任命される。

最高裁判所は、インド政府と州の係争及び複数州間の係争について原審裁判権を有し、大統領から法律または事実に関する助言を求められた際に意見を述べる助言権を有する。

また、民事、刑事他いかなる訴訟手続であっても、高等裁判所の判決、決定、命令に対する上告を受ける終審裁判所でもある。

⁷ 28州・7連邦直轄領に21の高等裁判所が設置されている。州の数と高等裁判所の数不一致なのは、複数の州・連邦直轄領を管轄する高等裁判所があるからである。また、人口の多い州または面積の広い州には支所が設置されている。7つある連邦直轄領の中では、デリー準州が唯一自身の高等裁判所を有し、他の6つの連邦直轄領は近接する州の高等裁判所の管轄下にある。

⁸ 憲法は、最高裁判所及び高等裁判所の判事の職務上の行為について、国会で討議することは許されないと規定する（第121条）。

⁹ 身柄提出令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状、事件移送命令等がある。

(2) 高等裁判所 (High Court)

高等裁判所は、首席判事と複数名の判事¹⁰によって構成され、定年は **62** 歳である。首席判事は最高裁判所首席判事及び州首席大臣との協議に基づき、その他の判事はこれに高等裁判所首席判事を加えた協議に基づき、大統領によって任命される。

各高等裁判所は、その管轄内において、民事事件、刑事事件を問わず、あらゆる人、機関、州政府に対して判決、決定、命令を下し、憲法上の基本権に関する各種令状を発する権限を有する。また、係争の当事者となった州政府、機関の所在地や被疑者の住居が管轄内になくとも、事件の全部または一部が管轄内で発生していれば司法権が及ぶ。判事の定員は全高等裁判所の合計で最大 **678** 名であり、**2006** 年 6 月現在 **587** 名が任命されている。

(3) 下位裁判所 (Subordinate Court)

下位裁判所は、各高等裁判所の下に設置され、州ごとに名称も階層も異なるが、多くの州は下位裁判所の中で三層制の司法構造を持つ。各下位裁判所判事は、当該州を管轄する高等裁判所との協議に基づき、州知事によって任命される。一般的にすべての民事事件及び刑事事件につき原審裁判管轄権を有する¹¹。下位裁判所の中でも州によってまた事件によってどの裁判所が一審裁判所となるか異なる。また、ほとんどの州において同一の裁判所によって民事事件及び刑事事件が審理されるが、マハーラーシュトラ州及びタミル・ナードゥ州を始めとするいくつかの州は民事裁判所及び刑事裁判所が設置されている。

(4) その他の裁判外紛争解決制度

社会的および経済的弱者にとって裁判制度を利用することは、心理的・経済的・地理的な理由から困難なことも多く、ロク・アダラト (Lok Adalat) という裁判外紛争解決制度が法律サービス庁法 (1995 年施行) によって明文化され、頻繁に利用されている。現職・退職判事、弁護士、地方行政官のうち 2、3 名が調停者となり、申し立てがあった場合に休日の学校などを利用し開催され、和解または示談に至らせる調停手続きである。ロク・アダラトは州や県の法律サービス庁により適切と判断される時期、場所で開催される。審理される係争は、交通事故、土地収用、家庭問題、銀行ローンなど、非常に多岐に渡り、**1999** 年における全国のロク・アダラト開催 (取扱) 件数は **9,364** 件に及ぶ¹²。この制度により係争が和解または示談に達した場合は、民事裁判の執行判決と同様の効力を持つものとされ (同法第 21 条)、当該係争に関してはいかなる裁判所にも訴えを提起できない。

ロク・アダラトの普及は農村地域の人々の権利救済を促すとともに、各裁判所の係争件数を減らすことから訴訟手続きが遅延する状況を軽減する効果もあげている。

¹⁰ 例えば、西ベンガル州を管轄するカルカッタ高等裁判所判事の定員は、首席判事を含め **50** 名である。

¹¹ 高等裁判所の中でも歴史的経緯から管轄地域の一部において民事事件及び刑事事件の原審裁判権を有するものとして、東インド会社時代から存在するカルカッタ高等裁判所 (西ベンガル州他管轄)、マドラス高等裁判所 (タミル・ナードゥ州他管轄)、ボンベイ高等裁判所 (マハーラーシュトラ州他管轄) がある。

¹² 小林昌之・今泉慎也編「アジア諸国の司法改革」アジア経済研究所、**2002** 年 (p.259)

第2章 地方自治制度

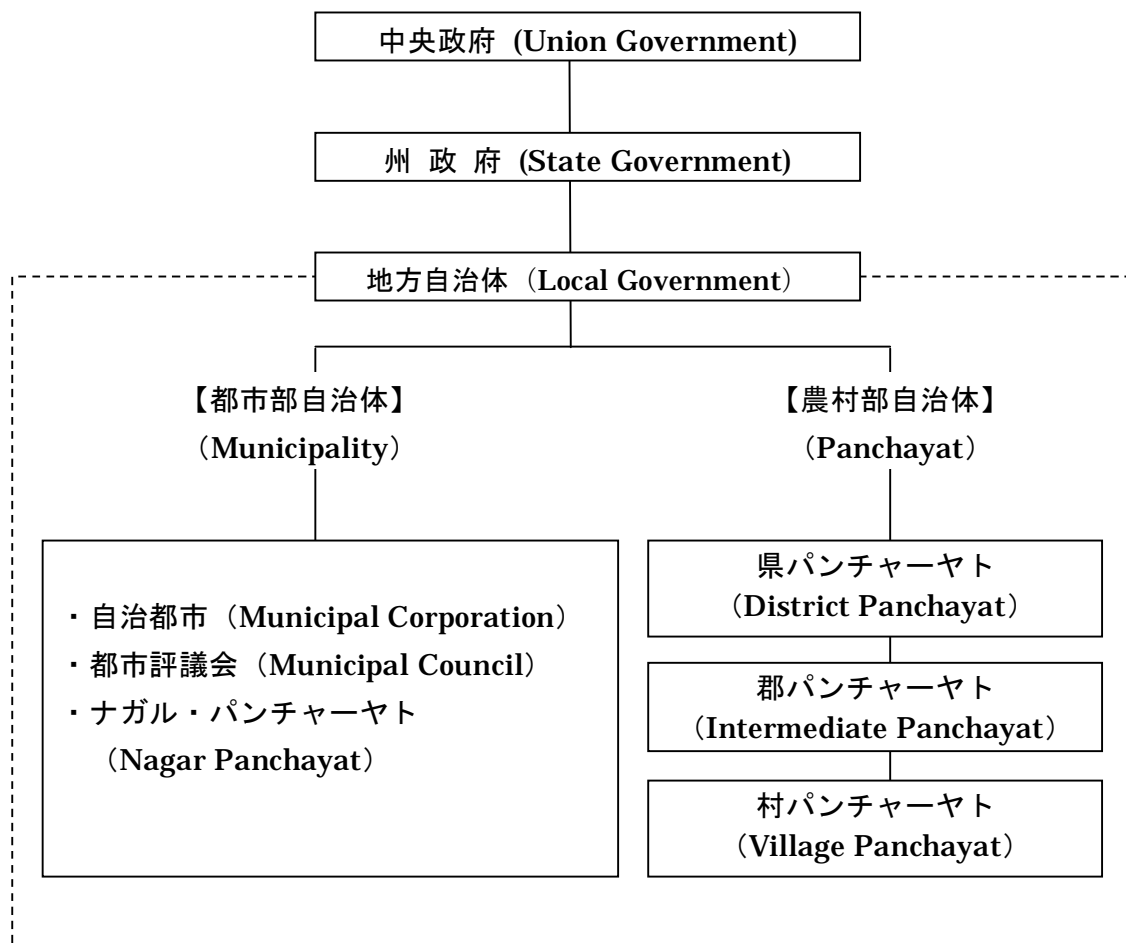
本章では、インドにおける地方自治制度について概観する。

第1節 地方自治の階層構造

インド憲法は、図2-1-1のとおり、中央政府、州政府、地方自治体の三つの行政階層を定めている。また、都市部と農村部にはそれぞれ異なる制度が導入されており、農村部自治体はさらにその内部において三層構造をとっている。

このように、連邦国家インドにおいて単に「地方自治体」という場合、通常は州政府を含まず、州より下位の都市部自治体及び農村部自治体のみを指し、中でも農村部の末端組織である村パンチャーヤトを指すことが多い。しかし本書においては、インド憲法上の表現であることを特に断らない限り、中央政府に対置する意味で、州政府、都市部自治体及び農村部自治体を合わせて地方自治体と称することとする。

図2-1-1 インド憲法が定める行政階層



1 州政府

歴史的には、英国植民地の統治法によって連邦型統治形態が導入され、中央と州の間で権限の分割が行われた。その後、次第に州の権限が拡大され、州レベルの自治が強化されてきた。

1950年に発効した現在のインド連邦憲法第246条及び第7附則は、中央と州の立法権限を分割し、州政府の専管権限として、治安、警察、刑務所、地方自治体（都市部自治体及び農村部自治体）、公衆衛生、上水供給、灌漑、農業、土地に関する権利、固定資産税、その他の税金（農業所得、高級品、娯楽、アルコール飲料、賭博等に関するもの）、教育、病院、失業対策などを列挙している。

また、中央政府と州政府の共管権限として、刑事法及び刑事訴訟手続き、予備拘留、結婚・離婚、契約、経済・社会計画、社会保障、労働、民事訴訟、電力などがあり、これらについては中央政府と州政府のいずれも立法できる。ただし、対立した場合には中央政府が優越するほか、明記されていない残余権限については中央政府に留保されている。

2 下位の地方自治体

州レベルより下位の地方自治体の組織化及び分権については、従来各州政府に任されていたが、州は地方分権には消極的であり、権限・財源の委譲は遅々として進まなかった。このような状況を改善するため、1992年の第73次及び第74次憲法改正によって、地方自治制度が明文で規定された。都市部と農村部には異なる制度が導入されたが、これは、全人口の7割以上を農民が占める農業国であり、農村自治の伝統が重視されたことなどから、村落自治について定める憲法改正案が独立して作成されたことによる。

なお、憲法は州レベルより下位の地方自治体に関する事項を州政府の管轄と定め、詳細については州議会が個別に立法することを予定している。そのため地方自治に関する憲法上の規定は、都市部と農村部のいずれについても、組織や担当事務のごく基本的な事項に留まっている。

(1) 都市部自治体 (Municipality)

憲法第243Q条は都市部に設けられる自治体として、大都市地域における自治都市 (Municipal Corporation)、小都市地域における都市評議会 (Municipal Council) 及び農村から都市への発展段階にある地域におけるナガル・パンチャーヤト (Nagar Panchayat) の3種類の組織¹³について規定している。

規模的には、自治都市は州都クラスの大都市、都市評議会は概ね人口1万から2万5,000程度の都市、ナガル・パンチャーヤトはそれ以下の都市に置かれるが、具体的な指定は各州が法律によって行う。自治都市に指定されると、自治権や課税権が他の自治体より大幅

¹³ 具体的な名称は州により異なる。タミル・ナードゥ州では **Municipal Council** の代わりに「**Municipality**」、また **Nagar Panchayat** の代わりに「**Town Panchayat**」という名称を用いている。また、西ベンガル州では **Municipal Council** の代わりに「**Municipality**」を用いるほか、**Nagar Panchayat** ではなく「**Notified Area Authority**」と称し、さらに第4のカテゴリーとして「**Industrial Township Authority**」を設けるなど、州による差は大きい。

に認められ、財政面などで有利になるが、小規模な都市評議会等は一般的に自治権が小さく、細部にわたって州政府の監督や指導を受けることが多いといわれる。

(2) 農村部自治体 (Panchayat)

憲法第 243B 条は、農村部に三層構造の自治組織を設けることを定めている¹⁴。村 (Village) を最小単位として、複数の村を包含する中間単位の郡 (Intermediate)、複数の郡を包含する県 (District) の 3 つのレベルにおいて、それぞれパンチャーヤト (Panchayat) と呼ばれる自治組織が設けられる¹⁵。

【中央政府と地方自治体の関係】

インドでは、州政府を含む地方自治体はいずれも憲法上に位置付けられ、独自の行政権限や課税権についても憲法附則に明記されており、構造上は権力の非集中が制度化されている。

一方で、インド憲法には中央政府の州への介入あるいは中央への権力集中の正当性も明記されている。第一に、国会上院の 3 分の 2 以上の同意があれば、州管轄事項についても国会が 1 年間立法権を有することができる (第 249 条)。第二に、州が統治能力を失った場合には、大統領が非常事態を宣言して州を直接統治できる。立法権も国会に集中され、連邦制は停止される (第 250 条及び第 352~360 条)。その他にも、州知事を大統領が任命する制度や、州財政に対して中央財政から多額の補助を行う制度、また中央政府が採用した全インド公務職 (AIS) の公務員を州政府に派遣する制度など、中央集権的な性格を持つ仕組みが多く存在する。

これらの制度は、直接的には 1947 年のパキスタンの分離独立によってインド国民会議派が国家統一と領土保全への危機感を強めた結果設けられたものであったが、多様な民族や言語等による亀裂を抱えた複雑なインド社会において、歴史的に各地域の独自性が州政府や州政党の活動を通して表現されてきたという、州の存在の大きさの証左でもある。

¹⁴ 人口 200 万人以下の州 (ゴア、シッキムなど) には地区レベルのパンチャーヤトを設置する義務はない (インド憲法第 243 条 B 第 2 項) ため、三層構造とならないこともある。

¹⁵ 具体的な名称は州により異なる。タミル・ナードゥ州の例では郡レベルの「Intermediate Panchayat」を「Block Panchayat」(または「Panchayat Union」) と称している。

第2節 地方自治体の組織

1 州及び連邦直轄領

(1) 州

ア 州知事

州の名目的な長は知事 (**Governor**) である。知事は州首席大臣を長とする州閣僚会議の助言を受け、州行政を執行する。

知事の任命は、連邦閣僚会議の助言を受けて大統領が行う。任期は5年間である。大統領の任命を受けることから、州における中央政府の代表者としての性格も併せ持っている。憲法において、インド国民であること及び満 **35** 歳以上であることの他に具体的な要件は定められていないが、第一線を退いた元政治指導者や元官僚、退役軍人や著名な教育者などが任命されることが多いといわれる。

州知事は中央政府における大統領とほぼ同様の象徴的な存在であるが、一定の事項については独自の判断で行動することができる。例えば、州議会で可決された金銭法案を除く州法案は知事の同意がなければ成立せず、州知事は自らの判断で同意を保留する権限及び法案を大統領に提出して判断を仰ぐ権限、あるいは州議会に差し戻して再審議させる権限を有している。ただし、州議会で再度可決された法案については同意しなくてはならない。

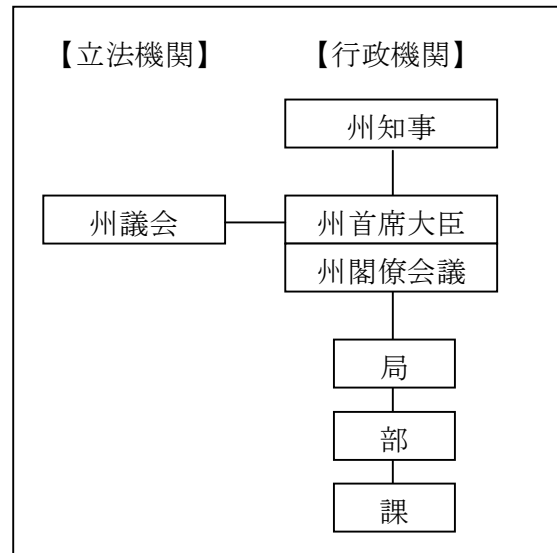
イ 州首席大臣及び州閣僚会議

州首席大臣 (州首相、**Chief Minister**) は州大臣 (**Minister**) によって構成される州閣僚会議 (**Council of Ministers**) の首席である。実質的な行政権限は州知事ではなく首席大臣にあり、中央政府における首相とほぼ同様の存在である。

首席大臣は州議会の指名に基づいて州知事が任命し、任期は当該知事の在任期間となる。憲法は具体的な要件について定めていないが、通常は州議会において多数を占める政党あるいは政党連合を率いる人物が任命される。首席大臣は他の州大臣の人選を行い、首席大臣の助言を受けて州知事が任命する。州閣僚会議は州議会に対して連帯責任を負っており、州大臣を長として、次官 (**Secretary**) を始めとする事務部門により行政府を構成している。一例として、タミル・ナードゥ州の閣僚会議の構成を挙げると図表 2-2-2 のとおりである。

州行政における全ての重要事項の決定には首席大臣の承認が必要である。主要政策に関する声明は首席大臣名で発表されるほか、行政府の実質的な責任者として、州政府内部における各種調整事務を担当している。

図表 2-2-1 州政府の組織



図表 2-2-2 タミル・ナードゥ州閣僚会議の構成

(出所：タミル・ナードゥ州政府ウェブサイト)

州首席大臣		
不可触民・民族福祉大臣	織物大臣	計画大臣
農業大臣	カダール織物委員会担当大臣	統計大臣
畜産大臣	保健大臣	公共事業大臣
水産大臣	高度教育大臣	歳入大臣
乳業・酪農開発大臣	高速道路大臣	農村開発大臣
後進階層・少数者福祉大臣	内務大臣	学校教育大臣
協同組合大臣	住宅・スラム撤去大臣	農村工業大臣
食糧大臣	都市開発大臣	社会福祉大臣
商業税大臣	工業大臣	タミル語利用推進大臣
登記大臣	情報通信大臣	情報大臣
電力大臣	労働大臣	ヒンドゥー教寄付大臣
環境大臣	法務大臣	観光大臣
森林大臣	地方行政大臣	運輸大臣
財務大臣	人事・行政改革大臣	スポーツ・青年福祉大臣
農村工業大臣	特命事項大臣	

ウ 州議会

州議会は連邦議会と異なり、ごく一部の州で二院制が導入されているのを除いて、大半の州で一院制が採られている¹⁶。

一院制の州議会及び二院制州議会の下院（**Legislative Assembly**）の議席数は **60** 以上 **500** 未満で、満 **18** 歳以上の州民の直接選挙により選出される。指定カースト及び指定部族に対して一定数の議席が割り当てられていること、アングロ・インディアン社会の代表者を知事が議員に任命できることなど、連邦議会下院と共通する点が多い。任期は5年であるが、満了前に知事により解散されることがありうる。議会は議員の互選により議会の運営を担当する議長及び副議長を選出する。

二院制州議会の上院（**Legislative Council**）の議席数は **40** 以上かつ下院の議席数の3分の1以下と定められている。議員は下院議員の選挙により非下院議員から選出される者、都市自治体や農村自治体の議員が兼職する者、その他知事が任命する者などにより構成される。知事による任命議員は、文学、科学、芸術、協同組合運動または社会事業に関する特別の知識や実際の経験を有する者をもって充てる¹⁷。任期は5年であり、解散もされないが、できるかぎり上院議員の3分の1について、国会の立法に従って2年が経過するごとに退職するものとされている¹⁸。

¹⁶ 憲法第 168 条において、ビハール州、カルナータカ州、マハーラーシュトラ州、ウッタル・プラデーシュ州の4州のみについて二院制の採用が定められている。

¹⁷ 憲法第 171 条第 5 項。

¹⁸ 憲法第 172 条第 2 項。

州議会は憲法が定める州政府専管事項の全て及び中央政府との共管事項について立法する権限を有する。ただし、一定の州法は大統領の同意がなければ成立しないなど、その立法権には制限も課せられている。

州議会は州財政の状況や州大臣の活動等について監視するほか、大統領選挙における投票権や連邦議会上院における州代表議員の選出権も有している。

(2) 連邦直轄領

連邦直轄領は、一般の州とは異なり、中央政府の直接の支配下に置かれている。大統領によって任命される行政官（**Administrator**）または連邦直轄領知事（準知事、**Lieutenant Governor**）を通じて、大統領が統治する形態がとられる。行政官は連邦直轄領における議会閉会中に条例を制定し公布する権限を持つなど、一定の立法権も有している。

なお、デリー及びポンディシェリーは連邦直轄領であるが、両地域には公選による議会と閣僚会議を設けて自治を行うことが法律で認められており、これらの連邦直轄領における準知事の役割は、一般の州知事のそれにより近い。

2 都市部自治体

都市部自治体は各州政府の都市行政部門が管轄している。その組織及び機能等は、憲法の規定を受けて各州が個別に定める法律等に依拠しているため、州により異なる¹⁹。

(1) 自治都市

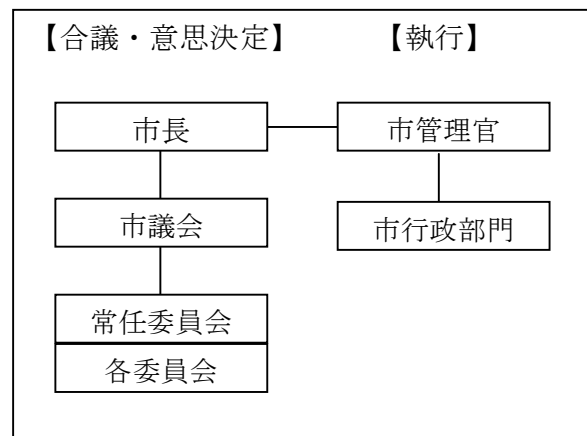
ア 市議会

都市における意思決定機関であり、原則として、住民の直接選挙で選出された議員（**Councillor**）から構成される²⁰。

憲法第 243T 条により、指定カーストもしくは指定部族の議席を対象地域の人口比率に比例する数だけ確保しなくてはならない。さらに、その議席の 3 分の 1 以上は指定カーストもしくは指定部族の女性によって占められなくてはならない。また、指定カーストもしくは指定部族を含めた全議席のうち、少なくとも 3 分の 1 は女性が占めなくてはならない。

任期は 5 年であり、各議員は行政分野ごとに委員会（**Committee**）を構成して活動す

図表 2-2-3 自治都市の組織



¹⁹ 一例を挙げると、西ベンガル州のコルカタ市においては、通常の自治都市の制度とは異なる「**Mayor-in-Council**」というシステムが導入されている。これは、市長を筆頭に、副市長及び 10 名以内の市議員により市の内閣を編成し、これを「**Mayor-in-Council**」と称して行政長官以上の権限を与えるものである。

²⁰ 州法によって、地方行政に関する特別の知識または経験を持つ公選以外の議員を加えることを定めることも可能である。

る。市議会の運営は常任委員会（**Standing Committee**）が担当する。

イ 市長

市議会議員の互選により、任期1年の市長（**Mayor**）が選出されるが、通常、市長は行政執行権を与えられておらず、議会の名目的な代表者にすぎない。

ウ 市管理官

市管理官（**Municipal Commissioner**）は自治都市の執行部門の長であり、市議会により決定された各種政策の実施責任を負う行政官である。名目的な存在である市長と異なり、市行政における実質的な権限を有している。州政府が任命し、任期は州法により定められるが、延長もしくは短縮されることもありうる²¹。市管理官は行政部門の長として、市職員を指揮して日々の行政実務を執り行う。

（2）都市評議会等

より小規模な都市における自治体である都市評議会等においても、組織の基本的な構造は自治都市とほぼ共通である。議員が互選で選出する代表者は議長（**President** または **Chairman of the Council**）と、市管理官に相当する職は執行官（**Executive Officer** または **Chief Officer**）と呼ばれる。

多くの州では議長の任期は1年から3年の間であり、州によっては住民が直接選挙により議長を選出するところもある。自治都市における市長と異なり、議長には合議部門及び行政部門の両方において実質的な権限が与えられていることもある。また、執行官は市管理官と同様に通常州政府が任命するが、州によっては都市評議会が任命するところもある。

3 農村部自治体

農村部自治体は各州政府の農村開発部門が管轄している。その組織及び機能等は、各州が個別に定める法律等に依拠しているため、州により異なる。憲法は村パンチャーヤト、郡パンチャーヤト、県パンチャーヤトの三層構造を想定しているが、各階層は必ずしも組織的に連結しているとは限らない²²。

（1）自治体組織

農村部自治体は議会と常任委員会、及び事務局からのみ成り立っており、議長（**Chairperson**）が首長を兼務している。従って、これらの自治体は合議機関であると同時に行政の最高機関でもある。県パンチャーヤトには執行官（**Chief Executive Officer**）、郡パンチャーヤトには地区開発官（**Block Development Officer**）が配置され、事務の執行

²¹ コルカタ市の例では、標準任期は5年間であるが、西ベンガル州政府の判断により、最長5年間の延長が可能である一方、いつでも解任することができる（コルカタ都市自治法第14条）。

²² 第3章第1節中のコラム「各レベルのパンチャーヤト間の連携について」参照。

にあたるが、村パンチャーヤトは一般に小規模であり²³、議員以外の職員はほとんど存在しない。

議員は住民の直接選挙によって選ばれ、任期は5年である。1村パンチャーヤトあたり議員数は、州によって村の規模に差があることから、平均5人弱のグジャラート州から18人を超える西ベンガル州までばらつきがある。

指定カースト及び指定部族、女性の議席が留保されている点及びその比率等については、都市部自治体と全く同様である。

(2) 村落総会

農村部自治体における象徴的な制度として、村パンチャーヤトのレベルで開催される村落総会（**Gram Sabha**）がある。村落における全有権者によって構成され、住民が直接地方行政に参加することができる会合である。実際の総会参加率は有権者の10%程度といわれる。

少なくとも年4回開催することが法律で定められており、農村における行政の透明性の確保と、住民ニーズの汲み上げに大きく貢献している。

主な役割は次のとおりである。

- ア 村パンチャーヤトの業務監査及び事業調整
- イ 村パンチャーヤトに対する拘束力のある提言
- ウ 予算及び計画の承認及び監査

第3節 その他の地方行政単位等

厳密な意味での地方自治組織には分類されないものの、インドの地方レベルにおける主な行政単位として、このほかに次のようなものが存在する。

1 県

州及び連邦直轄領は、1または複数の県（**District**）から構成される。県は都市部自治体及び農村部自治体から構成される²⁴。

(1) 県長官

州政府から県長官（**District Magistrate** または **District Collector**）が任命され、県内自治体間で紛争が発生した際の調整等を担当する。県長官は当該県における州政府の代表者

図表2-3-1 パンジャブ州の県構成

（出所：インド国勢調査ウェブサイト）



²³ 1村の全国平均人口は約4,800人弱である。

²⁴ 全国平均では、1つの県は約9の都市部自治体、1の県パンチャーヤト（若干の例外あり）、約10の郡パンチャーヤト、約395の村パンチャーヤトから構成される。

として、全ての行政分野について州政府が有する決定権限等を単独で行使できる。インドの地方行政における枢要なポストとして、通常、インド行政職（IAS）の上級官僚が配置される。

（2）県計画委員会

県のレベルには県計画委員会（**District Planning Committee**）が設置される。県内の全ての都市部自治体及び農村部自治体がそれぞれ立案した各自治体の開発計画を、県計画委員会が調整、統合して、県としての開発計画を定め、州政府に提出する。各県の開発計画は最終的に州政府で統合され、州の開発計画となる。

県計画委員会の委員については、その少なくとも5分の4以上について、県内の都市部自治体及び農村部自治体の議員の互選によって選出し、それぞれの割合は県内都市部及び農村部の人口比率とすることが憲法で定められている。

2 大都市地域

人口が **100** 万人以上で、1以上の県から成り、かつ2以上の都市部自治体、農村部自治体またはその他の隣接した地域から構成されるものであって、州知事が公示により大都市地域であると定めたものを大都市地域（**Metropolitan area**）といい（憲法第 **243P** 条）、大都市計画委員会（**Metropolitan Planning Committee**）が設置される。地域内の自治体の開発計画を取りまとめ、大都市地域全体としての開発計画を定め、州政府に提出する点については県計画委員会と同様であるが、州政府のみならず中央政府との十分な調整が特に求められている点で異なる。

大都市計画委員会の委員については、その少なくとも3分の2以上について、県内都市部自治体及び農村部自治体の議員の互選によって選出し、それぞれの割合は県内都市及び農村の人口比率とすることが定められている。

3 区

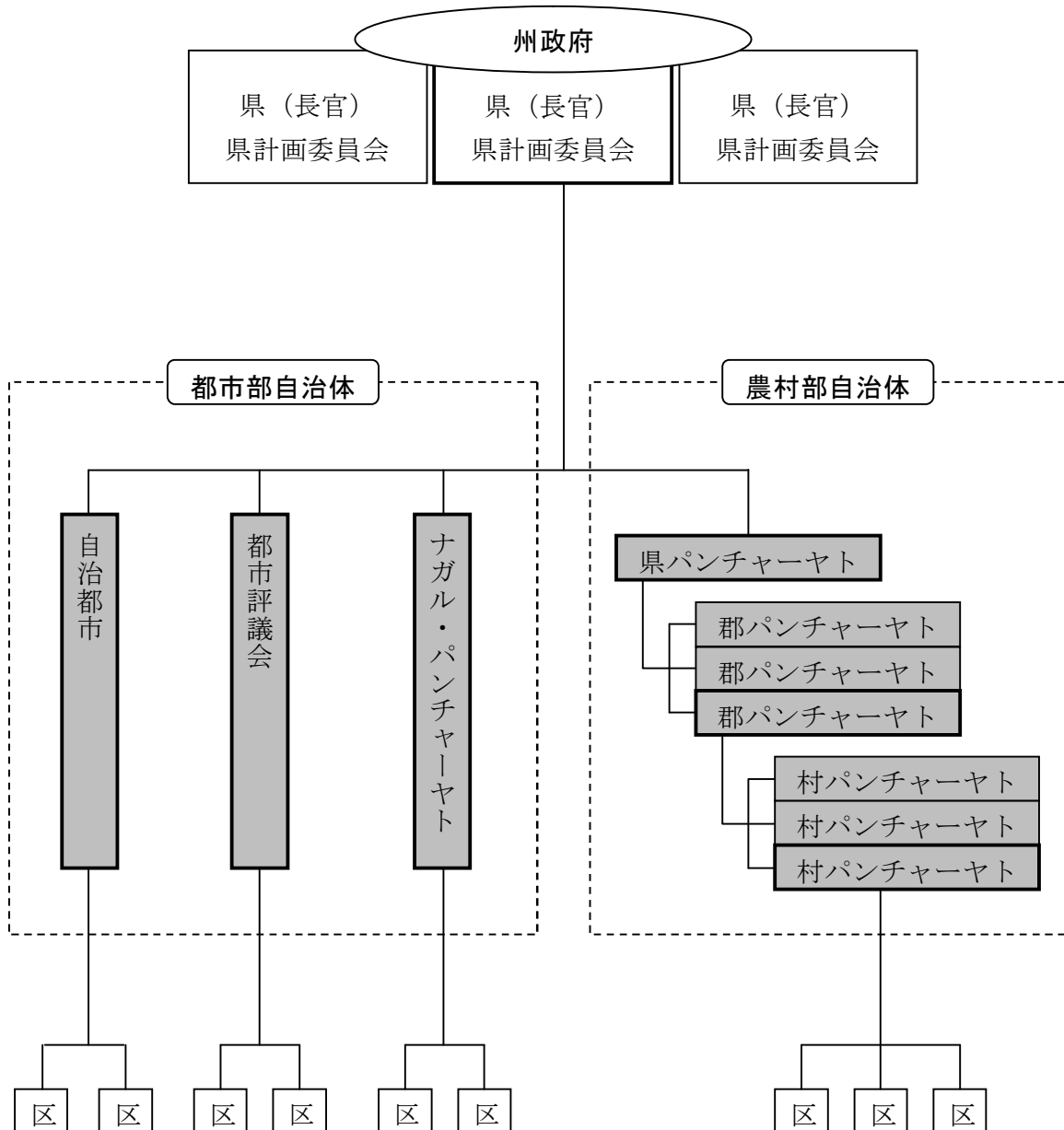
都市部自治体及び村パンチャーヤトは通常、複数の区（**Ward**）から構成されている。州より下位のレベルの地方自治体における選挙の際には、各区から通常1名の議員が選出され、議会において選出区の利益を代表する。憲法は **30** 万人以上の人口を持つ都市自治体に対し、区委員会（**Ward Committee**）を設けることを規定しており、その詳細については各州が定める。

【参考】

県及び区等の位置付けを含め、インドにおける地方行政機構の概念をあらためて図式化したのが図表 2-3-2 である。

図表中で網掛け表示した部分が、インド憲法において住民による自治を行うことが認められた、いわゆる「地方自治体」である。これらの自治体を束ねる形で、より広域の行政区域である県が設置されている。県には州政府からインド行政職（IAS）の長官が派遣され、州政府の機関として統治している。一方、より地域に密着した行政の便宜を図るため、都市部自治体及び末端の農村部自治体の下位には区が設けられている。

図表 2-3-2 インドの地方行政機構モデル図



第3章 地方自治体の機能と制度

本章では、地方自治体の階層ごとの機能及び具体的な担当事務と、その財政的な裏付けとなる地方財政制度の概要について述べる。

第1節 地方自治体の担当事務

第2章で触れたように、インドにおける地方自治体の構造には州ごとに特色や違いが見られるが、ここでは州政府、都市部自治体及び農村部自治体がそれぞれ担当する事務について概略を述べる。

1 州政府の担当事務

インド憲法第7附表に規定される州政府の主要な担当事務は以下の通りである。

- | | | |
|---------------------------|--------------|------------------------|
| ① 地方自治体 ²⁵ の管理 | ⑦ 飲用水の確保 | ⑬ 州内の取引と商業 |
| ② 公衆保健と衛生 | ⑧ 土地保全 | ⑭ 州内における財の
生産、供給と分配 |
| ③ 障害者・失業者の救済 | ⑨ 漁業 | ⑮ 協同組合 |
| ④ 交通整備 | ⑩ 鉱山・鉱物開発の規制 | ⑯ 州立工場の土地と
建物の管理 |
| ⑤ 農業振興 | ⑪ 工業の保護 | |
| ⑥ 家畜の保護、改良及び動
物病の予防 | ⑫ ガス、ガス工場の管理 | |

また、中央政府との競合行政事項として同リスト3に以下の12項目が同時に規定されている。

- | | | |
|-------------|---|-----------------------|
| ① 森林管理 | ⑤ 教育 | ⑨ 取引、商業と生産、
供給及び分配 |
| ② 経済・社会計画 | ⑥ 難民の救済と社会復帰 | ⑩ 工場 |
| ③ 人口管理と家族計画 | ⑦ 主要港湾以外の港湾管理 | ⑪ ボイラー管理 |
| ④ 社会保障と社会保険 | ⑧ 海運、航行と内陸水路、
水路の規則、内陸水路によ
る乗客と財の輸送 | ⑫ 電力 |

州政府の事務の中では、秩序維持、下級司法行政及び経済・社会開発部門が重要とされている。特に、農業基盤とインフラの開発について強い権限と財源を持っており、経済・社会開発の分野において州政府が果たす役割は大きい。また、1992年の第73・74次憲法改正以降、開発事業については、下層の都市部・農村部自治体に事務を委任するとともに、積極的な財政補助を行って地方分権の推進を図ることが、州政府に期待されている。

²⁵ 都市部自治体及び農村部自治体を指す。

2 都市部自治体の担当事務

(1) 憲法上の規定

インド憲法第 243W 条及び第 12 附則において、下記 18 分野に関する業務の遂行及び計画の実施が都市部自治体の責務とされている。

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| ① 市街地計画を含む都市計画 | ⑩ スラムの改良及び改善 |
| ② 土地利用及び建築物建設に関する規制 | ⑪ 都市部における貧困対策 |
| ③ 経済的及び社会的開発に関する計画 | ⑫ 都市部における施設、すなわち公園、庭園、遊園地等の供与 |
| ④ 道路及び橋梁 | ⑬ 文化的、教育的及び美的側面の推進 |
| ⑤ 家庭用、産業用及び商業用水の供給 | ⑭ 埋葬及び埋葬地、火葬及び火葬場並びに電気式火葬 |
| ⑥ 公衆保健及び衛生管理、廃棄物管理 | ⑮ 家畜小屋、動物に対する残虐行為の禁止 |
| ⑦ 消防 | ⑯ 出生及び死亡の登録を含む人口動態統計 |
| ⑧ 都市部緑化、環境保護及びエコロジーの推進 | ⑰ 街灯、駐車場、バス停留所を含む公共の便益 |
| ⑨ 身体障害者及び精神障害者を含む社会における弱者層の利益保護 | ⑱ 解体処理上及び皮なめし工場の規制 |

(2) コルカタ市の事例

都市部自治体で実施される実際の事務内容については、州政府の立法や各地域の状況により異なる。ここでは具体的な事例として、西ベンガル州の州都であるコルカタ市（人口約 458 万人）における行政の実態について、同市におけるヒアリング内容等に基づいて述べる。同市はコルカタ自治都市法により、地方自治体の中で自治権や課税権が最も広く認められるカテゴリーである「自治都市」に指定されている。

ア 義務的事務（コルカタ自治都市法第 29 条）

コルカタ市の担当行政事務は、大きく義務的事務と任意的事務に区分されており、次の事務については、その実施が市の義務であると定められている。

- | | |
|---------------------------|------------------|
| ① 飲料水の供給 | ⑨ 福祉及び健康に関する事務 |
| ② 汚物及び廃棄物等の収集及び除去 | ⑩ 商業に関する規制（免許制度） |
| ③ 公道の建設及び維持管理 | ⑪ 市場及び屠畜場の運営 |
| ④ 街灯の設置 | ⑫ 歴史的建造物の維持管理 |
| ⑤ 下水道の運営 | ⑬ 各種記録及び統計 |
| ⑥ 道路及び土地の命名及び地番付与 | ⑭ 消火用水源の提供 |
| ⑦ 街路樹等の植樹 | ⑮ 防火及び治安サービスの提供 |
| ⑧ 公園及び庭園またはグラウンドの建設及び維持管理 | |

イ 任意的事務（コルカタ自治都市法第 30 条）

次の事務については、財源等の余裕がある場合に、市の判断によりその全部または一部を実施することができるものとされている。

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| ① 教育の推進 | ⑧ 家畜用水飲み場の建設及び管理 |
| ② 図書館、博物館及び動物園の
設立及び管理 | ⑨ 市職員の住居の購入、建設及び管理 |
| ③ 建築物及び土地の測量 | ⑩ 市職員の福祉 |
| ④ 公共の場所及び行楽地における
音楽及び娯楽の提供 | ⑪ 病院及び診療所の設立及び管理 |
| ⑤ 博覧会及び展示会の準備及び管理 | ⑫ 遊泳プール、入浴場及びその他の
公衆衛生改善のための施設の供与 |
| ⑥ ⑤のために必要な動産及び
不動産の取得 | ⑬ 倉庫、ガレージ及び家畜運搬台の
建設及び管理 |
| ⑦ 旅行者用休憩所、救貧院、児童養護
施設及び障害者保護施設の建設 | ⑭ 市民への居住施設供与 |
| | ⑮ 公共安全及び公衆衛生促進のための
あらゆる方策 |

ウ コルカタ市の行政組織

表 3-1-1 に示すとおり、35 の部局に 35,684 人の職員を配置してア及びイの事務等を実施している。廃棄物処理部門には全職員の 3 分の 1 以上にあたる 13,491 人が配置されているほか、上下水道に携わる職員も合計で全体の約 14% に上る。

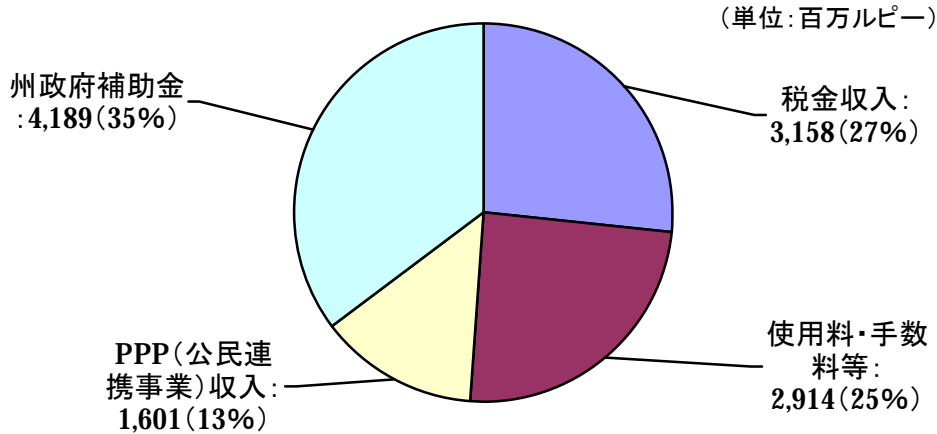
表 3-1-1 コルカタ市行政組織及び職員数（出所：コルカタ市提供資料）

部門名	職員数	部門名	職員数
広告部	42	都市管理研修所	15
娯楽部	31	内部監査部	21
課税・徴収部	1,626	法務部	89
建設部	259	免許部	550
スラム開発部	25	街灯部	1,372
市街地計画部	12	市場部	516
中央記録部	41	市事務局	460
データ処理部	60	職員採用委員会	47
下水排水部	1,244	人事部	230
教育部	1,165	計画開発部	111
選挙部	61	印刷部	139
電力部	111	道路部	777
エンジニアリング部	4,670	廃棄物処理部	13,491
内部工作室	472	資材部	277
不動産部	111	浄水部	3,383
財務会計部	1,006	給水部	460
保健部	2,544	職員調査部	13
広報部	38	その他	215

エ 市予算の概要 (2006/2007 会計年度)

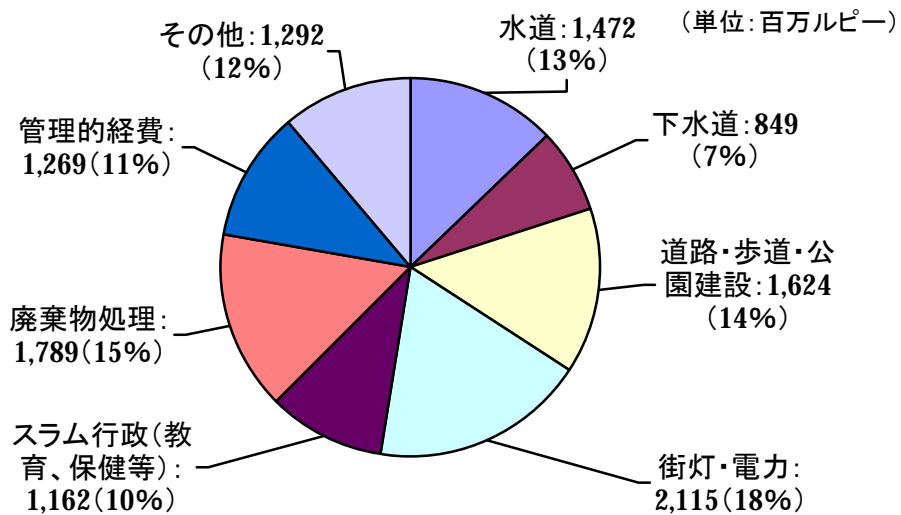
(ア) 歳入：11,862 百万ルピー (約 349 億 9,300 万円)

コルカタ市は比較的自主財源が豊富な自治都市に指定されているとはいえ、歳入に占める州政府からの補助金の割合は 35% に上っている。



(イ) 歳出：11,570 百万ルピー (約 341 億 3,200 万円)

歳出項目の中で最大の金額を占めるのは街灯の整備等に関する業務である (18%)。これに廃棄物処理 (15%)、道路・歩道・公園建設 (14%) が続く。



【州政府と都市部自治体の関係】

州の都市部自治体法が定める内容や都市部自治体の経済的な裕福さ等によって差はあるものの、一般には州政府の力がかなり強いと言われる。西ベンガル州のコルカタ自治都市法の規定及びコルカタ市から提供された資料等によれば、西ベンガル州政府とコルカタ市政府の関係は次のとおりであり、州政府の優越性がうかがえる。

- 1 州政府は市政府に対して、いかなる書類の提出も要求できる。
- 2 州政府は州政府職員に命じて、市政府のいかなる部局、事務所、業務及び財産等についても、調査または検査を行わせることができる。
- 3 州政府が市政府の不正を検知した場合、市政府に対して直接是正を命じるか、州政府職員に命じて当該不正の是正を行わせることができる。
- 4 州政府は市政府の能力が不十分であると考えられる場合には、市政府を解散することができる。
- 5 市政府で成立した規制等は全て州政府の審査を受けなくてはならない。
- 6 市の会計検査は、州政府の任命を受けた監査局が実施する。

3 農村部自治体の担当事務

インド憲法 **243G** 条及び第 **11** 附則において、下記 **29** 分野に関する業務の計画及びその遂行が農村部自治体の責務とされている。

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------|
| ① 農業普及事業を含む農業 | ⑩ 農村住宅建設 |
| ② 土地改良、土地改革の実施、
土地整理及び土壌保全 | ⑪ 飲料水 |
| ③ 小規模灌漑、水管理及び流域開発 | ⑫ 燃料及び飼料 |
| ④ 畜産業、酪農業及び養鶏業 | ⑬ 道路、排水路、橋梁、渡船、用水路
及びその他の交通 |
| ⑤ 漁業 | ⑭ 電力供給を含む農村における電化 |
| ⑥ 社会林業及び農園林業 | ⑮ 非通常型エネルギー資源 |
| ⑦ 小規模森林生産物 | ⑯ 貧困対策事業 |
| ⑧ 食品加工業を含む小規模工業 | ⑰ 初等及び中等教育の実施 |
| ⑨ 繊維業、農村及び家内制手工業 | ⑱ 技術訓練及び職業訓練 |
| | ⑲ 成人及びノンフォーマル教育 |
| | ⑳ 図書館 |
| | ㉑ 文化事業 |
| | ㉒ 市場の管理 |
| | ㉓ 病院、一次医療センター及び
診療所を含む保健及び衛生 |
| | ㉔ 家族福祉 |
| | ㉕ 女性及び児童福祉 |
| | ㉖ 身体障害及び精神障害に対する
福祉を含む社会福祉 |
| | ㉗ 弱者層の福祉、特に指定カースト
及び指定部族の福祉 |
| | ㉘ 配給制度 |
| | ㉙ コミュニティ施設の維持 |

農村部自治体で実際に行われる事務内容は、州政府の意向や各地域の状況によって異なるが、一般に、各レベルの農村部自治体における主な担当事務は概ね次のとおりである。

(1) 村パンチャーヤト

基礎的自治体として、村落での生活に密着した行政事務を担当しており、パンチャーヤト道路として分類される全ての公共道路とそれに付随する橋・排水溝等の管理保全、村落施設の整備と建築規則の制定、公共道路や公共の場所における街灯の整備、排水溝と暗渠の整備、ごみの収集や樹木の剪定など地域の衛生保全、井戸や上水道の整備と水環境の保護、墓地や火葬場の設置及び管理などがその主なものである。

(2) 郡パンチャーヤト

郡レベルのパンチャーヤトは、一般に三層構造をとるパンチャーヤト自治における中間自治体として、村と県の調整機能を果たしている。主な担当事務には、自然災害時の対応や県・州・中央政府から委任された建設事業などのほか、農業・畜産業・漁業の振興、上水道整備、社会人教育、公共市場の設置、母子福祉施設の建設を含む社会福祉、産業育成などがある。

(3) 県パンチャーヤト

県パンチャーヤトは、各郡パンチャーヤトの開発計画を県レベルの開発計画として取りまとめ、さらに州政府の開発計画に反映させる立場にある。主な行政事務は、郡と県レベルでの開発事業の促進と実行、協働について全体的な監督を行うことであり、州政府から予算や人員の提供を受けてインフラ整備事業や産業開発、保健医療や教育に係る事業等も実施している。

【各レベルのパンチャーヤト間の連携について】

各レベルのパンチャーヤトの間の関係等は、各州が法律で規定するものであり、州によって大きな差がある。

例えば、西ベンガル州のパンチャーヤト法においては、村パンチャーヤト間の連携・調整を図るために郡パンチャーヤトのメンバー数名が村パンチャーヤトに参加する規定となっている。同時に郡レベルでは、村パンチャーヤトの代表、専任の役員、そして地区開発官（**Block Development Officer**）を筆頭とする州政府の役員によって郡パンチャーヤトが構成される。地区開発官が郡パンチャーヤトの執行官（**Executive Officer**）を務めることにより、郡レベルと州政府との連結・融合を狙ったものである。また、県パンチャーヤトの代表には西ベンガル州の大臣としての地位が与えられている。これにより州政府の開発予算がパンチャーヤトに拠出されやすくなり、パンチャーヤト自治のさらなる民主化と州政府からの支援の強化という二つの課題の解決が図られている。

一方、タミル・ナードゥ州の事例では三層のパンチャーヤトは完全に独立しており、議員の選挙も各層単位で実施され、議員が重複しない仕組みとなっている。

第2節 地方財政制度

1 中央－州政府間の財政関係

中央政府と州政府の課税権配分は、憲法の第7附則に明記されている。一般に、課税ベースが州際にまたがるものは中央政府が、課税ベースが局地的であるものは州政府が課税権を有する。また、中央政府は非農業関連の所得・資本に対して、州政府は農業関連の所得・資本に対して、それぞれ課税権を有する。農業が **GDP** に占める割合は2割弱に過ぎないことを考えると、徴収額では中央政府に有利な税目配分といえる。

表3-2-1 中央政府と州政府の主な課税権区分

中央政府課税権	州政府課税権
1. 所得税（農業所得を除く）	1. 地租
2. 関税（輸出税を含む）	2. 農業所得税
3. タバコ及びその他の国産品消費税（アルコール飲料、阿片、大麻及びその他の麻酔薬を除く）	3. 農地相続税
4. 法人税	4. 農地保有税
5. 資産税（個人・企業の農地を除く）及び法人資産税	5. 土地・建物税
6. 遺産税（農地を除く）	6. 鉱権税
7. 相続税（農地を除く）	7. アルコール・麻酔薬消費税（医療用、化粧品、備品用を除く）
8. 鉄道、会場または空路で輸送される財及び乗客への通行税	8. 物品入域税
9. 証券取引税（印紙税を除く）	9. 電力消費税、電力売上税
10. 印紙税	10. 売上税（新聞を除く）
11. 新聞売上税と新聞広告税	11. 広告税（新聞を除く）
12. 州際取引税（新聞を除く）	12. 車輻税
	13. 動物税、船舶税
	14. 通行税
	15. 雇用税
	16. 人頭税
	17. 奢侈税（遊興・娯楽・賭博を含む）
	18. 文書用印紙税（中央政府課税対象のものを除く）

参考：財団法人 地方自治協会「アジア諸国の地方制度（III）」p51～52

山本盤男「連邦国家インドの財政改革の研究」（九州大学出版会）p129

州政府課税権のうち物品入域税（オクトロイ）は、州政府より下位の都市部自治体及び農村部自治体のレベルで課される税金である²⁶。特定の物品が該当の自治体に利用、消費または販売目的で入境した場合に課され、税率は物品及び自治体により異なる。

²⁶ 財移動の障害を取り除くため、多くの州では都市部自治体及びパンチャーヤトのレベルでの物品入域税を廃止しつつある。その代わりに州が越境税を課して、その純収入を補助金形態で地方自治体に移転する州もある。

2 中央—州政府間の財源移転

インドは目覚ましい経済成長を遂げているが、州政府の税収の伸びは低いままで、所管する行政事務を実施するために十分なものになっていない。前述したとおり、州政府の課税対象は農業関係に偏っているが、農民が人口の7割を占めるインドにおいて、農業所得等農民に対する課税を拡大することは政治的に困難なためである。そこで、中央政府から州政府への大規模な財源移転が行われており、**2006/2007**年度予算では全州政府の総収入（6兆**7,212**億ルピー、約**19**兆**8,275**億円）に占める中央政府からの財源移転総額は**33.2%**（2兆**2,313**億ルピー、約6兆**5,823**億円）に達している。

（1）財源移転制度

財源移転は税収分与、補助金及び貸付けの3形態によって行われている。それらが移転全体に占める割合は、順に概ね**49%**、**45%**、**6%**（**2006/2007**年度予算）である。財源配分機関及び配分形態は次のとおりである。

（イ）財政委員会（**Finance Commission**）（移転全体の約**50%**）

所得税及び消費税の税収分与、織物・たばこ・砂糖の売上税を代替する付加消費税（**VAT**）の分与、憲法第**275**条が定める州政府予算の収入不足に対する補助金、鉄道乗車料金税の廃止を代替する補助金

（ロ）計画委員会（**Planning Commission**）（移転全体の約**30%**）

憲法第**282**条が定める経常会計での州計画への補助金及び第**293**条が定める資本会計での州政府への貸付け

（ハ）中央政府・省（移転全体の約**20%**）

中央計画事業・中央補助計画事業による補助金及び貸付け

（2）財政委員会

財政委員会は、中央政府が賦課する所得税と連邦消費税について、中央—州政府間の垂直的不均衡と、州政府相互間の水平的不均衡とを是正する目的で税収の分与を実施するための勧告を行う機関であり、憲法規定に基づいて5年毎に設置される。財政委員会による税収分与は、中央—州政府間の財源移転制度の中核を成している。

直近では、第**12**次財政委員会が**2005/2006**～**2009/2010**年度の5年間についての報告書を**2004**年に提出しており、中央政府の全税収の**30.5%**を州政府に移転すること、中央政府の経常収入全体の**38%**を上限として州政府に移転すること、効率性及び財政規律の重視などについて勧告が行われた。

州間の配分基準としては格差補填アプローチを採用しており、人口、1人あたり所得などの要素を基準に行われ、各財政委員会が具体的な数値を決定する。第**12**次財政委員会では、ウツタル・プラデーシュ州に最大の約**19%**を配分した一方、シッキム州には最小の**0.2%**しか配分していない。なお、各州は州財政委員会を組織し、州政府から都市部自治体及び農村部自治体への財源配分を行っているが、一般にこれら下位自治体の財政基盤は弱く、特に小規模な団体は州政府の補助に大きく依存している。

第4章 主な州・地域の特徴

インドは極めて広大であり、地域ごとにさまざまな差異を抱えた多様な国家である。本章では、インドの主要な州を取り上げ、それぞれの地域の特徴について記述する。これらの州を含むインド全州及び連邦直轄領に関する詳細なデータについては、本書巻頭のインド全図及び巻末の資料編も参照されたい。

第1節 デリー準州²⁷

1 地勢



ムガル帝国時代に建設された皇帝の居城ラール・キラー

(1) 位置等

デリー準州はインド北西部に位置し、首都ニューデリーが置かれている。周囲をウッタール・プラデーシュ州及びハリヤナ州に囲まれており、ガンジス川支流のヤムナー川がニューデリーの近くを南北に流れている。南西に位置するラージャスターン州から続くアラバリ丘陵の端に位置し、標高は**200～300m**である。準州内は9の県に分かれており、**62**の都市部自治体が設けられている。農村部自治体は存在しない²⁸。

(2) 面積

1,483 平方キロメートル（大阪府よりやや小さい面積）。国内第**30**位。

(3) 気候

北をヒマラヤ山脈、南をデカン高原に挟まれた東西に長い平地に位置するため、夏は非常に乾燥し酷暑となるのがデリーの気候の特徴である。月平均最高気温は5月で**39.6℃**まで上がり、**45℃**を超える日もある一方、月平均最低気温は1月で**7.3℃**まで下がる。平均年間降水量は**574mm**である。

²⁷ 厳密には「デリー国家首都地区」(National Capital Territory of Delhi) である。デリー連邦直轄領またはデリー首都圏とも呼ばれる。

²⁸ 本章中の都市部自治体の数は**2001**年国勢調査に、農村部自治体の数はパンチャーヤティ・ラージ省ウェブサイトによる。

(4) 歴史

デリーはインドの歴史の中で非常に重要な役割を果たしてきた都市である。**3,000**年以上も前に叙事詩「マハーバーラタ」に描かれた王国インドラプラスタが、現在知られているデリーの最も古い姿といわれる。その後ペルシャ（現在のイラン）など多くの勢力の侵略を受けてきたが、**17**世紀にはムガル帝国のシャー・ジャハーンによって首都がアグラからデリーに移された。その際建設された都市シャージャハナーバードが、現在のオールドデリーにあたり、現在でも当時の街並みの姿がほぼそのままの姿で残っている。

ニューデリーは、**1912**年にイギリス領インドの行政府所在地がコルカタ（当時カルカタ）から移された際、デリーの南方に行政都市として建設されたものである。イギリス人によって都市計画が進められたため、道路が整然と配置されており、旧市街であるオールドデリーとのコントラストが際立っている。ニューデリーは**1947**年の独立後にインド連邦の首都となり、その他の周辺区域とともに、現在のデリー準州を構成している。

2 州に関する主要データ

- (1) 人口：**13,850,507**人（男性：**7,607,234**人、女性：**6,243,273**人）。国内第**18**位。
- (2) 識字率：**81.7%**（男性**87.3%**、女性**74.7%**）
- (3) 主な宗教：ヒンドゥー教**82.00%**、イスラム教**11.72%**、シーク教**4.01%**
- (4) 主な言語：ヒンディー語、パンジャブ語、ウルドゥー語

3 経済・産業

首都ニューデリーを擁する大都市圏として、サービス産業を中心に栄えている。**2005/2006**年度の一人当たり州GDPは**63,136**ルピー（**186,251**円）、国内第**4**位である。

金融業、保険業、不動産などのサービス業を始め、電子機器、自動車、自動車部品、繊維などの製造業も盛んである。

外資系企業の本社や事業所も多く置かれているが、産業立地規制があることから、工場は周辺のハリヤナ州（グルガオンなど）やウッタル・プラデーシュ州（ノイダなど）に設置している企業が多い。最近では近郊の土地も不足しつつあり、より西部に位置するラージャスターン州にまで工業団地が造られ、周辺には工場の立地が進んでいる。

4 政治・行政の動向

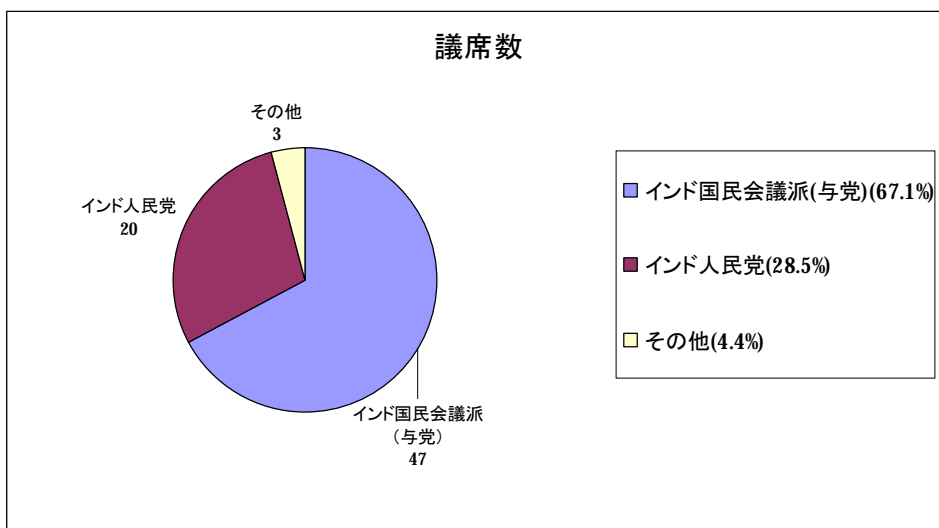
デリー準州は、首都という特殊性により、**1956**年の州再編の際に連邦直轄領となっている。従来、他の連邦直轄領と同様、議会及び政府の存在を認められていなかったが、**1991**年第**69**次憲法改正及びデリー首都圏統治法（**The Government of National Capital Territory of Delhi Act, 1991**）の成立により、一院制の議会（**70**議席、うち**13**議席は指定カーストに留保）及び首席大臣を長とする州閣僚会議（内閣）が設置されるに至っている。また、他州の知事に相当する名目的な長として、連邦直轄領知事（準知事、**Lieutenant Governor**）が置かれている。ただし、準州政府の権限は制限されており、他の州が持つ警察、土地に関する権限は連邦政府に委ねられている。

議会設置後の **1993** 年選挙以降、デリー準州においてはインド人民党とインド国民会議派による二大政党体制が続いている。インド人民党は当初の 5 年間政権を維持したが、政党内の混乱もあり、**1998** 年インド国民会議派が政権を奪取するに至った。**2003** 年の選挙でもインド国民会議派が大勝し、議会設置以降初めて同一政党が 2 期連続して政権を握っている。

なお、準州としてインド国会に対して上院 3 議席、下院 7 議席が割り当てられている。

連邦直轄領知事：バンワリ・カル・ジョシ（**2004** 年 6 月 9 日～）

首席大臣：シーラ・ディクシット（**2003** 年 12 月 15 日～）



課題となっているのは、道路等インフラ整備の遅れのほか、ヤムナー川の水質汚染である。これはデリー首都圏の急激な人口増加、工業化、ヒन्दゥー教で執り行われる遺骸の水葬が原因とされる。このため、日本の円借款に基づき国際協力銀行（**JBIC**）が下水道施設や公衆衛生施設の建設に対する資金援助を行っているが、予想以上の人口増加及び施設の不足のため、水質は思うように改善されていない。

5 その他

(1) 進出している主な日系企業

103 社（**2007** 年 2 月 在インド日本国大使館作成資料より）

スズキ、トヨタ自動車、デンソー、伊藤忠商事、丸紅、三菱商事、三井物産、東芝、松下電工、清水建設、電通、日本通運、三菱東京 **UFJ** 銀行など多数。

(2) 姉妹都市・友好都市

2007 年 3 月 5 日、福岡県とデリー準州の間で、日本とインドの州レベルとしては初となる友好提携の調印が交わされている²⁹。

²⁹ デリー準州政府からの聞き取りによれば、デリー準州は市と州双方の立場を有しており、市の立場としては従来から 4 都市と交流を行っていた（中央政府によりロンドン、シカゴ、モスクワ、ウランバートルの 4 都市に限定されていた）。

第2節 マハーラーシュトラ州

1 地勢



タージ・マハル・ホテル（ムンバイ市内）

（1）位置等

マハーラーシュトラ（「偉大な国家」の意味）州はインド西部に位置し、国内で人口最大の都市である州都ムンバイがある。グジャラート、マディヤ・プラデーシュ、チャットティスガル、アーンドラ・プラデーシュ、カルナータカ、ゴアの各州に囲まれている。西海岸でアラビア海に面する。**35** の県、**378** の都市部自治体、**29,203** の農村部自治体がある。

（2）面積

307,713 平方キロメートル（本州・四国・九州を併せた面積に近い）。国内第3位。

（3）気候

熱帯性モンスーン気候である。3月から5月まで乾期が続き、その後雨期が6月から10月頃まで続く。州都ムンバイにおける月平均最高気温は11月で**33.4℃**まで上がるが、4・5月においても同程度の気温となる。一方、月平均最低気温は1月で**16.4℃**まで下がる。平均年間降水量は**5,266mm**である。

（4）歴史

一説には、マハーラーシュトラの名は7世紀にインドを訪れた玄奘三蔵の「大唐西遊記」に既に出てくるといふ。この地域はサータヴァーハナ朝やチャールキヤ朝に統治されたが、**1307**年にはイスラム王朝の支配下となる。その後**16**世紀の中頃までイスラムの領主達が覇を競った後、マラータ人のシヴァージーが現れマラータ帝国を興し、ムガル帝国と敵対した。**18**世紀にはインドの大部分がマラータ帝国の支配下に入るなど興隆したが、**19**世紀にはイギリスに占領された。**1947**年の独立時にボンベイ州となるが、**1960**年5月には2つに分割され、北のグジャラート州とマハーラーシュトラ州が誕生した。

2 州に関する主要データ

（1）人口：**96,878,627**人（男性：**50,400,596**人、女性：**46,478,031**人）国内第2位。

- (2) 識字率：76.9%（男性 86.0%、女性 67.0%）
- (3) 主な宗教：ヒンドゥー教 80.37%、イスラム教 10.60%、仏教 6.03%
- (4) 主な言語：マラーティー語、ヒンディー語、ウルドゥー語
- (5) 主要都市：ムンバイ（州都、旧名ボンベイ、人口 11,914,398 人）、プーネ（2,540,069 人）、ターネ（1,261,517 人）、ナシク、ナグプル、オーランガバード

3 経済・産業

2005/2006 年度の一人当たり州 GDP は、33,746 ルピー（99,550 円）であり、国内第 6 位である。

州全体の主要産業は自動車製造、製糖、石油化学、食品加工、皮製品、電気製品、印刷出版、製紙等であり、また映画と観光産業は州の経済と社会生活に重要な位置を占める。ムンバイにはタタ・グループやゴドレージ・グループといったインド企業の本社が数多くある。また、西部ではぶどうの栽培が盛んであり、州全体でインドのぶどうの 7 割強を生産している。

インドの金融と商業の首都と呼ばれる州都ムンバイを擁する。また旧名をもじった「ボリウッド」の名前で知られるように、インド映画の一大産地として有名である。

4 政治・行政の動向

議会制民主主義を採っており、立法機関は下院（Vidhan Sabha）と上院（Vidhan Parishad）の二院制である。うち下院の議員の任期は 5 年で、定数は 288 議席と規定される。そのうち 18 議席が指定カースト、また 22 議席が指定部族に留保されている。一方で上院の現議席数は 78 議席であり、解散はないものの全議員のうち 3 分の 1 が 2 年ごとに引退し、新しい議員が州政府の推薦や特定の団体等から間接的に選ばれ、交替する。

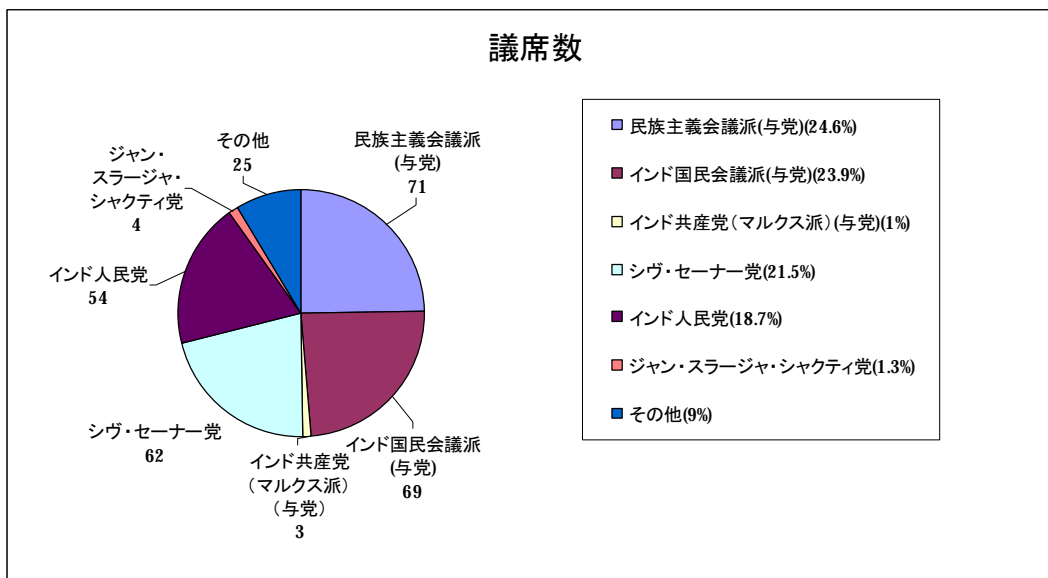
1980 年代までインド国民会議派が優勢であったが、90 年代に入りインド国民会議派とサフラン同盟（インド人民党とシヴ・セナー）が対立する図式で議席数争いを続け、99 年の選挙でインド国民会議派と民族主義会議派による連立政権が樹立され、今日に至っている。

2004 年 10 月に行われた州議会選挙では、インド国民会議派と民族主義会議派による会議派連合がサフラン同盟に勝利し、引き続き州政府与党となった。州東部の経済発展の恩恵を受けていない地域では、州政府の行政への不満から選挙時に州与党の得票率が下がる傾向にあるが、この選挙でも同様にサフラン同盟は都市部以外の地域で票を伸ばした。

なお、州としてインド国会に上院 19 議席、下院 48 議席が割り当てられている。

知事：ソマナハリ・マライア・クリシュナ（2004 年 12 月 6 日～）

首席大臣：ヴィラスラオ・デシュムーク（2004 年 11 月 1 日～）



1990年代の経済自由化以降インド国内でも有数の経済発展を遂げているが、一方では州の東部は未だに農業を中心とした後進地域であり、ムンバイを中心とする州西部との間に大きな格差が生まれている。中でも最も後進的なヴィダルバ地方を始めとする農村地域では、雇用問題、不十分なインフラ整備、電気・水道の供給不足等多くの問題を抱えている。こうした地域間の経済格差の是正が州政府の当面の大きな課題となっている。

5 その他

(1) 進出している主な日系企業

79社（2007年2月 在インド日本国大使館作成資料より）

ムンバイ 58社（三井物産、三菱東京UFJ銀行、商船三井、オリンパスなど）
 プーネ 18社（東洋ラヂエーター、矢崎総業、ユタカ技研、シャープなど）
 ターネ 2社（日精ASB機械、住友化学工業）
 オーランガバード 1社（太陽化学）

(2) 姉妹都市・友好都市

1965年6月26日に横浜市とムンバイ市（当時ボンベイ市）が姉妹都市提携を締結して以降、新規締結はなかったが、新たに岡山県が2006年1月19日にプーネ市、2006年1月20日にピンプリ・チンチウッド市との間に友好交流協定を締結するに至った。

第3節 タミル・ナードゥ州

1 地勢



チェンナイ市内風景

(1) 位置等

タミル・ナードゥ州はインドの南端に位置し、アーンドラ・プラデーシュ、カルナータカ、ケーララの各州と境を接している。カヴァリーデルタの広がる東の海岸部と北西部の丘陵地帯で二分されており、南に向かってラマナサプラムとマドゥライの平原が広がる。**30** の県、**832** の都市自治体、**13,032** の農村部自治体がある。

(2) 面積

130,058 平方キロメートル（本州の面積の半分よりやや大きい）。国内第 **10** 位。

(3) 気候

山岳部を除くタミル・ナードゥ州の大部分は半乾燥熱帯モンスーン気候に分類される。州都チェンナイにおける月平均最高気温は6月で **36.6℃** まで上がり、月平均最低気温は1月で **20.6℃** まで下がる。平均年間降水量は **882mm** である。

(4) 歴史

6世紀から9世紀にかけてチャールキヤ朝、9世紀半ばからチョーラ朝の栄えたこの地域では **12** 世紀頃にイスラムの支配者が勢力を拡大した。その後、**12** 世紀半ばにヴィジャヤナガル王国が成立し **300** 年近く続いたものの、**17** 世紀の中頃にはイギリスによる支配が始まり、**1947** 年の独立まで続いた。独立後にはマドラス州として再編されたが、**1953** 年にはテルグ語族がアーンドラ・プラデーシュ州に分離し、次いで **1956** 年にはマドラス州はケーララ、マイソール、マドラスの3州に分裂する。**1968** 年にマドラス州はタミル・ナードゥ州に改称し今日に至っている。

2 州に関する主要データ

(1) 人口：**62,405,679** 人（男性：**31,400,909** 人、女性：**31,004,770** 人）国内第6位。

(2) 識字率：**73.5%**（男性 **82.4%**、女性 **64.4%**）

- (3) 主な宗教：ヒンドゥー教 **88.11%**、キリスト教 **6.07%**、イスラム教 **5.56%**
- (4) 主な言語：タミル語、テルグ語、カンナダ語
- (5) 主要都市：チェンナイ（州都、旧名マドラス、人口 **4,216,268** 人）、コインバートル（**923,085** 人）、マドゥライ（**922,913** 人）、ティルネルヴェティ、カルール

3 経済・産業

2005/2006 年度の一人当たり州 GDP は、**28,152** ルピー（**83,048** 円）であり、国内第**14**位である。

主要産業は自動車、自動車部品、電気機器、石油精製、化学肥料、**IT**、バイオテクノロジー等である。また、皮革産業や綿繊維産業が盛んで、インドのなめし皮生産の7割と綿繊維製品の4割を生産している。州内には**20**近くの工業団地があり、幅広い産業が集積している。

州都チェンナイには多くの**IT**企業が存在し、**50,000**人を超える技術者が**900**以上の**IT**関連企業で働いている。また特別経済区（**SEZ**）があり、**80**以上の企業が参入している。

4 政治・行政の動向

議会制民主主義を採っており、**1986**年まで二院制を採っていたが、それ以降他の大部分の州と同様に一院制に移行した。議員は小選挙区選挙により選出され、定数は**234**議席と規定されている。そのうち、**42**議席が指定カースト、**3**議席が指定部族に留保されている。

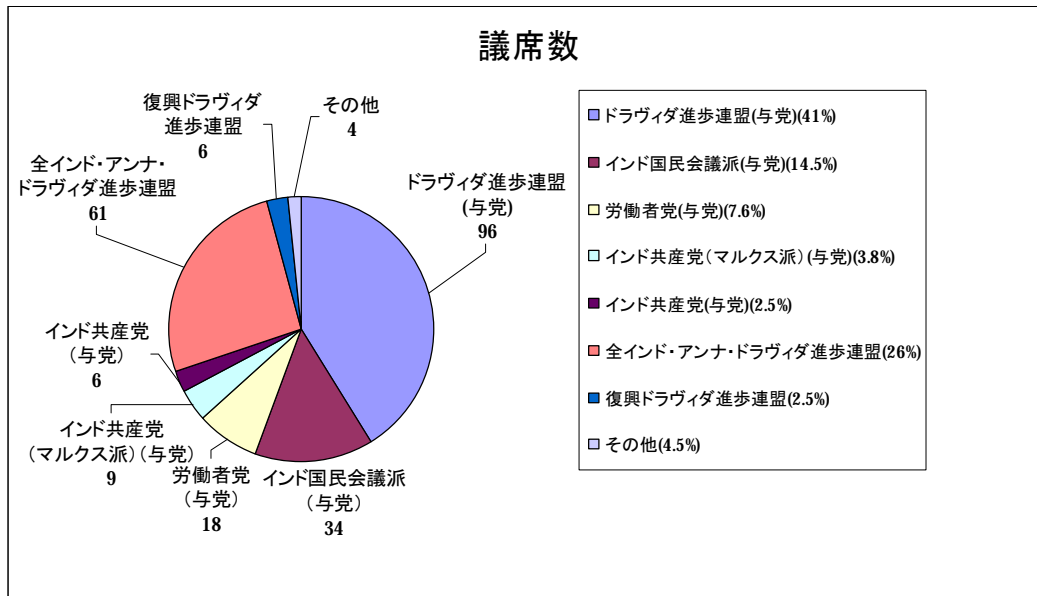
1967年にドラヴィダ進歩党が第一党となって以来今日まで、タミル・ナショナリズム（反バラモン、反アーリヤ、反北インド的なタミル人中心主義。インド独立時には州の分離独立構想が主張された）を背景とするドラヴィダ運動から誕生した地域政党が州政権の座にある。**1977**～**88**年の間には、ドラヴィダ進歩連盟（**DMK**）から分かれた全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩連盟（**AIADMK**）が安定政権を樹立したが、その後はこの2大政党による対立の構造が続いている。

2006年5月に行われた州議会選挙では、ドラヴィダ進歩連盟がインド国民会議派および労働者党と選挙協力を行い、同党の**96**議席を含めて全**234**議席中**163**議席を獲得し、州政府与党となった。一方で**AIADMK**の獲得議席は**61**議席に留まり、同党出身の前首相ジャヤラリタが辞職した。代わって、州首席大臣として通算5期目になるカルナニディが就任した。

なお、州としてインド国会に上院**18**議席、下院**39**議席が割り当てられている。

知事：シュルジート・シン・バルナラ（**2004**年**11**月**1**日～）

首席大臣：ムトゥヴェール・カルナニディ（**2006**年5月**13**日～）



州政府のスローガンは「知識立州（**Knowledge Based State**）」であり、IT政策の推進を第一目標として掲げており、ITパークの建設や基礎教育へのIT導入など、情報インフラの整備に積極的である。一方で、従来から基礎教育の普及にも力を入れてきており、他州に先駆けて学校給食を導入（1982年）するなど在学率の向上に力を入れた結果、識字率はインド平均（64.8%）を大幅に上回る水準（73.5%）に達している。

また、州が抱える問題点として、隣接するカルナータカ州との間でカヴェーリ川の利水問題をめぐる争いがあり、農村地域の水不足を招いている。

5 その他

(1) 進出している主な日本企業

(2007年2月 在インド日本国大使館作成資料より)

チェンナイ	61社	(伊藤忠商事、スタンレー電気、旭硝子、オムロンなど)
マドゥライ	2社	(荒井製作所、ゼライス)
ラニペット	1社	(三菱重工業)

【タミル映画界と政治の関係】

かつてタミル映画の「ムトゥ 踊るマハラジャ」が日本でも公開され話題を呼んだが、タミル映画界は政界と密接な関係にある。1949年にドラヴィダ進歩連盟(DMK)を立ち上げ、州首席大臣を務めたアナンドゥライは映画脚本家である。また現首席大臣であるカルナニディは脚本家として同党に参加し、多くのDMK啓蒙映画を作成した。これらの作品に出演していたのが、カリスマ的人気を誇った男優であり、全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩連盟を結成したラーマチャンドランである。また、1990年代と2000年代には彼の元愛人で女優のジャヤラリタが3期に渡り首席大臣を務めた。

「ムトゥ」にも主演している大スターのラジニカントも、本人は政治家を望んでいないといわれるが、政界入りを希望する民衆の声は絶えない。

第4節 西ベンガル州

1 地勢



渋滞が慢性化するコルカタ市街

(1) 位置等

西ベンガル州はインド東部に位置し、ヒマラヤ山脈が北部に、ベンガル湾が南部に位置する南北に細長い州である。州の大部分は平野であり、州東部にはガンジス川とブラフマプトラ川が大三角州を形成しベンガル湾に注いでいる。また、北部はネパール、ブータンと国境を接し、東部はバングラデシュと国境を接する州でもある。**18** の県、**375** の都市部自治体、**3,713** の農村部自治体がある。

なお、紅茶の産地として有名なダージリンは同州北部に位置している。

(2) 面積

88,752 平方キロメートル（北海道よりやや大きい面積）。国内第 **13** 位。

(3) 気候

熱帯性モンスーン気候である。州都コルカタにおける月平均最高気温は4月で **36.3℃** まで上がり、月平均最低気温は1月で **13.9℃** まで下がる。平均年間降水量は北部地域においては **4,000-5,000mm**、西部地域においては **1,100-1,600mm** と地域による差が大きい。コルカタにおける平均年間降水量は **1,601mm** である。

(4) 歴史

西ベンガル州を中心とするベンガル地域は、イギリス東インド会社の軍隊が、**1757** 年プラッシーの戦いにおいて、フランスと手を組んだベンガル太守軍を破ったことからインドの植民地化が本格的に始まった地である。**1858** 年から **1912** 年までイギリス領インドの首都が置かれ、政治・経済・文化の中心地として栄えた。**1947** 年インド・パキスタンが分離・独立する際、旧ベンガル州が東部パキスタン（現バングラデシュ）と西ベンガル州に分離し、現在の形となっている。

2 州に関する主要データ

- (1) 人口：**80,176,197** 人（男性：**41,465,985** 人、女性：**38,710,212** 人）。国内第 4 位。
- (2) 識字率：**68.6%**（男性 **77.0%**、女性 **59.6%**）
- (3) 主な宗教：ヒンドゥー教 **72.47%**、イスラム教 **25.25%**
- (4) 主な言語：ベンガリー語、ヒンディー語、ウルドゥー語
- (5) 主要都市：コルカタ（州都、旧名カルカッタ³⁰、人口 **4,580,544** 人）、ハーウラー（**1,008,704** 人）、ドゥーガプール、アサンソル、シリグリ

3 経済・産業

1960 年代は最も豊かな州の 1 つであったが、2005/2006 年度の一人当たり州 GDP は全国平均の **26,299** ルピー（**77,582** 円）を下回る **25,810** ルピー（**76,139** 円）、国内第 **18** 位となっている。また、道路、電気、水道などの生活インフラの整備の遅れが目立つ。世帯電化率は **47.7%** で、全国第 **30** 位である。

主要産業は、鉄鋼、製糖、製薬、革製品、ジュート加工、機械、製紙、製茶であるが、肥沃な大三角州に位置することから農業も盛んであり、米生産量は 1999 年度で約 **1,400** 万トン、全国総生産量の約 **15%**（全国第 1 位）を占める。

4 政治・行政の動向

議会制民主主義を採っており、立法機関は一院制である。議員は、州民による直接選挙により選出され、任期は 5 年である。議席は **294** 議席であり、うち **59** 議席は指定カースト、**17** 議席は指定部族に留保されている。また、州知事はアングロ・インディアン社会の代表者から 1 名を議員に任命できる。

州政治は、インド共産党（マルクス派）を中心とした左翼戦線³¹（**Left Front**）が、1977 年の選挙で勝利して以来、**30** 年間にわたり一貫して安定的な政権を維持しており、インド国内では最も長期の政権となっている。左翼戦線がパンチャーヤト制度を活用し、土地改革や農民運動などによる農村改革を積極的に進め、農村地域から支持されてきたことがその背景にある。

2006 年 5 月に行われた州議会選挙においても、左翼戦線が **235** 議席を獲得する圧倒的な勝利を収めている。インド共産党（マルクス派）は、労働組合のインド貿易連合センター（**Centre of Indian Trade Unions**）、農民組織の全インド農民協会（**All Indian Kisan Sabha**）、学生組織のインド学生連盟（**Student Federation of India**）等の強力な大衆組織によって支持されており、左翼戦線が安定的な政権を維持する基盤となっている。

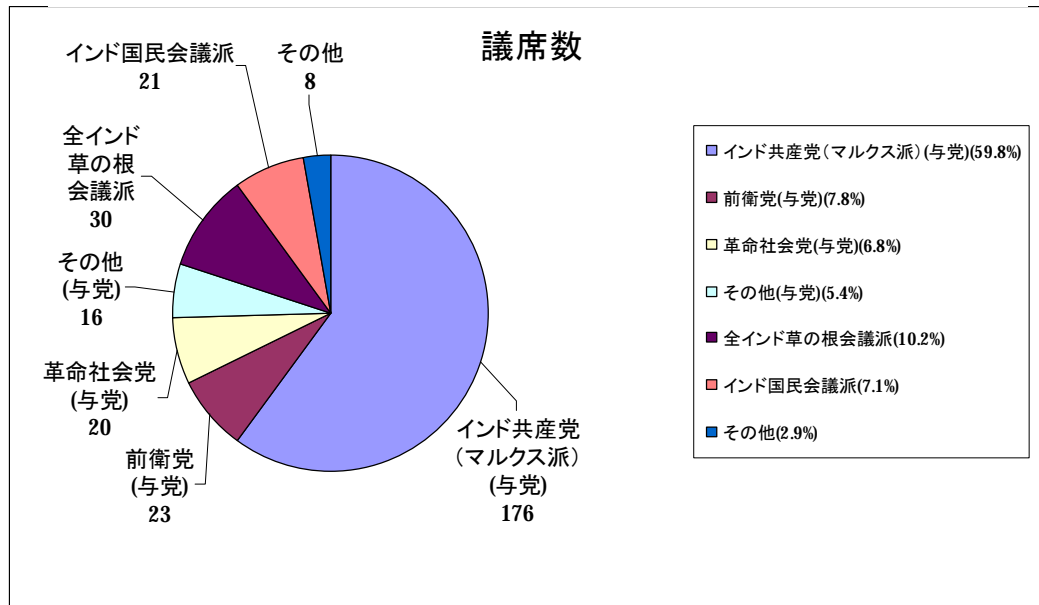
なお、州としてインド国会に上院 **16** 議席、下院 **42** 議席が割り当てられている。

³⁰ 2001 年英語呼称のカルカッタからベンガリー語呼称のコルカタに名称変更されている。

³¹ 左翼戦線を構成する政党には、インド共産党（マルクス派）のほか、前衛党、革命社会党、インド共産党等がある。

知事：ゴパルクリシュナ・ガンディー（2004年12月14日～）

首席大臣：ブッダデブ・バッタチャルヤ（2001年5月18日～）



課題となっているのが、都市部への人口集中およびインフラの未整備である。西ベンガル州の人口密度は28州中最も高く（904人/km²）、州都コルカタを中心とした都市部に州人口の28%が集中していることに加えて、都市部人口の約18%がスラムに居住しており、コルカタ市政府はスラム対策に力を入れている。また、工業地区のハルディア港までの道路が十分に整備されていないため、物流面において支障をきたしている。

基礎教育面においても立ち後れており、小学校における生徒100人当たりの教師数が1.8人と他州(全州平均3.32人)に比べて極端に低く、小学校修了率も約4割に止まっている。

5 その他

(1) 進出している主な日系企業

17社（2007年2月 在インド日本国大使館作成資料より）

コルカタ 12社（丸紅、三菱商事、三井物産、大成建設、日新など）

プルリア 3社（三菱重工業など）

ハルディア 2社（三菱化学など）

(2) 日本との関係

日本に本格的なインド式カレーを紹介したことで知られるインド独立運動家ラース・ビハーリー・ボース、第二次世界大戦後の極東国際軍事裁判における戦勝国側の一方的な判決に批判的であったパール判事の出身地である。また、第二次世界大戦時日本軍と共にインパール作戦に参加したインド独立運動家スバス・チャンドラ・ボース（オリッサ州出身）が活動の拠点にしていたのもこの地である。インド東部に位置しているため日本への心理的距離が近く、親日家が多いとも言われている。

第5節 その他の主な州

1 アーンドラ・プラデーシュ州

(1) 概要

インド南東部の海岸地帯に位置し、人口・面積共にインド第5位の州である。**1990**年代前半までは、識字率も低く、州経済も危機的な状況にあったが、前州首席大臣のチャンドラバブ・ナイドゥが**2020**年までに同州を最も豊かな模範州にすると公約して以来、**IT**産業の推進を基礎に、積極的な経済開発政策を進めてきた。しかし、高い経済成長を実現できなかったことに加え、本来大きな人口割合を占めていた農民に対する施策が不十分であったことから、**2004**年の州議会選挙では、この点を批判してきた国民会議派が勝利している。

(2) 主要データ

州都	ハイデラバード	識字率	60.47%
人口	76,210,007 人	一人当たり州 GDP	25,526 ルピー
面積	27 万 5,069 平方キロ	主要農産物	米、タバコ、落花生、唐辛子
主要言語	テルグ語、ウルドゥー語	主要産業	IT 、自動車部品、薬品、繊維
州与党	インド国民会議派	その他	IT 教育に力を入れるほか、インド医薬品の 1/3 を製造
州首席大臣	Y・S・ラジャセカール・レディ		

2 ゴア州

(1) 概要

ムンバイの南方約**400km**のインド西岸に位置する、インドで最も面積の小さい州。**1510**年にポルトガルに占領されて植民地となり、フランシスコ・ザビエルも日本を訪れる前は当地で布教活動を行っていた。キリスト教徒は現在でも人口の3割を占める。**1961**年にインドに併合され、**1987**年に連邦直轄領から州に昇格した。**1951**年に始まる日本による鉄鉱石の開発輸入で栄え、現在もインド全体の鉄鉱石輸出量の約半分を占める。最近では、**82%**という高い識字率を活かした**IT**産業の振興が進む。

(2) 主要データ

州都	パナジ	識字率	82.01%
人口	1,347,668 人	一人当たり州 GDP	74,978 ルピー
面積	3,702 平方キロ	主要農産物	米、ココナッツ、カシューナッツ
主要言語	コンカニ語、マラーティー語	主要産業	鉄鉱石・マンガンの輸出、観光
州与党	インド人民党	その他	ザビエルの遺体を納めた教会等はユネスコの世界遺産
州首席大臣	S・C・ジャミル		

3 グジャラート州

(1) 概要

インドで最も西にある州で、パキスタンと国境を接している。インド有数の工業州であり、都市化も進んでいるが、IT 政策ではやや後れをとっており、有力企業の誘致はあまり進んでいない。マハトマ・ガンディーを輩出した州であること、印パ戦争の戦場となったことなどから、反パキスタン感情が顕著で、ヒンドゥー原理主義の勢力が強い。有力な地域政党はなく、州政治は一貫して全国政党に支配されている。近年ではインド人民党と国民会議派の2党対立の図式が固定化している。

(2) 主要データ

州都	ガンディナガル	識字率	69.14%
人口	50,671,017 人	一人当たり州 GDP	31,128 ルピー
面積	196,024 平方キロ	主要農産物	落花生、綿花、タバコ、米
主要言語	グジャラーティー語	主要産業	電機、食品加工、化学、医薬品
州与党	インド人民党	その他	ダイヤモンド加工が盛んでインド全体の8割を担う
州首席大臣	ナレンドラ・ダモダルダス・モディ		

4 カルナータカ州

(1) 概要

インド南西部に位置し、州都のバンガロールは IT 産業の中心地である。英国統治時代から軍の駐屯地が置かれ、独立後は軍事産業とつながりの深い国営企業が相次いで同市に設立されたことが工業化のきっかけとなった。1980年代後半以降、政府の IT 産業振興策を受けて、バンガロールはソフトウェア産業の一大中心地に成長したが、一方で農村部との経済格差も拡大している。政治的には、2004年の州議会選挙で、インド人民党勢力が国民会議派から多くの票を奪って第一党となった。これまで北部を基盤としてきたインド人民党が南部で実現させた初の州政権という点で注目される。

(2) 主要データ

州都	バンガロール (ベンガルール)	識字率	66.64%
人口	52,850,562 人	一人当たり州 GDP	26,123 ルピー
面積	191,791 平方キロ	主要農産物	米、サトウキビ、豆類、コーヒー
主要言語	カンナダ語	主要産業	電機、IT、工作機械、航空機製造
州与党	インド人民党	その他	農業ではコーヒー栽培が盛んで、全インドの7割を生産
州首席大臣	H・D・クマラスワミー		

5 ケーララ州

(1) 概要

インド亜大陸の南端に位置し、経済的に突出した発展を見せているわけではないが、全州で最も高い識字率（約**91%**）を誇る。その他にも、1歳未満の乳児死亡率がインドで最も低く、平均寿命が男女ともインドで最も長いなど、福祉州として際立った特長がある。地理的に近いこともあり、湾岸諸国への出稼ぎ労働者が多く、彼らの本国送金は州内総生産の約1割を占める。現在は観光業に力を入れており、しばしば観光最優秀州に選ばれている。近年では州の産業中心地コチを情報通信技術のグローバル拠点化する計画も進められている。州政治においては国民会議派とインド共産党（マルクス派）が勢力を競っており、現在は共産党が政権を握っている。

(2) 主要データ

州都	ティルバナンプラム	識字率	90.86%
人口	31,841,374 人	一人当たり州 GDP	29,601 ルピー
面積	38,863 平方キロ	主要農産物	カシューナッツ、唐辛子、米
主要言語	マラヤラム語	主要産業	農業関連産業、ゴム、電化製品
州与党	インド共産党（マルクス派）	その他	男性 1000 人に対して女性 1058 人と、全州で唯一女性が多い州
州首席大臣	V・S・アチュタナンダン		

6 ラージャスターン州

(1) 概要

インド北西部に位置し、パキスタンと長い国境線で接する。大部分が乾燥地帯で、年間降水量は**600mm**に満たない。インド独立後、かつて同地を治めていた藩王（マハラジャ）一族が政権の要職に就き、その多くが属するラージプート・カーストが支配的な地位を占めた。伝統重視の保守的な土地柄であるが、**2003**年の州下院選でインド人民党が国民会議派に圧勝し、同州初の女性首席大臣が誕生するなど、変化の兆しも見られる。州都ジャイプールはデリー、アグラとともにインド観光の黄金の三角地帯を形成し、世界的な宝石の集積地として、国内外から年間**300**万人もの観光客を集める。

(2) 主要データ

州都	ジャイプール	識字率	60.41%
人口	56,507,188 人	一人当たり州 GDP	16,606 ルピー
面積	342,239 平方キロ（インド最大）	主要農産物	穀類、小麦、綿花、菜種
主要言語	ヒンディー語、ラージャスターン語	主要産業	鉱業、セメント、ガラス、繊維
州与党	インド人民党	その他	98 年に核実験が実施された 広大なタール砂漠が広がる
州首席大臣	ヴァスンドラ・ラジェ・シンディア		

7 ウッタール・プラデーシュ州

(1) 概要

インド北部に位置する、人口約1億7千万人（日本の**1.33**倍）を抱える最大の州。面積も広大であり、古くからインドの政治文化の中心部として多くの民族が往来してきた地域である。カーストや宗教間の激しい対立を抱え、インド社会の縮図とも言われる。主要産業は州**GDP**の約4割を占める農業で、インドの穀倉地帯を形成している。識字率は約**56%**と低い。**2007**年の州議会選挙の結果、かつて不可触民とされた最下層カーストを支持基盤とする大衆社会党が過半数を獲得して圧勝を収め、女性党首マヤワティを首席大臣とする単独政権が誕生した。

(2) 主要データ

州都	ラクノウ	識字率	56.27%
人口	166,197,921 人（インド最大）	一人当たり州 GDP	12,145 ルピー
面積	240,928 平方キロ	主要農産物	小麦、米、さとうきび
主要言語	ヒンディー語、ウルドゥー語	主要産業	農食品加工、繊維、皮革
州与党	大衆社会党	その他	デリー近郊にノイダ経済特区が開発されている
州首席大臣	クマリ・マヤワティ		

【広大かつ多様なインド】

インドは国土が広大で、膨大な人口を抱えているばかりでなく、民族構成や言語、宗教などその多様さ、複雑さがしばしば強調される。

面積は**328万7,000**平方キロで、日本の約9倍に当たる。これは、旧ソ連を除くヨーロッパ全域の面積に相当する広さである。最新の**2001**年国勢調査によれば、総人口は**10億2,702**万人となっている。人口増加率は年間**2.52%**である。

民族を人種的に大別すると、原始部族（ドラヴィダ族以前の先住民）、インド・アーリア族、スキト・ドラヴィダ族、アーリョ・ドラヴィダ族、モンゴロ・ドラヴィダ族、モンゴロイド族、ドラヴィダ族の7種類に分類される。

宗教については、憲法で政教分離が謳われている。**1991**年の国勢調査で宗教別人口統計がとられており、その内訳は下記のとおりである。

ヒन्दゥー教 **82.8%**、イスラム教徒 **11.7%**、キリスト教徒 **2.3%**、
シーク教徒 **2.0%**、仏教徒 **0.8%**、ジャイナ教徒 **0.4%**

言語はさらに複雑で、**800**余りの言語・方言があると言われ、憲法で公認されている主要言語だけでも**18**言語ある。そのうちヒンディー語が連邦公用語として認められているが、その使用人口は総人口の約4割に留まる。そのため、英語に準公用語としての地位が与えられており、知識階級及び各地域間のコミュニケーション用語として重要な役割を果たしている。

第5章 日本とインドの交流関係

本章では、日本とインドの交流の姿について概観するとともに、日系企業によるインド進出の状況やインドとの交流に関係する機関・団体の一覧など、日印地方自治体の交流に役立つと思われる情報をまとめる。

第1節 歴史的な経緯

1 近代以前

日印両国間には、千年以上にも亘る長い交流の歴史がある。6世紀に中国を經由して仏教が我が国にもたらされたのを始めとして、奈良時代の**736**年には、バラモン僧正の菩提僊那（ぼだいせんな）がインド人として初めて日本を訪れ、後に東大寺大仏開眼供養の導師を司ることとなった。彼は日本で仏典を伝授するとともに、サンスクリット語を伝え、舞楽・伎楽などの文化を紹介した。楽器の琵琶（ヴィーナ）が伝えられたほか、帝釈天（インドラ神）や弁財天（サラスヴァティ）など、日本に定着したヒンドゥー神も少なくない。京都の祇園祭りもインドの祇園精舎の守護神である牛頭天王（ゴーシールシャ）を祭る祭祀である。また、サンスクリット語はかな文字の形成に大きな影響を与えたといわれる。

一方、日本からインドへの公式な訪問は、**1583**年に天正少年使節団一行が欧州に向かう途中で南部のゴアに立ち寄ったのが最初とされている。ゴアは当時ポルトガル領であり、**1549**年に日本を訪れてキリスト教を伝えたフランシスコ・ザビエルも活動拠点としていた。

2 明治時代～第二次世界大戦後

明治時代に入ると、日印の交流はさらに幅が広がり、**1903**年には大隈重信らにより日印協会が創設されている。岡倉天心や横山大観らは、アジア人として初めてノーベル文学賞を受賞したラビンドラナート・タゴールとの交流を深めて影響を受けている。

また、インドでイギリスからの独立運動が盛んになると、日露戦争に勝利した日本の支持を求めて、ラース・ビハーリー・ボースが亡命し、日本国内でインド独立運動を展開した。第二次世界大戦中には、スバス・チャンドラ・ボースがインド国民軍を率いて、日本陸軍とともにインパール作戦に参加するなどした。

終戦後、**1946**年の極東国際軍事裁判（東京裁判）にインド政府が派遣したラダ・ビノード・パール判事は、国際法の厳格な解釈に基づき、**A**級戦犯全員の無罪を主張した。日本側の戦争犯罪だけでなく、アメリカの原爆投下など連合国の国際法違反の行為も鋭く指摘した点で他の裁判官とは異なるものであった。パール判決書はインド政府の見解をそのまま示すものではないが、インド国民の日本への同情を示すものと受け取られ、日本各地に彼の記念碑が建立されている。

1952年に日印間の国交が樹立されると、日本が戦後復興のために必要としていた鉄鉱石をインドが供給したこともあって、**50**年代の日印関係は非常に緊密なものとなった。しかし、その後冷戦が激化する中で、ソ連を中心とする東側ブロックに近い立場をとったインドと、西側の一員となった日本の関係は次第に疎遠になった。

3 1990年代以降

冷戦終了後、インドは西側諸国との関係改善に乗り出す一方、経済面でも自由路線を押し進めた。東アジア及び **ASEAN** 諸国との関係緊密化を目的とした「ルック・イースト外交」を標榜したことも日印関係の改善に寄与したが、**1998**年にインドが核実験を行ったことを受けて、日本が経済措置（新規 **ODA** の停止等）を実施するなどしたため、再び関係が悪化した。

しかし、**2000**年8月には森総理大臣（当時）が訪印し、ヴァジパイ首相（当時）との間で「**21**世紀における日印グローバル・パートナーシップ」の構築に合意したのを始め、**2001**年**10**月には日本は経済措置の停止を発表して日印関係の改善が図られていった。**2003**年以降、インドは中国を抜いて日本の経済協力の最大の受領国となるとともに、民間ベースでの対印直接投資も急速に増加しつつある。

【インド人の日本観】

インド人は日本に対して非常に好意的であるといわれる。外務省が**2000**年にインドで行った対日世論調査によると、先進主要8カ国（**G8**）の中で最も好きな国として日本を挙げた回答が、回答者の約**33%**と最も多かったという。

その理由のひとつとして、インドの歴史教科書において、**1904**年の日露戦争で日本が帝政ロシアに勝利した史実が紹介されていることが指摘される。小国日本が帝国主義の大国ロシアに打ち勝ったことは、同時期にイギリスからの独立運動を行っていたインドに強烈な印象を残したと言われている。その他にも、第二次世界大戦で敗北したものの最後まで植民地化されなかったこと、戦後は驚異的な経済発展を遂げたこと、さらには国民的英雄として尊敬されるチャンドラ・ボースとともにインパール作戦を戦ったことなど、日本を好意的に捉えるエピソードには事欠かない。

第2節 地域間交流の状況

日印間における姉妹都市・友好都市交流は、**1965**年に横浜市・ムンバイ（旧ボンベイ）市との間で締結されたものが最初であるが、その後約**40**年間の長きにわたり、新たな姉妹都市・友好都市は生まれなかった。長い間インド政府が外国の地方都市との州レベルでの姉妹・友好協定等の締結を認めていなかったことがその大きな要因のひとつである。そのような状況下でも、州より下位のレベルでは、岡山県がマハーラーシュトラ州内の複数の都市部自治体と友好交流協定を締結するなど、地域間の交流が進んでいた。

21世紀に入り急激な経済成長を始めたインドへの注目が高まる中、州レベルでの交流が**2006**年後半に解禁されたことに加え、**2006**年**12**月に安倍総理大臣とマンモハン・シン首相の間で交わされた「日印戦略的グローバル・パートナーシップに向けた共同声明」において、友好提携を歓迎する旨が盛り込まれた。これを受ける形で、現在までに福岡県がデリー準州と友好提携を結ぶに至っている。

1 姉妹都市・友好都市交流

(1) 横浜市－ムンバイ市（旧ボンベイ市、マハーラーシュトラ州）

横浜市は、戦前から多くのインド商社があり、インド貿易協会関係者からの姉妹都市提携の申し入れを受け、またボンベイ市長からも姉妹都市締結を要請する親書を受けたことから、**1965**年**6**月**26**日、ボンベイ市と姉妹都市提携を締結した。これが日印間最初の姉妹都市提携である。**1966**年には横浜ボンベイ友好委員会が設立され、以後継続的な交流が行われている。**2007**年現在、横浜市を会長とするシティネット³²（アジア太平洋都市間協力ネットワーク）において、ムンバイ市は第一副会長を務めている。**2006**年**11**月にムンバイで開催されたシティネット実行委員会には中田横浜市長が出席した。その際インド企業誘致のためムンバイ市やバンガロール市のIT企業との意見交換も行っている。

(2) 岡山県－プーネ市、ピンプリ・チンチウッド市、YASHADA（マハーラーシュトラ州）

岡山県は、**2003**年**10**月プーネ市の訪問団（プーネ市行政監督官、行政・経済関係者等**18**名）の来県を契機とし、文化・教育等様々な分野で交流を行っていたが、より一層の交流を促進するため友好訪問団（知事、県議会議員、経済関係者約**80**名）が渡印し、**2006**年**1**月**19**日にプーネ市、**20**日には隣接するピンプリ・チンチウッド



プーネ岡山友好公園

³² シティネットは、アジア太平洋地域の都市・団体を結んで、相互協力により都市問題の解決を目指す国際機関である。**1982**年横浜市等の主導のもと設立され、**2006**年**12**月現在、**69**都市**38**団体が参加する。都市部で問題となる人口増加、環境汚染、都市インフラの不足等に対し、各都市、NGOが協力し合い問題を解決・改善する。

市、**21**日には州立研修機関 **YASHADA**³³とそれぞれ友好交流協定を締結した。プーネ市は自動車産業や日本語教育で熱心な都市として知られ、ピンプリ・チンチウッド市はプーネ市と経済圏を同じくする工業都市として知られる。友好交流協定締結の際、訪問団は自動車企業や **IT** 企業を視察したほか、日本語学科のあるプーネ大学を訪問するなど経済交流・文化交流の可能性を探っている。また、日本三名園の一つである後楽園をモデルとした「プーネ岡山友好公園」が造園され開園記念式典も行われている。なお、岡山県は、前述の共同声明を受けマハーラーシュトラ州との姉妹提携も視野に入れ交渉を行なっている。

(3) 福岡県ーデリー準州

福岡県は、中国・韓国に加え幅広いアジア諸地域との交流を一層促進するため、**2006**年2月知事がデリー準州を訪問し、友好提携の協議を行った。その後 **2006**年後半に州レベルでの交流が可能となり、**12**月に行なわれた日印首脳会談で自治体間交流を歓迎する旨が表明されたことを受けて、**2007**年3月5日福岡県とデリー準州は友好提携の覚書を交わし、州レベルにおける初めての提携が実現した。覚書では、経済、環境、文化、青少年育成など幅広い分野での交流が謳われ、共同声明文では九州国立博物館などでインド舞踊の公演や工芸品の展示などを行うインドフェアの検討 (**2007**年9月開催) や両地域の経済交流の支援など、具体的な内容が確認されている。また、双方の議会交流についても検討されているところである。

2 多様な形態による国際交流

幅広い分野での交流を目指す姉妹都市提携とは言えないまでも、様々な自治体が交流を求めて友好提携、訪問団派遣等を行なっている。

^{みよし}三次市³⁴ (広島県) は、新興 **IT** 都市として知られるハイデラバード市 (アンドラ・プラデーシュ州) の協力により **IT** 産業の活性化の促進を目的とし、ハイデラバード市はゴミ処理や上下水道の技術提供を受けることを目的とし、**2006**年7月**27**日友好都市提携を締結した。福島県は **2007**年1月にデリー準州、バンガロール市を訪問し、議会制度、**IT** 産業、農業振興政策、教育政策について調査を行っている。また、杉並区には第二次世界大戦中日本軍とともに戦ったスバス・チャンドラ・ボースの遺骨が納められているとされる蓮光寺があるが、**2006**年4月、日本・インド地方議員友好親善訪問団 (杉並区長を始め全国の地方団体首長、議員、民間約 **200**名) を派遣している。これら以外の自治体においても、インドに対して興味を示すところは多く、経済ミッション団、調査団の派遣やスタディツアー³⁵を実施している団体も少なくない。

³³ **YASHADA** は、マハーラーシュトラ州政府の上級職員を対象とした最高レベルの州立研修機関である。1年間に約3万人の職員研修が行われている。

³⁴ 三次市は、**2002**年全国に先駆けて水道施設の運転管理業務を民間委託した市として知られる。

³⁵ 彦根市国際協会は **2001**年ハイデラバード市国際協会と友好提携を結んでおり、**2005**年市内の大学生を対象にスタディツアーを行ない、現地の日本語学科学生との交流等を行っている。

3 国民交流

2005年4月小泉総理訪印の際、日印両政府は人的交流、特に学生やJETプログラム³⁶を含む若い世代の交流を奨励するとともに、文化・学術交流を継続的に推進し、日印文化混合委員会を通じて定期的に確認、強化すると発表した。JETプログラムに関しては、1998～2005年度までのJET参加者が1～3人であったのに対し、2006年度25人(ALT22人、CIR3人)、2007年度25人(ALT23人、CIR2人)と、大きく増加している。

また、インドにおける中等教育課程で日本語を正規選択科目にすることが決定され、2006年4月より実施されるなど、日印両政府が共同して日本語教育を推進することも決定されており、今後、若い世代を中心とした活発な交流が期待される。

第3節 日印交流関係機関・団体一覧

本節ではインドとの交流に関係する主な機関等の情報をまとめた。

なお、CLAIRシンガポール事務所では、インドの地方自治体との交流に関する各種サポートを行っている。インドへの出張時にシンガポールでトランジットする場合など、短い時間を利用した情報ブリーフィングを行うことなども可能であるため、ぜひ下記までご連絡いただきたい。

財団法人自治体国際化協会(CLAIR)シンガポール事務所

住所：6 Battery Road, #31-02 Singapore 049909

電話：+65-6224-7927

ホームページ <http://www.clair.org.sg/j/>

1 在日関係機関

(1) 日本政府関係機関

日本国外務省 南部アジア部南西アジア課

住所：〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：03-3580-3311

ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/index.html>

日印協会

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 4 スズコービル 2階

電話：03-5640-7604

³⁶ JETプログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業(The Japan Exchange and Teaching Programme)」の略称で、地方公共団体が主体となり、総務省、外務省、文部科学省、(財)自治体国際化協会の協力のもと実施されている。外国人青年が地方公共団体等に配置され、小中学校や高校における日本人教師の外国語授業の補助に従事する外国語指導助手(ALT; Assistant Language Teacher)、地方公共団体の国際交流担当部局に所属し、国際交流活動に従事する国際交流員(CIR; Coordinator for International Relations)、スポーツを通じた国際交流活動に従事するスポーツ国際交流員(SEA; Sports Exchange Advisor)の3職種がある。

ホームページ <http://www.japan-india.com/>

(2) インド政府関係機関

駐日インド大使館 (管轄区域：北海道、東北、関東、中部、沖縄)

住所：〒102-0083 東京都千代田区九段南2-2-11

電話：03-3262-2391

ホームページ <http://www.embassyofindiajapan.org/>

在大阪インド総領事館 (管轄区域：近畿、中国、四国、九州)

住所：〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1丁目9-26 船場 I.S.ビル 10階

電話：06-6261-7299

インド政府観光局

住所：〒104-0061 東京都中央区銀座6-5-12 アートマスターズ銀座ビル

電話：03-3571-5196

ホームページ <http://www.indiatourism.jp/>

インド貿易振興局

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-21 33森ビル8階

電話：03-3436-5060

ホームページ <http://www.itpotyo.org/index.html>

2 在インド関係機関

(1) 日本政府関係機関

在インド日本国大使館

住所：50-G, Chanakyapuri, New Delhi 110 021

電話：+91-11-2687-6564

ホームページ <http://www.in.emb-japan.go.jp/index-j.html>

在ムンバイ日本国総領事館

住所：No.1, M. L. Dahanukar Marg, Cumballa Hill, Mumbai 400 026

電話：+91-22-2351-7101

在チェンナイ日本国総領事館

住所：No.12/1, Cenetoph Road Ist Street, Teynampet, Chennai 600 018

電話：+91-44-2432-3860

在コルカタ日本国総領事館

住所：55, M.N. Sen Lane, Tollygunge, Kolkata 700 040

電話：+91-33-2421-1970

(2) 商工貿易関係機関

日本貿易振興機構(JETRO) ニューデリー・センター

住所：4th Floor, Eros Corporate Tower, Nehru Place, New Delhi 110 019

電話：+91-11-4168-3006

ホームページ <http://www.jetro.go.jp/jetro/>

日本貿易振興機構(JETRO) ムンバイ事務所

住所：95, Maker Chambers VI, 9th Floor, Nariman Point, Mumbai 400 021

電話：+91-22-2202-8342

ホームページ http://www.jetro.go.jp/jetro/offices/overseas/in_mumbai/

日本貿易振興機構(JETRO) バンガロール事務所

住所：Unit No. 407-408, Prestige Meridian II, 4th Floor, 30 M. G. Road, Bangalore
560 001

電話：+91-80-4113-8168

ホームページ http://www.jetro.go.jp/jetro/offices/overseas/in_bangalore/

インド日本商工会

住所：c/o Mitsubishi Corporation India Pvt. Ltd.,

Vijaya Building (2F), 17 Barakhamba Road, New Delhi 110 001

電話：+91-11-4358-6321

ボンベイ日本商工会

住所：c/o Sumitomo Corporation India Pvt. Ltd.

Maker Chambers IV, 14th Floor, 222 Nariman Point, Mumbai 400 021

電話：+91-22-2202-2060

コルカタ日本商工会

住所：c/o Consulate General of Japan

55, M.N. Sen Lane, Tollygunge Kolkata 700 040

電話：+91-33-421-1970

(3) 国際協力関係機関

国際協力機構(JICA)インド事務所

住所：3A, 3rd Floor, Lotus Towers, Community Centre, New Friends Colony, New
Delhi 110 065

電話：+91-11-4167-2580

ホームページ <http://www.jica.go.jp/india/index.html>

国際協力銀行 ニューデリー駐在員事務所

住所：3rd Floor, DLF Centre, Sansad Marg, New Delhi, 110 001

電話:+91-11-2371-4362

ホームページ <http://www.jbic.go.jp/japanese/base/>

国際交流基金 ニューデリー日本文化センター

住所：5-A, Ring Road, Lajpat Nagar-IV, New Delhi, 110 024

電話:+91-11-2644-2967

ホームページ <http://www.jfindia.org.in/home.htm>

海外技術者研究協会(AOTS) ニューデリー事務所

住所：Flat No. 1307, 13th Flr., Gopaldas Bhawan, 28 Barakhamba Road, New Delhi
110 001

電話：+91-11-2370-4122

ホームページ <http://www.aots.or.jp/>

(4) 日印間友好機関

インド文部省留学生協会

住所：c/o Institute of Informatics & Communication, Delhi University

South Campus, Benito Juarez Road, New Delhi 110 021

電話：+91-11-2411-3938

ホームページ <http://www.mosai.org.in/>

インド国 JICA 帰国研修員同窓会

住所：3A, 3rd Floor, Lotus Towers, Community Centre, New Friends Colony,
New Delhi 110 065

電話：+91-11-5167-2580

ホームページ <http://www.jicaalumniindia.com>

(5) 在インド日本人会

デリー日本人会 (<http://www.delhi-nihonjinkai.com/>)

コルカタ日本人会

マドラス (チェンナイ日本人会) (<http://chennai.ina-ka.com/>)

バンガロール日本人会

ハイデラバード日本人会

ムンバイ日本人会 (婦人部 桜会 <http://www.geocities.co.jp/sakurakaibom/>)

バンガロール日本人会 (<http://www.indo.to/bangalore/>)

プーネ日本人会

デリーとの友好提携顛末記 (福岡県とデリー準州とが友好提携にいたるまで)

2007年7月、シンガポールからデリーに向かう航空機の機内アナウンスが、本日午後10時現在の到着地・デリーの気温が39℃と告げていた。英語のヒアリング力が弱い私は、きっと29℃と言ったのが39℃と聞こえたのだろうと思っていたが、デリーは本当に炎熱の夜であった。

その日の昼間は47℃まで達したらしい。デリー市内を回ったその後の2日間は42～43℃であったが、地元の人「今日は比較的過ごしやすい」などと話していた。

インドは、このような気候のみでなく、人々の考え方や習慣、仕事のスタイルも日本とは非常に違う国である。我々がデリーと福岡県との友好提携を通して経験した出来事を、今後インドと交流をしていこうと考えている自治体関係者の皆さんの参考になればと思い、いくつか書かせていただいた。

1 デリーと交流をしよう

2005年夏、福岡県の麻生知事は知事室で国際関係部局の主だったメンバーを集めて作戦会議をしていた。この時の議題はアジアとの地域連携をいかに進めるかであった。

福岡県は地理的、歴史的にアジアとの交流の窓口を自認しており、これまでも中国・韓国・台湾とは厚い交流実績があるが、東南アジアやインドとの交流は比較的少なかった。

成長著しく、また日本にとって重要なパートナーとなるこれらの地域との交流も今後は非常に大事であるという点から、この会議においてインドのデリーとの交流を進めることが決定した。しかしこの時点で、どういう段取りでデリーとの交渉を進めるかについて、少なくとも我々事務方には見当もつかなかった。

ここから、悪戦苦闘が始まるのである。

2 コンタクト先探し

もとよりコネクションがあつてのパートナー候補決定ではないので、どこからアプローチしていくかからはじめなければならなかった。

駐日インド大使館、在大阪インド総領事館、外務省、駐インド日本国大使館をはじめ、各方面を通じてコンタクト先探しを始めた。中でも履インド大使(当時)をはじめデリーの大使館の方々にはたいへんご協力をいただき、大使館を通じてインド外務省とのやりとりやデリー準州の窓口の紹介を受け、何とかコンタクト先にたどりついた。

しかし、この窓口がなぜか「Urban Development Department」という都市開発部門であった。ここが、国際交流の窓口というので???である。

3 意外な展開

2005年10月、福岡県は出納長をトップとする訪問団を派遣し、シーラ・ディクシット首席大臣(行政機関のトップ。第2章第2節参照)と会見した。この訪問団に私も経済関

係部門の人間として（当時商工部国際経済観光課）同行した。

そこで、双方の提携に関する意見交換を行い、お互いのトップ同士の訪問を経て、友好提携を結ぶという基本線がほぼ合意された。この時、デリーのマスコミが大勢取材に訪れたのも意外であったし、我々の訪問受け入れが決まったのが、この一週間前ということを見ると、ここまで順調に話が進んだのも意外であった。

ところがこの後、デリーはインドの他の州と同等の自治体であり、インドの州は外国の自治体と友好提携を結べないということを、インド外務省より知らされた。

聞くと、デリーはこれまで既に4つの海外自治体と提携をしているという。しかし、これはデリー市としての提携であり、州としてではないとの説明。デリーは州と市の両方の地位を有しているとのことであった。それでは市として提携できないかということ、市としての提携は4つまでと決められているという。

ここで、話は頓挫した。

4 助け舟

州の提携を認めないというインド外務省の方針を変えさせるべく、この後我々も日本の外務省や大使館に働きかけを行ったが、これには周辺情勢が大きく後押ししてくれたと思う。**2006**年4月に小泉首相（当時）が訪印し、一方で日本の経済界でもインドに対する注目が増大していたこと、また、自治体においても、岡山県や福岡市など他の自治体もインドの州との提携を模索していたことなど、インド外務省に方針転換を迫る下地ができていたことである。

その後は、上記のような流れを受けて州との提携が解禁され、ご存知のとおり **2006**年**12**月にマンモハン・シン首相が安部首相（当時）を訪問した際に、共同声明に地域の友好提携を歓迎するという文言が盛り込まれることとなった。

5 最後までドタバタ

首脳会談での合意を受け、デリーとの友好提携を進める障害はなくなったが、多忙を極めるディクシット首席大臣の福岡訪問は実現しない（麻生知事は**2006**年2月にデリーを訪問）。そのため、両トップは相互訪問を経ずに提携を進めることを決定し、**2007**年3月、知事がサインをした協定書を持って出納長をトップとした友好提携締結のための訪問団を派遣した。

訪問団は、デリーにおいて首席大臣との調印式に臨む予定であったが、調印式の直前で首席大臣が緊急な用務で不在となる旨、デリー側から通達があった。

そこで急遽、首席大臣の協定書へのサインを調印式に間に合うよう取得することをデリー側に要求し、調印式には第2順位にある大臣が同席することでなんとか締結にこぎつけることができた。

調印式3時間前のドタバタ劇であった。

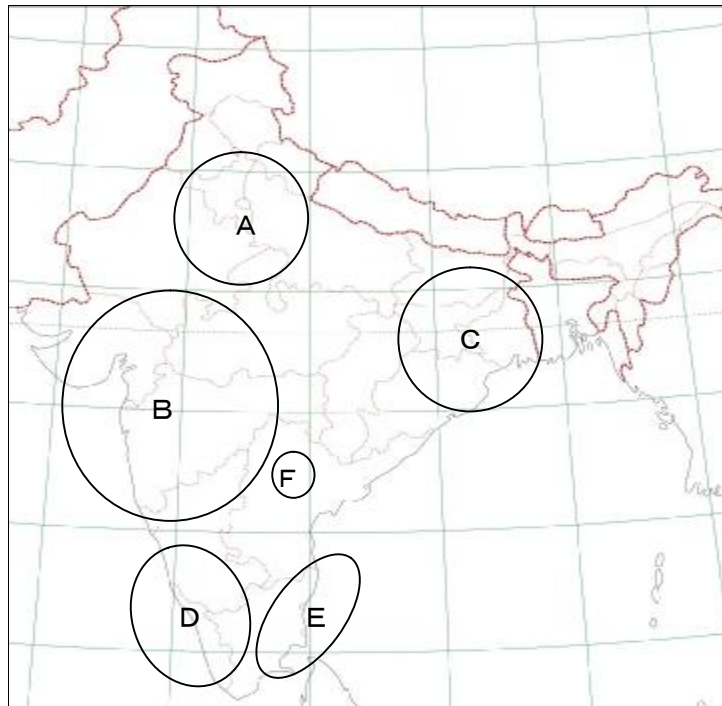
（福岡県派遣：クレアシンガポール事務所 次長 武田 誠一）

第4節 インド進出日系企業一覧

近年、インドに注目し進出する日系企業が急激に増加してきている。在インド日本国大使館資料によると、**2006年6月**の日系企業進出数は**276社(352拠点)**であったのに対し、**2007年2月**には**362社(450拠点)**となり、半年の間に**86社**もの企業が新たに進出している。

以下、主要地域における日系企業の進出拠点数及び当該地域の中心となる都市の特徴を述べるとともに、主な進出先の都市名（一部は州名）を列挙する。なお、各都市に付した番号は、本節後半に掲載したインド進出日系企業リストの番号と対応しているので参照されたい。

日系企業の主な進出地域



A デリー準州、ハリヤナ州、ウッタル・プラデーシュ州周辺（184 拠点）

デリー準州中心部には、日系企業の本拠地や駐在員事務所が多く見られる。また、デリー周辺地域には自動車産業のクラスターが形成されており、ハリヤナ州（グルガオン、パワルなど）やウッタル・プラデーシュ州（ノイダなど）に多くの自動車関連工場が建設されている。

【主な進出先都市名】

1. デリー（準州）、2. グルガオン、3. パワル、4. ダルヘラ、5. ファリダバード、6. ライソニパット、7. ジャイプール、8. ノイダ、9. ガジアバード、10. チャンディーガル、11. マランプール

B マハーラーシュトラ州、グジャラート州、ゴア州周辺（90 拠点）

ムンバイ（マハーラーシュトラ州）は古くから金融、商業の地として栄えた都市であり、日本からも銀行、商社が多く進出している。一方、ムンバイから東南 **170km** にあるプーネ（マハーラーシュトラ州）には自動車関連産業が集積している。

【主な進出先都市名】

12. ダール、13. デワス、14. ボパール、15. ムンバイ、16. プーネ、17. ターネ、18. オーランガバード、19. アーメダバード、20. パローダ、21. パルーチ、22. ゴア（州）

C 西ベンガル州周辺（20 拠点）

コルカタ（西ベンガル州）には、企業数としては多くないものの、いくつかの商社や建設会社が進出している。また、外港ハルディア（西ベンガル州）の石油化学コンプレックスには三菱化学が工場を建設している。

【主な進出都市名】

23. コルカタ、24. プルリア、25. ハルディア、26. ジャムシェドプール、27. デンカナル、28. ブハネシュワール

D カルナータカ州、ケーララ州（81 拠点）

バンガロール（カルナータカ州）は内陸部に位置しており、IT・ソフトウェア産業の一大集積地となっている。また、トヨタ自動車を中心としたインド国内向けの自動車関連企業も多く進出している。

【主な進出先都市名】

29. バンガロール、30. ティルバナナタプラム、31. コチン

E タミル・ナードゥ州（64 拠点）

チェンナイ（タミル・ナードゥ州）はインド東岸を代表する港を擁し、東南アジアにも近いことから、輸出志向型工業が発達している。自動車関連産業その他製造業、商社、ソフトウェア産業など多様な業種の進出がみられる。

【主な進出先都市名】

32. チェンナイ、33. マドゥライ、34. ラニペット

F アーンドラ・プラデーシュ州（11 拠点）

ハイデラバード（アーンドラ・プラデーシュ州）は内陸部に位置しており、IT 産業・医薬品製造業のほか、いくつかの日系企業が進出している。

【主な進出先都市名】

35. ハイデラバード

インド進出日系企業リスト

※ 在インド日本国大使館資料(2007年2月)を基に作成(362社、450拠点)。

都市名	NO	社名	インド社名	英語社名	業種	設立年	本社所在地
1. デリー準州	1	アルパイン	アルパイン エレクトロニクス アジア	Alpine Electronics Asia Pte. Ltd.	カーステレオ	-	東京都
	2	三井物産			車のディーラー事業	-	東京都
	3	カシオ計算機	カシオインド	Casio India Co., Pvt. Ltd.	電子機器	1996	東京都
	4	田村レストラン			レストラン	-	-
	5	三井住友海上火災保険			保険	-	東京都
	6	シチズン時計			時計輸入販売	-	東京都
	7	エス・シー・エス国際会計事務所	エス・シー・エス国際会計事務所	SCS Global	投資支援事業	-	東京都
	8	ダイフク			自動車生産システム販売・工事	-	大阪府
	9	第一実業			貿易	-	東京都
	10	ダイキン工業	ダイキンエアコン・インド	Daikin Airconditioning India Pvt. Ltd.	空調システム	2000	大阪府
	11	デンソー	デンソーセールス・インド	DENSO Sales India Pvt. Ltd.	自動車部品販売	1999	愛知県
	12	電通	電通マールコム	Dentsu Marcom Pvt. Ltd.	広告	2004	東京都
	13	富士フイルム	フジフイルム	Fuji Photo Film Co., Ltd.	フィルム	-	東京都
	14	富士通	富士通インド	Fujitsu India Ltd.	販売統括会社	1997	東京都
	15	博報堂	博報堂パーセプト	Hakuhodo Percept Pvt. Ltd.	広告	1999	東京都
	16	ヒーローホンダ	ヒーローホンダモーターズ	Hero Honda Motors Ltd.	二輪車	1985	東京都
	17	日立ハイテクノロジーズ	日立ハイテクノロジーズ (シンガポール) ニューデリー事務所	Hitachi High- Technologies (Singapore) Pte. Ltd.	電子材料	-	東京都
	18	日立製作所	日立インド・トレーディング	Hitachi India Trading Pvt. Ltd.	事業統括会社	1997	東京都
	19	出光興産			潤滑油販売	-	東京都
	20	日本航空インターナショナル	インド・ジャパン エアサービス	Indo Japan Air Services Pvt. Ltd.	空港地上業務	1992	東京都
	21	石井紅茶	石井トレーディング	Ishii Trading Pvt. Ltd.	紅茶生産・販売	2000	-
	22	石川島播磨重工業	石川島播磨重工業	Ishikawajima-Harima Heavy Industries Co., Ltd.	重工業機器	-	東京都
	23	伊藤忠商事	伊藤忠商事ニューデリー駐在員事務所	Itochu Corp.	貿易	-	東京都
	24	日本航空インターナショナル			航空サービス	-	東京都
	25	時事通信社			メディア	-	東京都
	26	ジューキ	JUKI マシーナリー(インド)	JUKI Machinery(India) Pvt. Ltd.	工業用マシン	-	東京都
	27	ジューキ			マシン	-	東京都
	28	日本ビクター			オーディオ	-	神奈川県
	29	鹿島建設			建設	-	東京都
	30	川崎重工業			重機	-	兵庫県
	31	KDDI			通信関係	-	東京都
	32	クボタ			農業機械	-	大阪府
	33	熊谷組			建設	-	東京都
	34	公文			教育	-	大阪府
	35	スタンレー電気			自動車部品	-	東京都
	36	前田建設工業			建設業	-	東京都
	37	伊藤忠丸紅鉄鋼	伊藤忠丸紅鉄鋼	Marubeni-Itochu Steel Inc.	貿易(鉄鋼関係)	-	東京都
	38	丸紅	丸紅インド	Marubeni India Pvt. Ltd.	貿易	1996	東京都
	39	スズキ	マルチ・スズキ・インド	Maruti Suzuki India Ltd.	自動車	1981	静岡県
	40	前川製作所			産業用冷凍機の製造販売	-	東京都
	41	メタルワン 三菱商事 双日	メタルワン	Metal One Corporation	貿易	-	東京都
	42	三菱商事	インド三菱商事	Mitsubishi Corporation India Pvt.Ltd.	貿易	1996	東京都
	43	三菱商事	三菱商事ニューデリー駐在員事務所	Mitsubishi Corporation	貿易	-	東京都
	44	三菱電機			連絡事務所	-	東京都
	45	三菱重工業	インド三菱重工業	Mitsubishi Heavy Industries India Pvt. Ltd.	重工業機器	2005	東京都
	46	三井物産	インド三井物産ニューデリー支店	Mitsui & Co., India Pvt. Ltd.	貿易	2003	東京都
	47	三井化学			化学品	-	東京都
	48	商船三井	三井O.S.K.ラインズ(インド)	Mitsui O.S.K. Lines (India) Pvt. Ltd.	輸送	2002	東京都
	49	ミツトヨ	ミツトヨ サウスアジア	Mitutoyo South Asia Pvt. Ltd.	精密測定器	1996	神奈川県
	50	みずほコーポレート銀行	みずほコーポレート銀行 ニューデリー駐在員事務所	Mizuho Corporate Bank Ltd.	銀行	-	東京都
	51	森精機製作所	森精機製作所インド支店	Mori Seiki Co., Ltd.	金属加工機	-	愛知県
	52	日本電気	日本電気ニューデリー連絡事務所	NEC Corporation	通信関係	-	東京都
	53	日本放送協会(NHK)			メディア	-	東京都
	54	ニチアス			自動車部品	-	東京都
	55	日本語センター	日本語センター	Nihongo Center Pvt. Ltd.	日本語教育、翻訳、通訳	2001	-
	56	日刊インドビジネス	日刊インドビジネス	Nikkan India Business Pvt. Ltd.	メディア	-	-
	57	日本経済新聞社			メディア	-	東京都&大阪府
	58	日興コーディアル			金融	-	東京都
	59	日本通運	日本通運ニューデリー駐在員事務所	Nippon Express Co., Ltd.	運送サービス	-	東京都
	60	日本工営			コンサルティング	-	東京都
	61	双日	NM トロニクス インディア	NM Tronics India Pvt. Ltd.	電子部品実装機	1999	東京都
	62	西日本鉄道			物流	-	福岡県
	63	ノーリツ鋼機	ノーリツ鋼機インド支店	Noritsu Koki Co., Ltd.	写真処理機器	-	和歌山県
	64	NTN	シンガポールNTN販売 インド駐在員事務所	NTN Bearing-Singapore (Pte.) Ltd.	自動車部品	-	大阪府
	65	NTN			自動車部品	-	大阪府
	66	NTTコミュニケーションズ	NTTコミュニケーションズ インド ニューデリー本社	NTT Communications India Pvt. Ltd.	通信関係	2005	東京都
	67	日本郵船	日本郵船インド	NYK Line(India)Ltd.	海運・物流	-	東京都
	68	オリンパス			顕微鏡製造	-	東京都
	69	海外新聞普及			OCS 国際宅配便	-	東京都
	70	パシフィックコンサルタンツ インターナショナル	パシフィックコンサルタンツインターナショナル	Pacific Consultants International	PCI コンサルティング	-	東京都
	71	松下電工			証明・電気設備	-	大阪府
	72	松下電器産業	パナソニックインダストリアルアジア	Panasonic Industrial Asia Pte. Ltd.	マンガン電池、カーステレオ他	-	大阪府

インド進出日系企業リスト

都市名	NO	社名	インド社名	英語社名	業種	設立年	本社所在地
	73	リコー	リコー インディア	Ricoh India Ltd.	コピー機	1998	東京都
	74	理想科学工業			事務用印刷機の輸入販売	-	東京都
	75	サカタインク	サカタインクス(インド)	Sakata Ink(India)Ltd.	インク	1998	大阪府&東京都
	76	サタケ	サタケ インド支店	Satake Corporation	農業機械	1999	広島県
	77	サトー	サトー・アジア・パシフィック	Sato Asia Pacific Pte. Ltd.	バーコード	2004	東京都
	78	シャープ	シャープビジネスシステム(インド)	Sharp Business Systems (India) Ltd.	電子製品	2000	大阪府
	79	清水建設			建設	-	東京都
	80	三井住友建設	三井住友建設 ニューデリー駐在員事務所	Sumitomo Mitsui Construction Co., Ltd.	建設	1996	東京都
	81	松栄工機			金型設計	-	宮城県
	82	双日	双日インド	Sojitz India Pvt. Ltd.	貿易	2005	東京都
	83	損害保険ジャパン	損害保険ジャパン	Sompo Japan Insurance Inc.	保険	-	東京都
	84	ソニー	ソニー インディア	Sony India Ltd.	テレビ・ステレオ	1995	東京都
	85	スタンダードプラスチックインダストリー			プラスチック樹脂	-	-
	86	住友商事	インド住友商事ニューデリー本社	Sumitomo Corp. India Pvt. Ltd.	貿易	1997	東京都
	87	タイガ・インド	大河インド	Taiga India Pvt. Ltd.	水産物売買	-	-
	88	大成建設			建設	-	東京都
	89	パソナ			人材派遣	-	東京都&大阪府
	90	帝人			医薬品	-	大阪府
	91	三菱東京UFJ銀行	三菱東京UFJ銀行ニューデリー支店	Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.	銀行	-	東京都
	92	日航ホテル			ホテル	-	東京都
	93	読売新聞			メディア	-	東京都
	94	東芝	東芝インド	Toshiba India Pvt. Ltd.	電気機器	2001	東京都
	95	東芝機械			製品販売、サービス	-	静岡県
	96	東洋インキ			印刷用インク	-	東京都
	97	トヨタ自動車	トヨタ自動車ニューデリー駐在員事務所	Toyota Motor Corp.	自動車	1997	愛知県
	98	東芝ブランドシステム			エンジニアリング	-	東京都
	99	ヤクルト			販売統括会社	-	東京都
	100	大和屋	ヤマト トレード	Yamato Trade Pvt. Ltd.	食品輸入販売	2002	-
	101	山善	山善インド	Yamazen India	工作機械	-	大阪府
	102	YKK	YKK インド	YKK India Pvt. Ltd.	ファスナー	1995	東京都
	103	郵船航空サービス	郵船航空サービス デリー駐在事務所	Yusen Air & Sea Service Co., Ltd.	航空貨物	2005	東京都

2. グルガオン (ハリヤナ州)	1	旭硝子	旭インド硝子	Asahi India Glass Ltd.	自動車用ガラス	-	東京都
	2	アサツDK	アサツ ディ・ケイ	Asatsu DK Inc.	広告	-	東京都
	3	ASTI			自動車部品	-	静岡県
	4	バンドー化学	バンドー インド	Bando(India) Pvt. Ltd.	自動車部品	2003	兵庫県
	5	スズキ			自動車部品	-	静岡県
	6	キヤノン	キヤノン・インド	Canon India Pvt. Ltd.	カメラ・ビデオ機器	1997	東京都
	7	デンソー	デンソー・ハリヤナ	DENSO Haryana Pvt. Ltd.	自動車部品	1997	愛知県
	8	FCC	FCC リコ	FCC Rico Ltd.	自動車部品	1998	静岡県
	9	ハイレックスコーポレーション	ハイレックス インディア	Hi-Lex India Pvt. Ltd.	自動車部品	1998	兵庫県
	10	日立金属	日立メタガラス(インド)	Hitachi Metglas(India) Pvt. Ltd.	アモルファス金属	2003	東京都
	11	本田技研工業	ホンダモーターサイクル&スクーター インド	Honda Motorcycle & Scooter India Pvt. Ltd.	スクーター	1999	東京都
	12	本田技術研究所	ホンダR&Dインド	Honda R&D India Pvt. Ltd.	研究開発	2003	埼玉県
	13	ホンダ・トレーディング	ホンダトレーディング インディア	Honda Trading Corporation India Pvt. Ltd.	貿易	2005	東京都
	14	iii			既製服	-	-
	15	東京海上日動火災保険	東京海上日動火災保険	IFCO-TOKIO General Insurance Co., Ltd.	保険	2000	東京都
	16	ユーシン	ジェイ・ユーシン	Jay Ushin Ltd.	自動車部品	-	東京都
	17	近鉄エクスプレス			貨物輸送	-	東京都
	18	スタンレー電気	ルマックスインダストリーズ	Lumax Industries Ltd.	自動車部品	-	東京都
	19	スズキ	マルチ・スズキ・インド	Maruti Suzuki India Ltd.	自動車	1981	静岡県
	20	スズキ			自動車	-	静岡県
	21	スズキ			自動車	-	静岡県
	22	東海理化 住友商事	ミンダ理化	Mindarika Pvt. Ltd.	自動車部品	1995	愛知県
	23	ミツバ			自動車部品	-	群馬県
	24	三菱電機	三菱電機オートモーティブ・インド	Mitsubishi Electric Automotive India Pvt. Ltd.	自動車部品	-	東京都
	25	ショーワ	ムンジャル ショーワ	Munjal Showa Ltd.	自動車部品	1985	埼玉県
	26	永田部品製造	ナガタインド	Nagata India Ltd.	自動車部品	1999	静岡県
	27	日本特殊陶業	日本特殊陶業デリー駐在員事務所	NGK Spark Plug Co., Ltd.	自動車部品	2005	愛知県
	28	日本発条			自動車部品	-	神奈川県
	29	日本リークレス			自動車部品製造・販売	-	埼玉県
	30	中西金属工業	NKC コンベア インディア	NKC Conveyor India Pvt. Ltd.	貿易	1996	大阪府
	31	日本郵船			海運・物流	-	東京都
	32	大塚化学			医薬中間体	-	大阪府
	33	パーカー			塗装総合プラント建設	-	-
	34	ジェイテクト(旧光洋精工)	ソナ光洋ステアリングシステムズ	Sona Koyo Steering Systems Ltd.	自動車部品	1984	愛知県
	35	三菱マテリアル	ソナオケガワ プレシジョンフォーギングス	Sona Okegawa Precision Forgings Ltd.	自動車部品	1998	東京都
	36	ソミック石川	ソナソミックレムフォルダ コンポーネンツ	Sona Somic Lemforder Components Ltd.	自動車部品	1995	東京都
	37	スタンレー電気			自動車部品	-	東京都
	38	三桜工業	STI 三桜インド	STI Sanoh India Ltd.	自動車部品	1996	東京都
	39	スズキ			二輪車生産	-	静岡県
	40	スズキ	マルチ スズキ オートモービルズ インド	Maruti Suzuki Automobiles India Ltd.	エンジン製造	-	静岡県
	41	ゼンテック・テクノロジー・ジャパン			ソフトウェア開発	-	東京都
	42	スリーボンド	スリーボンドインド	Three Bond India Pvt. Ltd.	ファインケミカル製品	1997	東京都
	43	東京海上日動火災保険			保険	-	東京都
	44	ティ・エス・テック	ティエス テック サン(インド)	TS Tech Sun (India) Ltd.	自動車部品	-	埼玉県

インド進出日系企業リスト

都市名	NO	社名	インド社名	英語社名	業種	設立年	本社所在地
	45	ターボリナックス			ソフト開発・販売	-	東京都
3. パワル (ハリヤナ州)	1	日清食品			即席麺	-	大阪府
	2	関西ペイント			塗料	-	大阪府
	3	ケーヒン			自動車部品	-	東京都
	4	三井金属鉱業			自動車部品	-	東京都
	5	武蔵精密工業	武蔵オートパーツ(インド)	Musashi Auto Parts India Pvt. Ltd.	自動車部品	2002	愛知県
	6	YKK	YKKインド	YKK India Pvt. Ltd.	ファスナー	1995	東京都
4. ダルヘラ (ハリヤナ州)	1	スタンレー電気	スタンレー エレクトリック エンジニアリング インディア	Stanley Electric Engineering India Pvt. Ltd.	自動車部品	2001	東京都
	2	ヒーローホンダ			二輪車	-	東京都
5. ファリダバード (ハリヤナ州)	1	サンデン	サンデンヴィカス(インド)	Sanden Vikas (India) Pvt. Ltd.	自動車部品	1982	群馬県
	2	ショーワ			自動車部品	-	埼玉県
6. ライソニパット (ハリヤナ州)	1	ヤクルト			乳製品	-	東京都
7. ジャイプール (ラージャスターン州)	1	日本工営			給水事業	-	東京都
8. ノイダ (ウッタル・プラデーシュ州)	1	エクセディ	シーケーダイキン	Ceekay Daikin Ltd.	自動車部品	-	大阪府
	2	デンソー	デンソー・インド	DENSO India Ltd.	自動車部品	1984	愛知県
	3	グレープシティ	グレープシティ インディア	GrapeCity India Pvt. Ltd.	ソフトウエア	1996	宮城県
	4	本田技研工業	ホンダシエルカー インディア	Honda Siel Cars India Ltd.	自動車	1995	東京都
	5	本田技研工業	ホンダシエルパワープロダクツ	Honda Siel Power Products Ltd.	小型発動機	1985	東京都
	6	エイチワン	エイチワン	H-One India Pvt. Ltd.	自動車部品	1999	埼玉県
	7	ケーヒン	ケーヒン パナルファ	Keihin Panalfa Ltd.	自動車部品	1997	東京都
	8	森六	森六 UT インディア	Moriroku UT India Pvt. Ltd.	自動車部品	1996	東京都
	9	住友電装	マザーサンスミ インフォテック&デザイン	Motherson Sumi Infotech and Design Ltd.	ソフト開発、エンジニアリング・デザイン	2000	三重県
	10	住友電装、双日	マザーサンスミ システムズ	Motherson Sumi Systems Ltd.	自動車部品	-	三重県/東京都
	11	日新	インド日新	Nissin ABC Logistics Pvt. Ltd.	運輸・倉庫	1999	神奈川県
	12	松下電器産業	パナソニック インド	Panasonic India Pvt. Ltd.	販売統括会社	-	大阪府
	13	SMC	SMC ニューマティクス(インド)	SMC Pneumatics(India)Pvt. Ltd.	空気圧機器の製造販売	1995	東京都
	14	スタンダードプラスチックインダストリー			プラスチック樹脂	-	-
	15	住友電装	スミマザーサン イノベティブエンジニアリング	Sumi Motherson Innovative Engineering Ltd.	自動車部品	1997	三重県
	16	住友電気工業			電線	-	東京都
	17	住友電装			事業管理会社	-	三重県
	18	テイ・エステック	テイ・エス テック サン(インド)	TS Tech Sun (India) Ltd.	自動車部品	-	埼玉県
	19	ヤマハ発動機	ヤマハモーター インディア	Yamaha Motor India Pvt. Ltd.	二輪車	1995	静岡県
	20	ヤマハ発動機			二輪車の販売	-	静岡県
	21	ヤンマー			農業機械市場調査	-	大阪府
9. ガジバード (ウッタル・プラデーシュ州)	1	伊藤忠商事			自動車販売、整備	-	東京都&大阪府
10. チャンディーガル (チャンディーガル連邦直轄領)	1	スワラジ・マツダ、住友商事	スワラジ・マツダ	Swaraj Mazda Ltd.	トラック・バス	1985	東京都
11. マランブール (マディア・プラデーシュ州)	1	日本発條			コイルばね、スタビライザーの製造・販売	-	神奈川県
12. ダール (マディア・プラデーシュ州)	1	ブリヂストン			タイヤ	-	東京都
13. デワス (マディア・プラデーシュ州)	1	三菱工業			自動車部品	-	東京都
14. ボパール (マディア・プラデーシュ州)	1	富士通			無線機器の販売・サポート	-	神奈川県
15. ムンバイ (マハーラーシュトラ州)	1	アマダ	アマダ(インド)	Amada (India) Pvt. Ltd.	金属加工機	-	神奈川県
	2	ブリヂストン			タイヤ	-	東京都
	3	カシオ計算機	カシオインド	Casio India Co., Pvt. Ltd.	時計、情報機器、デバイス	-	東京都
	4	CBC			貿易	-	東京都
	5	チノー	チノーラクソンズ(インド)	Chino-Laxsons (India) Pvt. Ltd.	計測制御機器	1996	-
	6	大和証券SMBC			金融	2006	東京都
	7	エーザイ	エーザイ・ファーマシューティカルズ・インド	Eisai Pharmaceuticals India Pvt. Ltd.	製薬	2004	東京都
	8	壺テクニカルエンジニアリング			プラント機器設計	-	-
	9	阪和興業	阪和興業 ムンバイ事務所	Hanwa Co., Ltd.	鉄鋼商社	1965	大阪府
	10	日立製作所	日立インド・トレーディング	Hitachi India Trading Pvt. Ltd.	事業統括	2002	東京都

インド進出日系企業リスト

都市名	NO	社名	インド社名	英語社名	業種	設立年	本社所在地
	11	ホープインターナショナル	ホープ(インド)ポリッシングワークス	Hope (India) Polishing Works Pvt. Ltd.	宝飾品生産・貿易	-	東京都
	12	石川島播磨重工業			重工業機器	-	東京都
	13	双日	インドア・ゼラチン&ケミカルズ	India Gelatine&Chemicals Ltd.	ゼラチン・オセイン製造・販売	1975	東京都
	14	オリックス	インフラストラクチャリーシング &ファイナンスサービスズ	Infrastructure Leasing & Financial Services Ltd.	投資金融、リース業	1987	東京都&大阪府
	15	伊藤忠商事	伊藤忠商事ムンバイ駐在員事務所	Itochu Corp.	貿易	-	東京都&大阪府
	16	JFE商事	JFE商事ムンバイ駐在員事務所	JFE Shoji Trade Corporation	鉄鋼・原料貿易	-	東京都&大阪府
	17	関西ペイント	グッドラスネロラックペイント	Goodlass Nerolac Paints Ltd.	塗料	1957	大阪府
	18	柏圭	柏圭ダイヤモンド インディア ムンバイ事務所	Kashikey Diamond India Pvt. Ltd.	宝石類貿易	-	東京都
	19	川崎汽船			海運	-	-
	20	コクヨ			家具	-	大阪府
	21	興和			医療機械	-	愛知県
	22	協和発酵工業			バイオケミカル	-	-
	23	丸紅	丸紅インド ムンバイ支店	Marubeni India Pvt. Ltd.	貿易	1996	東京都
	24	伊藤忠丸紅鉄鋼	伊藤忠丸紅鉄鋼	Marubeni-Itochu Steel Inc.	貿易(鉄鋼関係)	-	-
	25	三菱商事	インド三菱商事 ムンバイ支店	Mitsubishi Corporation India Pvt. Ltd.	貿易	-	東京都
	26	三井物産	インド三井物産 ムンバイ支店	Mitsui & Co. India Pvt. Ltd.	貿易	-	東京都
	27	商船三井	三井O.S.K.ラインズ(インド)	Mitsui O.S.K. Lines (India) Pvt. Ltd.	海運	2002	東京都
	28	商船三井			船員雇用・派遣業	-	東京都
	29	みずほコーポレート銀行	みずほコーポレート銀行	Mizuho Corporate Bank Ltd.	銀行	-	東京都
	30	長瀬産業	長瀬産業 ムンバイ駐在員事務所	Nagase & Co., Ltd.	貿易	-	大阪府&東京都
	31	日本電気	日本電気 ムンバイ連絡事務所	NEC Corporation	通信関係	-	東京都
	32	日産自動車			自動車販売	-	-
	33	NTTコミュニケーションズ	NTT コミュニケーションズ インディア ムンバイ支店	NTT Communications India Pvt. Ltd.	国際通信回線提供	2005	東京都
	34	日本郵船			海運	-	東京都
	35	日本郵船			海運関係人材派遣	-	東京都
	36	オージー	オー・ジー ムンバイ駐在員事務所	OG Corporation	貿易	-	大阪府
	37	オリンパス			カメラ	-	東京都
	38	オリックス	オリックスオート&ビジネスソリューションズ	ORIX Auto & Business Solutions Ltd.	自動車リース・レンタカー	1995	東京都
	39	パンフィック・コンサルティング・インターナショナル			コンサルティング	-	-
	40	博報堂	パーセプトH	Percept-H Pvt. Ltd.	広告	1984	東京都
	41	プラスビジョン	プラスビジネスマシーナリーズ	PLUS Business Machines Ltd.	事務機器	1995	-
	42	三洋化成工業	三洋化成工業 ムンバイ駐在事務所	Sanyo Chemical Industries, Ltd.	化学	2004	京都府
	43	島津製作所	島津アナリティカルインド	Shimadzu Analytical India Pvt. Ltd.	医療分析機器販売、 医療ソフトウェア開発	2005	京都府
	44	双日	双日インド ムンバイ支店	Sojitz India Pvt. Ltd.	貿易	2005	東京都
	45	損害保険ジャパン			傷害保険	-	東京都
	46	スピードファム	スピードファム(インド)	Speedfam (India) Pvt. Ltd.	研磨装置	1991	-
	47	住友化学工業	SCエンバイロアグロインド	SC Enviro Agro India Pvt. Ltd.	化学品販売・貿易	-	東京都
	48	住友商事			貿易	-	東京都
	49	シスメックス	シスメックス トランスアジアバイオメディカルズ	Systemex Transasia Bio-Medicals Pvt. Ltd.	検体検査機器、 試薬の製造・販売	1998	-
	50	高砂香料工業	高砂インターナショナル(インド)	Takasago International (India) Pvt. Ltd.	香料	-	-
	51	三菱東京UFJ銀行	三菱東京UFJ銀行 ムンバイ支店	Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.	銀行	-	東京都
	52	東芝			IT関連機器	-	-
	53	東洋エンジニアリング	東洋エンジニアリング インディア	Toyo Engineering India Ltd.	プラントエンジニアリング	1976	千葉県
	54	豊田通商	トヨタ・ラクゾー・オート	Toyota Lakozy Auto Pvt. Ltd.	車両・部品の販売・サービス	-	愛知県
	55	豊田通商			貿易	-	愛知県
	56	月島機械			産業機械	-	-
	57	アクティシステム	ユニアクティ	UniActy Software Pvt. Ltd.	ソフトウェア開発	2003	静岡県
	58	ヤンマー			重機	-	兵庫県
16.ブーネ (マハーラー シュトラ州)	1	日立金属			金属製品、電子・情報部品	-	東京都
	2	電業社機械製作所			ポンプ	-	東京都
	3	イーグル工業	イーグルブーナワラ工業	Eagle Poonawalla Industry Ltd.	工業用シール	1998	東京都
	4	エンケイ	エンケイ キャスタロイ	Enkei Castalloy Ltd.	アルミ・ホイール/アルミ部品製造	2003	静岡県
	5	ケーヒン	ケーヒン FIE	Keihin FIE Pvt. Ltd.	自動車部品	1999	東京都
	6	荏原製作所	キルロスカ荏原ポンプ	Kirloskar Ebara Pumps Ltd.	産業用ポンプ製造・販売	1988	東京都
	7	ノウン・ユー			農業	-	-
	8	スタンレー電気	ルマックスインダストリーズ	Lumax Industries Ltd.	自動車照明・シフトギア等製造	-	東京都
	9	シャープ	カルヤニシャープ インディア	Kalyani Sharp India Ltd.	家電	1989	東京都
	10	ソフト・ブリッジ			ソフトウェア	-	東京都
	11	大日本インキ化学工業	スダシャンケミカルインダストリーズ	Sudarshan Chemical Industries Ltd.	塗料その他中間生産物	1952	東京都
	12	ジー・エス・ユアサコーポレーション			自動車用鉛蓄電池の製造・販売	-	京都府
	13	東洋ラヂエーター	タタ東洋ラヂエーター	Tata Toyo Radiator Ltd.	自動車部品	1998	東京都
	14	矢崎総業	タタ矢崎オートコンブ	Tata Yazaki Autocomp Ltd.	自動車部品	1999	東京都
	15	東京部品工業	TBK インディア	TBK India Pvt. Ltd.	自動車・建機用 ウォーターポンプ、 オイルポンプの製造	2000	東京都
	16	中央発條	TC スプリングス	TC Springs Pvt. Ltd.	自動車の各種ばねの製造	1999	愛知県
	17	ヤマザキマザック	ヤマザキ・マザック	Yamazaki Mazak Singapore Pte. Ltd.	工作機械	-	愛知県
	18	ユタカ技研	タタ・ユタカ・オートコンブ	Tata Yutaka Autocomp Pvt. Ltd.	自動車部品	2001	静岡県
17.ターネ (マハーラー シュトラ州)	1	日精ASB機械	ASB インターナショナル	ASB International Pvt. Ltd.	ペットボトル加工機製造	1997	長野県
	2	住友化学工業			化学品販売・貿易	-	大阪府&東京都
18.オーランガ バード (マハーラーシュ トラ州)	1	太陽化学			食品生産	-	三重県

インド進出日系企業リスト

都市名	NO	社名	インド社名	英語社名	業種	設立年	本社所在地
19.アーメダバード (グジャラート州)	1	日立ホーム&ライフソリューションズ			エアコン製造販売	-	-
20.パローダ (グジャラート州)	1	千代田化工建設			プラントエンジニアリング	-	神奈川県
	2	松下電池工業			乾電池	-	大阪府
21.バルーチ (グジャラート州)	1	石川島播磨重工業			重工業機器	-	東京都
22.ゴア州	1	JFE商事			貿易	-	大阪府
	2	丸紅			貿易	-	東京都
	3	三井物産	インド三井物産ゴア出張所	Mitsui & Co. India Pvt. Ltd.	貿易	-	東京都
	4	東南貿易	東南貿易	Tonan Trading Co., Ltd.	貿易	-	東京都
23.コルカタ (西ベンガル州)	1	双日、黒崎播磨	-	-	耐火物製造	-	東京都/福岡県
	2	伊藤忠インド会社コルカタ支店	伊藤忠商事コルカタ駐在員事務所	Itochu Corp.	貿易	-	大阪府
	3	ジャパンパワーサービス			建設業	-	-
	4	丸紅	丸紅インド コルカタ支店	Marubeni India Pvt. Ltd.	貿易	1996	東京都
	5	三菱化学	MCC-PTA インディア(本社)	MCC PTA India Corp. Pvt. Ltd.	PTA製造	1997	東京都
	6	メタルワン 三菱商事 双日			貿易	-	東京都
	7	三菱重工業PPSP LOT5 HM プロジェクト コルカタ事務所			揚水発電所建設	-	東京都
	8	三菱商事	インド三菱商事 コルカタ支店	Mitsubishi Corporation India Pvt. Ltd.	貿易	-	東京都
	9	三井物産	インド三井物産 コルカタ支店	Mitsui & Co. India Pvt. Ltd.	貿易	-	東京都
	10	日本工営			国道拡幅事業	-	東京都
	11	日新	インド日新	Nissin ABC Logistics Pvt. Ltd.	輸送	1999	神奈川県
	12	大成建設			建設	-	東京都
24.ブルリア (西ベンガル州)	1	三菱重工業PPSP LOT5 HM プロジェクト コルカタ事務所			揚水発電所建設	-	東京都
	2	電源開発			コンサルティング	-	東京都
	3	大成建設			建設	-	東京都
25.ハルディア (西ベンガル州)	1	三菱化学	MCC-PTA インディア(工場)	MCC PTA India Corp. Pvt. Ltd.	PTA製造	1997	東京都
	2	日新	インド日新	Nissin ABC Logistics Pvt. Ltd.	運輸・倉庫	1999	神奈川県
26.ジャムシェド プール (ジャールカンド 州)	1	淀川製作所、双日			製鉄用ロール等	-	大阪府/東京都
27.デンカナル (オリッサ州)	1	日本工営			灌漑開発	-	東京都
28.ブハネシュ ワール (オリッサ州)	1	三井住友建設			建設	-	東京都
29.バンガロール (カルナータカ州)	1	アイシン精機	アイシンNTTF	Aisin NTTF Pvt. Ltd.	自動車部品	1999	愛知県
	2	アンリツ			測定機器	-	神奈川県
	3	トヨタ紡織	アラコ・オートモーティブ・インド	Araco Automotive India Pvt. Ltd.	自動車部品	1999	愛知県
	4	Beau-Plan Co.			ソフトウェア	-	大阪府
	5	システムKコーポレーション			ソフトウェア	-	-
	6	三井住友海上火災保険	チョラマンダラム-MSジェネラル保険	Cholamandalam-MS General Insurance Co. Ltd.	保険	2002	東京都
	7	シチズン	シチズンウォッチ(インド)	Citizen Watches (India) Ltd.	時計輸入販売	-	東京都
	8	コンセプチャル・ライフ			衣料品検品	-	-
	9	デンソー	デンソー・キルロスカ	DENSO Kirloskar Industries Pvt. Ltd.	自動車部品	1998	愛知県
	10	デンソーセールス			自動車部品	-	-
	11	電通コミュニケーションズ	電通コミュニケーションズ	Dentsu Communications Pvt. Ltd.	広告	2003	東京都
	12	セイコー・エプソン	エプソン インディア	Epson India Pvt. Ltd.	プリンター輸入販売	2000	長野県
	13	寺岡精工(シンガポール)			測定機器	-	東京都
	14	ファナック	ファナック インディア	FANUC India Pvt. Ltd.	数値制御装置	1992	山梨県
	15	富士通			ソフト	-	神奈川県
	16	博報堂			広告	-	東京都
	17	同和鉱業	ハイテンプ ファーネス	Hightemp Furnaces Ltd.	電気炉製造	1971	東京都
	18	日立製作所	日立インド・トレーディング	Hitachi India Trading Pvt. Ltd.	ITハードウェア	2002	東京都
	19	日立工機	日立工機インド	Hitachi Koki India Ltd.	電動工具	1996	東京都
	20	日清食品	インド日清	Indo Nissin Foods Ltd.	即席麺	1991	大阪府
	21	富士通プライムソフト			IT	-	-
	22	ジン・インフォメーション・システム・コンサルタンツ	ジン・インフォメーション・システムズ	JIN Information Systems Pvt. Ltd.	ソフトウェア	1998	-
	23	日本たばこ	JT インターナショナル(インド)	JT International(India)Pvt. Ltd.	販売事務所	-	東京都
	24	Juki Singapore Pte. Ltd.	JUKI シンガポール バンガロール支店	JUKI Singapore Pte. Ltd.	工業用ミシン	-	東京都
	25	川崎マイクロエレクトロニクス			ソフトウェア	-	千葉県
	26	FMC 販売			精密ボールベアリング	-	-
	27	近鉄エクスプレス	近鉄エクスプレス(インド)	Kintetsu World Express (India) Pvt. Ltd.	航空貨物	1997	東京都
	28	トヨタ自動織機	キルロスカトヨタ・テキスタイル・マシーナリー	Kirloskar Toyota Textile Machinery Pvt. Ltd.	紡績機器、自動車部品	1995	愛知県
	29	小松製作所	コマツアジア バンガロール支店	Komatsu Asia & Pacific Pte. Ltd.	建設機器輸入販売	2005	東京都
	30	京セラ	京セラワイヤレス(インド)	Kyocera Wireless (India) Pvt. Ltd.	ソフトウェア	2003	京都府
	31	小松製作所	エルアンドティーコマツ	L & T- Komatsu Ltd.	建設機械	1998	東京都

インド進出日系企業リスト

都市名	NO	社名	インド社名	英語社名	業種	設立年	本社所在地
	32	牧野フライス製作所	牧野インディア	Makino India Pvt. Ltd.	工作機械	-	東京都
	33	村田機械			工作機械	-	京都府
	34	三菱商事	三菱商事 駐在事務所	Mitsubishi Corporation	貿易	-	東京都
	35	三井物産	インド三井物産バンガロール支店	Mitsui & Co. India Pvt. Ltd	貿易	-	東京都
	36	三菱マテリアル	三菱マテリアル切削工具インド駐在事務所	MMC Metal	切削工具の輸入販売	1998	東京都
	37	住友電装、双日			自動車部品	-	三重県
	38	デンセイ・ラムダ			電気スイッチ	-	東京都
	39	N.D.R.	日印ソフトウェアソリューション	Nichi-In Software Solutions Pvt. Ltd.	ソフトウェア	-	大阪府
	40	日本システムウェア			情報技術	-	東京都
	41	日本通運			運送サービス	-	東京都
	42	NTTコミュニケーションズ			通信サービス	-	東京都
	43	沖セミコンダクター(シンガポール)			半導体販売	-	-
	44	アイボック			ソフトウェア開発、人材派遣	-	-
	45	尾張精機			自動車部品	-	愛知県
	46	ヒロ・インターナショナル			レストラン	-	-
	47	マサラツアーズ	マサラツアーズ	Riemasala Pvt. Ltd.	旅行代理店	-	-
	48	サカタのタネ	サカタのタネ バンガロール連絡事務所	Sakata Seed Corporation	種子	-	神奈川県
	49	三洋電機	三洋BPL	SANYO BPL Pvt. Ltd.	カラーテレビ、ビデオ	2004	大阪府
	50	三洋電機	三洋インディア	SANYO India Pvt. Ltd.	家電品輸入販売	-	大阪府
	51	三洋電機	三洋LSIテクノロジー インディア	SANYO LSI Technology India Pvt. Ltd.	IC設計	1998	大阪府
	52	三洋セミコンダクター(シンガポール)			半導体販売	-	-
	53	シャープ	シャープソフトウェア・デベロップメント・インディア	Sharp Software Development India Pvt. Ltd.	ソフトウェア	1999	大阪府
	54	新東工業	新東工業 インド連絡事務所	Sintokogio, Ltd.	鋳造エンジニアリング	-	愛知県
	55	三菱商事、三菱倉庫、ニチレイ	スノーマン フローズンフーズ	Snowman Frozen Foods Ltd.	保冷倉庫業	1993	東京都
	56	東芝			ソフトウェア	-	東京都
	57	ソニー	ソニー・エンターテイメント・テレビジョン インディア	SET India Ltd.	ソフトウェア	-	東京都
	58	SRA	SRA インディア	SRA India Pvt. Ltd.	ソフトウェア	2002	東京都
	59	豊田鉄工			自動車部品	-	愛知県
	60	豊田通商	豊田通商バンガロール駐在員事務所	Toyota Tsusyo Corporation	鉄鋼・自動車部品	1998	愛知県
	61	ニチリンサンライズ			自動車部品	-	-
	62	システムコンサルタント			ソフトウェア	-	東京都
	63	矢崎総業	タタ矢崎オートコンプ	Tata Yazaki Autocomp Ltd.	自動車部品販売	1999	東京都
	64	日立建機	テルコストラクショナルイクイップメント	Telco Construction Equipment Co. Ltd.	建設機械	2000	東京都
	65	豊田合成			自動車部品	-	愛知県
	66	トヨタ自動車	トヨタ・キルロスカ・オートパーツ	Toyota Kirloskar Auto Parts Pvt. Ltd.	自動車部品	2002	愛知県
	67	トヨタ自動車	トヨタ・キルロスカ・モーター	Toyota Kirloskar Motor Pvt. Ltd.	自動車	1997	愛知県
	68	豊田通商			不動産、インフラ	-	愛知県
	69	豊田通商			貿易	-	愛知県
	70	三井物産	三井物産バンガロール支店	Mitsui & Co. India Pvt. Ltd	輸送	-	東京都
	71	三菱重工業、三菱農機			トラクター製造	-	東京都/島根県
	72	天竺牡丹			日本食レストラン	-	-
	73	YKK	YKK インド	YKK India Pvt. Ltd.	ファスナー	1995	東京都
	74	横河電機	横河インディア	Yokogawa India Ltd.	管理システム機器	1987	東京都
	75	油研工業	油研インディア	Yuken India Ltd.	油圧機器	1976	神奈川県
	76	郵船航空	郵船航空サービス	Yusen Air & Sea Service Co. Ltd.	航空貨物	2005	東京都
30.ティルパナン タブラム (ケーララ州)	1	東京設計事務所			水道建設(JBIC事業)	-	東京都
	2	テルモ	テルモ・ペンポール	Terumo Penpol Ltd.	血液バッグ	1999	東京都
	3	ウインズ・インフォテック			ソフト設計・開発	-	-
31.コチン (ケーララ州)	1	日清食品、伊藤忠商事			海産物加工	-	神奈川県/大阪府
	2	新田ゼラチン			ゼラチン原料	-	大阪府
32.チェンナイ (タミル・ナドゥ州)	1	AIN			アパレル	-	-
	2	味の素	味の素チェンナイ連絡事務所	Ajinomoto Co., Inc.	旨味調味料	-	東京都
	3	味の素	インド味の素	Ajinomoto India Pvt. Ltd.	旨味調味料	2003	東京都
	4	赤坂			レストラン	-	-
	5	アマダ	アマダソフト(インド)	Amada Soft (India) Pvt. Ltd.	ソフトウェア	1996	神奈川県
	6	網太マシーナズ			漁獲網の技術サービス、	-	愛知県
	7	シャチハタ			筆記具(マーカー類)製造	-	愛知県
	8	旭硝子			自動車用ガラス	-	東京都
	9	大同メタル			自動車部品	-	愛知県
	10	ブルーシーシステムズ			ソフト	-	-
	11	三井住友海上火災保険	チョラムダラム・MSジェネラル保険	Cholamandalam-MS General Insurance Co., Ltd.	保険	2002	東京都
	12	ダイキン工業			エアコン製造	-	大阪府
	13	エルビスエンジニアリング	エルビスエンジニアリング チェンナイ支社	Erbis Engineering Co., Ltd.	医療機器販売	1994	東京都
	14	富士通ゼネラルアジア	ETA ゼネラル	ETA General Pvt. Ltd.	エアコン製造	2000	神奈川県
	15	エターナル・テクノロジーズ			IT人材育成、コンサルテーション	-	東京都
	16	富士通ゼネラルアジアマドラス事務所			エアコン販売	-	神奈川県
	17	フマキラー			殺虫剤	-	東京都
	18	ゲイツ・ユニッタ・アジア			タイミングベルト、ブーリー等製造	-	大阪府
	19	ハッピーグラナイト			貿易、石材	-	-
	20	博報堂			広告	-	東京都
	21	ホリアキ			ゴム製品	-	大阪府
	22	日本ピストンリング	アイピー リングス	IP Rings Ltd.	ピストンリング製造	1991	埼玉県
	23	五十嵐電機製作所	五十嵐テクノロジーズ	Igarashi Technologies Pvt. Ltd.	自動車部品	2004	神奈川県
	24	国産電機	インディア・ニッポン・エレクトリカルズ	India Nippon Electoricals Ltd.	二輪車用電装品	1985	静岡県
	25	小糸製作所			自動車部品	-	東京都

インド進出日系企業リスト

都市名	NO	社名	インド社名	英語社名	業種	設立年	本社所在地
	26	三井物産	インド三井物産チェンナイ支店	Mitsui & Co. India Pvt. Ltd.	アパレル	-	東京都
	27	東海工業			ガラス用・セラミックス用長石	-	東京都
	28	伊藤忠商事	伊藤忠商事チェンナイ駐在員事務所	Itochu Corp.	貿易	-	大阪府
	29	河西工業			自動車部品設計	-	神奈川県
	30	コマツ			鉱業用ダンプトラック	-	東京都
	31	スタンレー電気			自動車部品	-	東京都
	32	伊藤忠丸紅鉄鋼			貿易(鉄鋼関係)	-	東京都
	33	日立マクセル			BtoB製品、コンシューマー製品	-	東京都
	34	MHJ			貿易	-	-
	35	ミライアパレル			アパレル	-	-
	36	ミツバ			自動車部品	-	群馬県
	37	三菱商事	インド三菱商事チェンナイ支店	Mitsubishi Corporation India Pvt. Ltd.	貿易	-	東京都
	38	三井物産			貿易	-	東京都
	39	森村商事	森村商事 チェンナイ駐在員事務所	Morimura Bros., Inc.	貿易	1990	東京都
	40	日本電気			ソフトウェア発注	-	東京都
	41	ニチアス			ガセット用素材	-	東京都
	42	松下電池工業(インドナショナル)	パナソニック バッテリー インド	Panasonic Battery India Co. Ltd.	乾電池	1972	大阪府
	43	日本精工			軸受、市場調査	-	東京都
	44	松下電池工業(パナソニック・カーボン・インド)	パナソニック カーボン インド	Panasonic Carbon India Co., Ltd.	マンガン電池用炭素棒	1982	大阪府
	45	インド松下家電	パナソニックHAインド	Panasonic Home Appliances India Co., Ltd.	炊飯器、ミキサー	-	東京都
	46	松下電器産業	パナソニック インド	Panasonic India Pvt. Ltd.	家電製品販売	-	大阪府
	47	丸紅			電カプラント	-	東京都
	48	日清紡			摩擦材	-	東京都
	49	日本精工	日本精工	NSK Ltd.	ステアリングコラム	-	東京都
	50	レボ・トレーディング	レボ・トレーディング インド支社	REVO Trading Co., Ltd.	IT技術者教育・派遣	-	大阪府
	51	ローム			エレクトロニクス部品	-	京都府
	52	島津製作所	島津インディア	Shimadzu India Pvt. Ltd.	医療機器	2001	京都府
	53	山武	シーカル山武	SICAL Yamatake Ltd.	自動制御装置	2000	東京都
	54	オムロン			ソフトウェア	-	京都府
	55	フジクラ			光ケーブル	-	東京都
	56	田岡化学工業	アナボンド田岡(インド)	Anabond Taoka India Pvt. Ltd.	接着剤原体	2002	大阪府
	57	三菱東京UFJ銀行	三菱東京UFJ銀行 チェンナイ支店	Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ, Ltd.	銀行	2002	東京都
	58	トランス・エイシア・トレーダーズ			石材	-	-
	59	ミクニ	ユニカルフューエルシステムズ	Ucal Fuel Systems Ltd.	自動車部品	1989	東京都
	60	天竺牡丹			日本食レストラン	-	-
	61	矢崎総業			自動車部品	-	東京都
33.マドurai (タミル・ナドゥ州)	1	荒井製作所	ハイテック荒井	Hi-Tech Arai Ltd.	自動車部品	1985	東京都
	2	ゼライス			ゼラチン	-	宮城県
34.ラニペット (タミル・ナドゥ州)	1	三菱重工業			歯車加工用切削工具	-	東京都
35.ハイデラバード (アーンドラ・プラ ラデーシュ州)	1	アイシン・エンジニアリング			自動車部品等の設計及び研究開発	-	東京都
	2	富士通コンサルティング			ソフトウェア	-	東京都
	3	日本たばこ			たばこの製造	-	東京都
	4	三菱商事			貿易	-	東京都
	5	三井物産	インド三井物産ハイデラバード支店	Mitsui & Co. India Pvt. Ltd.	貿易	-	東京都
	6	商船三井システムズ			データ処理(船荷証券のデータ入力)	-	東京都
	7	日本工営			灌漑開発	-	東京都
	8	西松建設			建設	-	東京都
	9	パピルス			機械制御用ソフトウェア	-	-
	10	東芝プラント建設			プラントエンジニアリング	-	東京都
	11	三共	ユニ・三共	Uni-Sankyo Ltd.	医薬品製造	1969	東京都

※ 当リストは、在インド日本国大使館資料(2007.2)を基礎に、インド日系企業年鑑(COMM Pte. Ltd., 2006.4発行)を参考に情報入力している。

※ インド社名、英語社名、設立年及び所在地は調査可能な範囲で掲載している。

※ 本社所在地は、本社が外国籍企業の場合、日本企業の本社所在地を斜体で表している。

社名が2社以上ある場合は社名の順序によって併記、本社を2箇所においている企業は(&)によって併記している。

インドとの交流における注意点

これまでのデリーとの交渉をはじめ、インドとの交流経験を通して得た、インドでの仕事や訪問における注意点を列挙してみた。

1 役所との付き合い方

(1) 文書主義

インドの役所は何事につけ文書を作ることを要求する。

例えば、友好提携については、通常1枚紙の協定書を日本語と英語で作成すれば足り、他の地域との友好提携についてはそのような協定書を作成している。しかし、デリーとの協定書は不動産の賃貸者契約書のような7ページにも及ぶ長大な、いわずもがなの文言(失礼)を書き連ねた文面で、5年後の見直し条項まで盛り込まれていた(インド外務省の指導によるものである)。

さすがに、世界最長の憲法を持つ国である。

(2) メールの返事がこない

文書主義の影響か、彼らとの日常のやりとりをメールでやろうとしても、なかなか返事がこない。

多分に個人の流儀にもよるのであろうが、今のところインドの役所とのやりとりでは、メールは一般的な情報伝達のツールではないようだ。

メールに限らないが、基本的に回答は時間がかかる。

気長に待つ度量が要求される。

(3) IAS は偉い

第1章第2節にあるとおり、インドの役所は日本で言うところのキャリア官僚よりもさらに激しい競争を勝ち抜いた **IAS (Indian Administrative Service)** というエリートが牛耳っている。

彼らは国と特定の地方(主に州)とを行き来しながらそのキャリアを積み、国と地方のそれぞれの幹部となる。日本と違い、省庁ごとの採用ではなく、特定の州を分担して、国に戻ったら様々な省庁を経験するという。

インドの役所においてはこの試験に合格しているかどうかが出世のポイントであり、彼らの名刺には必ず **IAS** という文字が印字されている。

そこで、インドの役人と名刺交換した時には、それを確認したら、「**IAS**の方ですか」と一言付け加えてあげると、彼らの自尊心を満足させられるというものである。

2 一般的な情報として

(1) イエス or ノー

慣れないうちは非常に戸惑うもののひとつにインド人の相槌がある。

通常、日本人に限らず、イエスは首を縦に振り、ノーは首を横に振るものと思っていたが、インドの人々はイエスで首を横に振るのである。

ただ、その動作がイエスとノーで違うのである。

イエスは横に振るというより、横にかしげるといふ感じであろうか。

打合せやレストランでの食事の注文の時、会話ではイエスと言っているはずなのに首を振られて、最初の頃はなんか嫌がっているのかと思っていたら、それはイエスの合図だったので、非常に困惑したことを覚えている。

(2) ゴミを拾ってはいけない

インドには **11** 億人の人口が存在する。

カースト制度の影響から、彼らの仕事はさまざまに細分化されており、日本人だと通常一人でやるような仕事も数人がかりで行うことが多い。例えば、役所のエレベーターにはボタンを押す専属の人がいたり、レストランでも給仕とテーブルを片付ける人と注文をとる人、掃除をする人はそれぞれ別だったりする。

我々が親切と思って、落ちているゴミを拾うと、ゴミを拾う人の仕事を奪うことになるのである。

だから、我々はインドでは落ちているゴミを拾ってはいけないのである。

(3) 水と油

インドでは飲み水に注意しなさいというのはよく言われることである。

もちろん、水だけでなく、その水で作った氷やその水で洗った野菜のサラダなども注意が必要であるのは言うまでもない（最近では都市部のホテルではミネラルウォーターを使用しているところも増えているらしい）。

ところが、意外と気づかないのだが、結構原因として多いのが、カレーに使われている大量の油である。

ギーというバターから作った油がカレーには大量に使われており、これを食べ過ぎてお腹の具合が悪くなる人も結構多いという。

カレーの種類も多く、朝・昼・晩と三食カレーということも珍しくない土地で、またおいしいのでついついこれを食べ過ぎてしまい、やられるのである。



インドのカレー

榎駐インド大使（当時）が、インドに初めて来た人の半分はお腹をこわしますよ、と笑っておっしゃっていたが、最初の訪問団の我々6人のうち見事に3人がお腹をこわし、その予想は的中した。

お腹とご相談のうえ、カレーをご賞味いただきたい。

(4) 写真はダメよ

デリーのメトロ（地下鉄）は日本の **JBIC**(国際協力銀行)による円借款で建設されている。この話を聞き、デリー訪問の記念に地下鉄に乗り、駅の写真を撮った。

すると遠くから、軍服を着、自動小銃を肩にかけた軍人と思しき連中がやってきて、今写真を撮っただろうと詰問され、すぐに消去するように命じられた。さすがに、引き金に指はかかっていたいなかったが、気分が悪いものであった。

また数年前、当事務所の職員がやはり駅の写真を撮っていて、清掃員に連行されたという例もあったらしい。

このように、インドの空港、駅や橋、通信施設などは軍事的な理由により、勝手に写真を取ってはいけない。逮捕されてもおかしくないと言われている。

ご用心あれ。



デリーのメトロ（地下鉄）

(5) ご多聞に漏れず

東南アジアの他の大都市でも渋滞は大きな問題であるが、インドの大都市は道路インフラが東南アジア以上に未整備であり、渋滞が激しい。

車に加えてオートリクシャー（名前は「人力車」に由来するという）という小型のタクシーのような市民の足が大量に走っており、これが渋滞に拍車をかける。朝・夕のラッシュ時は当然であるが、雨が降ると道路が冠水して通れなくなることも珍しくないようだ。

現地のドライバーやガイドに時間厳守を伝えるとともに、十分に余裕を持って行動する必要があるだろう。

(6) クラクシヨンの騒音

インドの車のクラクシヨンはインド仕様で強化されているという。

真偽の程は定かではないが、インドの運転手はのべつ幕なくクラクシヨンを鳴らし続けている。危険が迫っているからではなく、前に行く人や車や自転車や牛（！）に自分の存在を知らせるために鳴らしているようである。

かなりうるさいし、慣れるまではすごく気になる騒音である。

(福岡県派遣：クレアシガポール事務所 次長 武田 誠一)

資料編：インド各州の基礎統計データ一覧

(出所：“Indian States at a Glance 2006-07”(Indicus Analytics Pvt. Ltd.))

- データ出所の書籍は各種統計資料を引用して編集されたものであり、引用元の統計作成年度は一定ではない。そのため、統計項目によっては、算出の基礎となる人口などの数値が異なることに起因する若干の齟齬が生じる場合がある。
- 金額についてはインドルピーで表記してある。参考までに、**2007年10月**現在、1ルピーは約**2.95**円である。
- 州及び連邦直轄領の名称については、各々アルファベット順に表記した。参考までに、各州・連邦直轄領名のアルファベット表記は下記のとおりである。

【州】

アーンドラ・プラデーシュ	Andhra Pradesh
アルナーチャル・プラデーシュ	Arunachal Pradesh
アッサム	Assam
ビハール	Bihar
チャットティスガル	Chhattisgarh
ゴア	Goa
グジャラート	Gujarat
ハリヤナ	Haryana
ヒマーチャル・プラデーシュ	Himachal Pradesh
ジャンムー・カシミール	Jammu & Kashmir
ジャールカンド	Jharkhand
カルナータカ	Karnataka
ケーララ	Kerala
マディヤ・プラデーシュ	Madhya Pradesh
マハーラーシュトラ	Maharashtra
マニプル	Manipur
メガラヤ	Meghalaya
ミゾラム	Mizoram
ナガランド	Nagaland
オリッサ	Orissa
パンジャーブ	Punjab
ラージャスターン	Rajasthan
シッキム	Sikkim
タミル・ナードゥ	Tamil Nadu
トリプラ	Tripura
ウッタール・プラデーシュ	Uttar Pradesh
ウッタラカンド	Uttarakhand
西ベンガル	West Bengal

【連邦直轄領】

アンダマン・ニコバル諸島	Andaman & Nicobar Islands
チャンディガール	Chandigarh
ダドラ及びナガル・ハーヴェリ	Dadra & Nagar Haveli
ダマン及びディウ	Daman & Diu
デリー準州	Delhi
ラクシャドゥープ	Lakshadweep
ポンディシェリー	Pondicherry

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	州都・面積・人口								
	州都	州の面積	人口	1平方kmあたり 人口密度	年間の人口平 均成長率	都市部の人口	都市部人口の 割合	都市部のスラム人 口	都市部全人 口に対するス ラム人口率
		km ²	人	人	%	人	%	人	%
アーンドラ・プラデーシュ	ハイデラバード	275,069	76,210,007	275	1.40	20,503,597	27.08	5,187,493	24.90
アルナーチャル・プラデーシュ	イタナガル	83,743	1,097,968	13	2.40	222,688	20.41	-	-
アッサム	ディスブル	78,438	26,655,528	340	1.70	3,389,413	12.72	82,289	2.40
ビハール	パトナ	94,163	82,998,509	880	2.50	8,679,200	37.35	531,481	6.10
チャットティスガル	ライブル	135,191	20,833,803	154	1.70	4,175,329	20.08	817,908	19.50
ゴア	パナジ	3,702	1,347,000	363	1.40	668,869	49.47	14,482	2.20
グジャラート	ガンディナガル	196,024	50,671,017	258	2.00	18,899,377	37.35	1,866,797	9.90
ハリヤナ	チャンディガル	44,212	21,144,564	477	2.50	6,114,139	29.00	1,420,407	23.20
ヒマーチャル・プラデーシュ	シムラ	55,673	6,077,900	109	1.60	594,881	9.79	-	-
ジャンムー・カシミール	スリナガル	101,387	10,143,700	99	2.60	2,505,309	24.85	268,513	10.70
ジャールカンド	ランチ	79,714	26,945,829	338	2.10	5,986,697	22.25	301,569	5.00
カルナータカ	バンガロール	191,791	52,850,562	275	1.60	17,919,858	33.98	1,402,971	7.80
ケーララ	ティルバナナンプラム	38,863	31,841,374	819	0.90	8,267,135	25.97	64,556	0.80
マディヤ・プラデーシュ	ボーパール	308,245	60,348,023	196	2.20	16,102,590	26.67	2,417,091	15.10
マハーラーシュトラ	ムンバイ	307,577	96,878,627	314	2.00	41,019,734	42.40	11,202,762	27.30
マニプル	インパール	22,327	2,166,788	107	2.20	570,410	23.88	-	-
メガラヤ	シロング	22,429	2,318,822	103	2.70	452,612	19.63	86,304	19.00
ミゾラム	アイザウィ	21,087	888,573	42	2.50	441,040	49.50	-	-
ナガランド	コヒマ	16,579	1,990,036	120	5.00	352,821	17.74	-	-
オリッサ	ブハネシュワル	155,707	36,804,660	236	1.50	5,496,318	14.97	629,999	11.40
パンジャープ	チャンディガル	50,362	24,358,999	482	1.80	8,245,566	33.95	1,159,561	14.00
ラージャスターン	ジャイプール	342,239	56,507,188	165	2.50	13,205,444	23.38	1,294,106	9.80
シッキム	ガントック	7,096	540,851	76	2.90	60,005	11.10	-	-
タミル・ナードゥ	チェンナイ	130,058	62,405,679	478	1.10	27,241,553	43.86	2,866,893	10.40
トリプラ	アガルタラ	10,486	3,199,203	304	1.50	543,094	17.02	29,949	5.50
ウッタル・プラデーシュ	ラクノウ	240,928	166,197,921	689	2.30	34,512,629	20.78	4,395,276	12.70
ウッタラカンド	デラドゥン	53,483	8,489,349	159	1.90	2,170,245	25.59	195,470	9.00
西ベンガル	コルカタ	88,752	80,176,197	904	1.60	22,486,481	28.03	4,115,980	18.40
アンダマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	ポートブレア	8,248	356,000	43	2.40	116,407	32.67	16,244	14.00
チャンディール連邦直轄領	チャンディール	114	901,000	7,902	3.40	808,796	89.78	107,125	13.20
ダドラ及びナガル・ ハーヴェリ連邦直轄領	シルヴァサ	491	220,000	449	4.70	50,456	22.89	-	-
ダマン及びディウ連邦直轄領	ダマン	112	158,000	1,411	4.40	57,319	36.26	-	-
デリー準州	デリー	1,483	13,850,000	9,294	3.90	12,819,761	93.01	2,029,755	15.70
ラクシャドゥウィープ連邦直轄領	カヴァラティ	32	61,000	1,894	1.60	26,948	44.47	-	-
ボンディシェリー連邦直轄領	ボンディシェリー	480	974,000	2,029	1.90	648,233	66.57	73,169	11.30
平均値(斜体は合計値)		90,465	29,388,819	908	2.30	285,354,954	32.41	42,578,150	15.00

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	経済・産業							
	州GDP	州GDPの実質年 間成長率	一人当たり州 GDP	農業部門の州 GDP	製造部門の州 GDP	サービス部門の 州GDP	全土地に占める 耕作可能地の 比率	耕作地に占める 灌漑地の比率
	10万ルピー	%	ルピー	10万ルピー	10万ルピー	10万ルピー	%	%
アーンドラ・プラデーシュ	22,589,200	6.40	25,526	4,408,600	2,548,500	9,891,900	57.36	37.59
アルナーチャル・プラデーシュ	270,949	4.08	19,760	64,238	6,852	115,128	3.75	25.61
アッサム	4,711,333	5.58	14,523	1,193,007	465,483	1,906,387	41.11	6.23
ビハール	6,891,303	4.55	6,776	1,965,932	195,794	3,503,603	70.53	60.47
チャットティスガル	4,409,156	7.45	17,308	827,747	736,763	1,624,046	41.42	22.47
ゴア	1,291,794	7.66	74,978	60,564	292,134	547,733	53.24	17.02
グジャラート	19,930,528	8.78	31,128	3,388,479	5,506,659	7,710,695	63.04	31.12
ハリヤナ	9,324,401	6.93	35,717	2,024,275	1,966,573	3,647,943	84.48	85.77
ヒマーチャル・プラデーシュ	2,238,245	6.77	30,138	423,485	320,255	783,748	14.37	18.72
ジャンムー・カシミール	2,320,717	5.06	17,463	542,906	93,510	1,097,883	4.72	40.93
ジャールカンド	4,759,680	5.27	13,798	855,109	1,043,678	1,426,455	52.48	9.27
カルナータカ	16,698,638	6.70	26,123	2,291,620	2,768,100	8,047,513	67.30	25.56
ケーララ	11,273,762	7.82	29,601	1,301,065	804,351	6,101,617	61.27	17.31
マディヤ・プラデーシュ	11,819,401	5.33	15,555	2,834,942	1,578,075	4,566,993	56.36	30.95
マハーラーシュトラ	41,836,275	7.83	33,746	3,618,697	7,290,750	21,990,323	68.88	16.90
マニプル	512,676	8.62	17,816	98,686	41,753	240,079	7.25	25.81
メガラヤ	591,362	6.15	21,500	108,628	13,668	290,313	46.95	25.65
ミゾラム	320,905	7.05	30,667	57,431	2,890	179,930	17.13	17.78
ナガランド	709,393	8.37	27,215	208,260	4,173	345,286	40.35	20.06
オリッサ	6,330,768	5.65	13,979	1,640,146	477,887	2,390,977	47.99	22.89
パンジャープ	9,725,284	4.32	33,024	3,175,940	1,081,208	3,512,715	85.62	95.01
ラージャスターン	12,008,903	6.24	16,606	2,690,058	1,381,817	5,031,693	74.90	40.46
シッキム	173,098	7.50	26,476	29,029	3,997	75,363	21.13	7.76
タミル・ナードゥ	20,931,433	3.94	28,152	2,025,726	3,695,021	9,436,882	63.44	50.33
トリプラ	1,053,957	7.55	28,949	207,895	24,954	460,742	29.55	14.29
ウットタル・プラデーシュ	25,821,786	4.58	12,145	7,526,795	3,211,251	10,296,389	80.17	73.70
ウッタラカンド	2,074,828	7.66	19,331	468,685	195,257	820,579	26.48	43.76
西ベンガル	24,383,709	7.24	25,810	4,291,650	2,426,608	11,633,628	65.96	55.66
アンダマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	143,857	2.30	33,580	41,431	2,923	62,190	2.91	0.00
チャンディーガル連邦直轄領	840,464	10.05	74,126	6,257	78,077	550,521	18.18	50.00
ダドラ及びナガル・ ハーヴェリ連邦直轄領	-	-	-	-	-	-	48.98	30.43
ダマン及びディウ連邦直轄領	-	-	-	-	-	-	18.18	0.00
デリー準州	11,069,011	7.72	63,136	89,472	915,963	7,634,279	39.19	100.00
ラクシャドゥウィープ連邦直轄領	-	-	-	-	-	-	100.00	33.33
ボンディシェリー連邦直轄領	768,540	11.22	65,048	13,770	311,115	271,209	66.67	86.36
平均値(斜体は合計値)	4,735,506	6.77	25,825	841,428	471,685	1,765,217	46.97	35.41

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	自然		インフラ・生活						
	年間降水量	道路総延長	人口10万人あ たり乗用車数	世帯電化率	一人あたり電 力消費量	銀行支店数	郵便局数	全人口に対す る固定電話普 及率	人口1000人あ たり携帯電話 数
	mm	km	台	%	kWh	-	-	%	台
アーンドラ・プラデーシュ	2,589	192,057	5,771	82.91	391	5,308	16,197	5.44	70.51
アルナーチャル・プラデーシュ	2,635	18,362	1,364	68.12	69	67	306	4.00	17.60
アッサム	2,642	87,173	1,905	36.87	96	1,227	4,008	1.89	25.44
ビハール	1,276	87,547	1,109	13.92	140.8	3,568	9,055	1.25	29.73
チャットティスガル	1,439	33,858	4,620	64.20	351.7	1,035	5,830	1.35	4.86
ゴア	2,715	9,563	24,537	96.37	713	331	259	16.39	120.00
グジャラート	1,450	137,384	11,114	87.30	835	3,670	9,024	7.19	97.99
ハリヤナ	574	28,158	9,434	91.45	531	1,631	2,649	5.80	81.08
ヒマーチャル・プラデーシュ	1,065	29,510	3,281	97.86	339	787	2,780	8.12	94.77
ジャンムー・カシミール	879	23,301	2,999	71.55	268	845	1,687	2.41	79.51
ジャールカンド	1,305	10,069	3,503	32.15	140.8	1,476	3,049	1.52	8.38
カルナータカ	4,810	152,453	6,100	87.54	380	4,873	9,909	6.32	92.89
ケーララ	2,604	150,495	5,914	78.31	262	3,433	5,079	10.55	110.63
マディヤ・プラデーシュ	1,957	196,228	5,179	74.75	351.7	3,464	5,665	2.84	40.01
マハーラーシュトラ	5,266	261,783	7,162	85.41	521	6,332	12,721	10.36	121.54
マニプル	1,990	11,434	3,723	81.59	70	77	698	1.97	17.60
メガラヤ	2,642	9,497	1,978	53.28	160	181	493	2.42	25.80
ミゾラム	1,990	4,970	3,000	81.84	121	78	404	5.69	25.80
ナガランド	1,990	21,021	6,253	77.51	85	71	328	1.90	17.60
オリッサ	1,439	236,993	3,292	39.53	355	2,244	8,175	2.11	39.46
パンジャープ	543	61,525	12,651	96.44	921	2,664	3,957	10.64	177.55
ラージャスターン	770	142,010	5,436	62.35	335	3,370	10,453	3.29	50.30
シッキム	2,811	1,992	1,413	88.35	-	50	210	4.17	50.00
タミル・ナードゥ	882	163,111	11,393	87.78	484	4,778	12,101	8.02	114.89
トリプラ	1,990	14,031	1,192	74.40	96	181	716	2.45	25.80
ウッタール・プラデーシュ	1,794	279,129	3,253	35.36	175.8	8,218	17,666	2.02	42.85
ウッタラカンド	1,695	31,881	4,746	66.85	175.8	869	2,722	3.88	27.47
西ベンガル	4,330	90,245	2,417	47.70	204	4,478	8,853	2.92	54.02
アンダマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	2,517	1,183	6,694	87.86	222	33	-	9.65	47.75
チャンディーガル連邦直轄領	574	2,025	57,447	97.78	824	194	-	22.65	177.55
ダドラ及びナガル・ ハーヴェリ連邦直轄領	953	564	10,390	96.60	3,883	12	-	4.27	-
ダマン及びディウ連邦直轄領	1,450	414	23,782	97.42	3,927	16	-	10.07	-
デリー準州	574	25,785	25,156	98.73	653	1,567	580	26.92	445.45
ラクシャドゥweep連邦直轄領	1,484	141	6,691	99.62	218	9	-	24.53	-
ボンディシェリー連邦直轄領	882	2,587	26,681	93.99	932	84	95	10.24	115.00
平均値(斜体は合計値)	1,900	28,158	5,663	64.09	355	1,921	5,189	6.63	64.47

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	雇用・労働				
	労働者数	非労働者数	全雇用における第 一次産業の割合	全雇用における第 二次産業の割合	全雇用における第 三次産業の割合
	人	人	%	%	%
アーンドラ・プラデーシュ	34,865,117	41,246,126	62.46	16.21	21.41
アルナーチャル・プラデーシュ	482,206	614,496	60.55	9.20	30.27
アッサム	9,557,064	17,081,343	69.30	4.12	26.57
ビハール	28,080,004	54,798,792	76.62	8.34	16.69
チャットティスガル	9,685,260	11,125,723	83.97	6.53	9.50
ゴア	522,565	821,433	5.78	33.86	60.36
グジャラート	20,368,797	28,018,473	59.76	18.69	21.49
ハリヤナ	8,382,890	12,700,099	54.45	20.37	25.27
ヒマーチャル・プラデーシュ	2,991,448	3,078,857	67.28	15.58	17.14
ジャンムー・カシミール	3,688,875	6,381,042	55.83	17.81	26.36
ジャールカンド	10,127,733	16,781,695	57.97	23.38	18.74
カルナータカ	23,521,533	29,212,425	63.05	16.38	20.57
ケーララ	10,291,258	21,547,361	34.80	27.30	37.90
マディヤ・プラデーシュ	25,756,485	34,496,254	71.05	14.18	14.86
マハーラーシュトラ	42,053,330	54,698,917	57.64	18.29	24.07
マニプル	1,069,578	1,318,490	60.55	9.20	30.27
メガラヤ	956,425	1,349,644	60.55	9.20	30.27
ミゾラム	469,597	421,461	60.55	9.20	30.27
ナガランド	849,982	1,138,654	60.55	9.20	30.27
オリッサ	14,272,764	22,434,156	65.06	18.33	16.61
パンジャーブ	9,141,760	15,182,989	45.30	24.87	29.83
ラージャスターン	23,781,257	32,691,865	63.29	17.92	18.79
シッキム	263,320	277,173	60.55	9.20	30.27
タミル・ナードゥ	27,811,647	34,299,192	49.98	24.10	25.95
トリプラ	1,158,190	2,032,978	60.55	9.20	30.27
ウッタル・プラデーシュ	54,180,232	111,994,380	75.33	16.09	19.34
ウッタラカンド	3,133,281	5,350,074	64.57	9.66	15.00
西ベンガル	29,503,278	50,717,893	48.17	22.62	29.18
アングマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	136,331	219,934	21.83	34.69	43.48
チャンディーガル連邦直轄領	339,021	561,893	-	-	-
ダドラ及びナガル・ ハーヴェリ連邦直轄領	114,121	106,330	21.83	34.69	43.48
ダマン及びディウ連邦直轄領	72,654	85,405	21.83	34.69	43.48
デリー準州	4,526,737	9,276,348	1.49	36.69	61.92
ラクシャドゥープ連邦直轄領	15,349	45,246	21.83	34.69	43.48
ボンディシェリー連邦直轄領	342,101	631,728	21.83	34.69	43.48
平均値(斜体は合計値)	11,500,348	17,792,539	60.30	17.46	22.15

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	宗教						
	ヒンドゥー教徒	イスラム教徒	キリスト教徒	シーク教徒	仏教徒	ジャイナ教徒	その他の宗教
	%	%	%	%	%	%	%
アーンドラ・プラデーシュ	89.01	9.17	1.55	0.04	0.04	0.05	0.13
アルナーチャル・プラデーシュ	34.60	1.88	18.72	0.17	13.03	0.02	31.58
アッサム	64.89	30.92	3.70	0.08	0.19	0.09	0.13
ビハール	83.23	16.53	0.06	0.03	0.02	0.02	0.11
チャットティスガル	94.70	1.97	1.92	0.33	0.31	0.27	0.49
ゴア	65.78	6.84	26.68	0.07	0.05	0.06	0.51
グジャラート	89.09	9.06	0.56	0.09	0.04	1.04	0.12
ハリヤナ	88.23	5.78	0.13	5.54	0.03	0.27	0.02
ヒマーチャル・プラデーシュ	95.43	1.97	0.13	1.19	1.25	0.02	0.01
ジャンムー・カシミール	29.63	66.97	0.20	2.04	1.12	0.02	0.01
ジャールカンド	68.57	13.85	4.06	0.31	0.02	0.06	13.14
カルナータカ	83.86	12.23	1.91	0.03	0.74	0.78	0.45
ケーララ	56.16	24.70	19.02	0.01	0.01	0.01	0.09
マディヤ・プラデーシュ	91.15	6.37	0.28	0.25	0.35	0.90	0.71
マハーラーシュトラ	80.37	10.60	1.09	0.22	6.03	1.34	0.35
マニプル	46.01	8.81	34.04	0.08	0.09	0.07	10.91
メガラヤ	13.27	4.28	70.25	0.13	0.20	0.03	11.83
ミゾラム	3.55	1.14	86.97	0.04	7.93	0.02	0.35
ナガランド	7.70	1.76	89.97	0.06	0.07	0.11	0.35
オリッサ	94.35	2.07	2.44	0.05	0.03	0.02	1.04
パンジャーブ	36.94	1.57	1.20	59.91	0.17	0.16	0.05
ラージャスターン	88.75	8.47	0.13	1.45	0.02	1.15	0.03
シッキム	60.93	1.42	6.68	0.22	28.11	0.03	2.61
タミル・ナードゥ	88.11	5.56	6.07	0.02	0.01	0.13	0.11
トリプラ	85.62	7.95	3.20	0.04	3.09	0.01	0.07
ウットタル・プラデーシュ	80.61	18.50	0.13	0.41	0.18	0.12	0.05
ウッタラカンド	84.96	11.92	0.32	2.50	0.15	0.11	0.05
西ベンガル	72.47	25.25	0.64	0.08	0.30	0.07	1.19
アンダマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	69.24	8.22	21.67	0.45	0.12	-	0.31
チャンディーガル連邦直轄領	78.61	3.95	0.85	16.12	0.15	0.29	0.04
ダドラ及びナガル・ ハーヴェリ連邦直轄領	93.52	2.96	2.75	0.06	0.21	0.39	0.12
ダマン及びディウ連邦直轄領	89.69	7.76	2.13	0.09	0.08	0.17	0.08
デリー準州	82.00	11.72	0.94	4.01	0.17	1.12	0.03
ラクシャドゥweep連邦直轄領	3.66	95.47	0.84	0.01	-	-	0.02
ボンディシェリー連邦直轄領	86.77	6.09	6.95	0.01	0.01	0.10	0.07
平均値(斜体は合計値)	80.50	13.40	2.30	1.90	0.80	0.40	0.70

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	教育・文化						
	識字率	女性の識字率	男性の識字率	小学校教育の修了率	小学校における教師数	高等教育機関への進学者数	高等教育機関における生徒100人あたり教師数
	%	%	%	%	/百人	人	/百人
アーンドラ・プラデーシュ	60.47	50.40	70.30	48.20	3.00	797,857	5.20
アルナーチャル・プラデーシュ	54.34	43.50	63.80	49.70	3.00	6,987	4.10
アッサム	63.25	54.60	71.30	37.00	3.40	222,310	6.30
ビハール	47.00	33.10	59.70	22.90	1.40	524,110	6.00
チャットティスガル	64.66	51.90	77.40	25.60	2.20	537,690	3.00
ゴア	82.01	75.40	88.40	35.00	5.20	22,106	7.30
グジャラート	69.14	57.80	79.70	37.90	1.80	600,062	2.60
ハリヤナ	67.91	55.70	78.50	41.00	2.80	251,027	3.90
ヒマーチャル・プラデーシュ	76.48	67.40	85.40	46.10	5.00	94,081	3.70
ジャンムー・カシミール	55.52	43.00	66.60	38.30	4.00	69,207	6.00
ジャールカンド	53.56	38.90	67.30	-	1.50	524,110	6.00
カルナータカ	66.64	56.90	76.10	49.90	2.60	639,192	7.90
ケーララ	90.86	87.70	94.20	62.30	3.60	297,393	6.80
マディヤ・プラデーシュ	63.74	50.30	76.10	28.10	2.80	537,690	3.00
マハーラーシュトラ	76.88	67.00	86.00	46.70	2.70	1,359,896	4.10
マニプル	70.53	60.50	80.30	53.80	4.30	36,732	11.30
メガラヤ	62.56	59.60	65.40	25.60	3.50	30,149	10.40
ミゾラム	88.80	86.80	90.70	42.60	7.10	11,573	4.20
ナガランド	66.59	61.50	71.20	36.80	5.40	13,179	7.90
オリッサ	63.08	50.50	75.40	31.40	2.20	348,706	5.90
パンジャーブ	69.65	63.40	75.20	38.90	2.80	265,629	4.20
ラージャスターン	60.41	43.90	75.70	25.70	1.30	368,926	3.60
シッキム	68.81	60.40	76.00	21.60	5.00	6,791	0.70
タミル・ナードゥ	73.45	64.40	82.40	65.40	2.80	759,739	6.60
トリプラ	73.19	64.90	81.00	43.30	3.90	21,556	4.20
ウツタル・プラデーシュ	56.27	42.20	68.80	25.70	2.00	1,293,209	2.00
ウッタラカンド	71.62	59.60	83.30	44.40	4.10	1,293,209	2.00
西ベンガル	68.64	59.60	77.00	40.70	1.80	698,904	3.50
アンドン・ニコバル諸島 連邦直轄領	81.30	75.20	86.30	51.30	5.20	2,444	12.20
チャンディーガル連邦直轄領	81.94	76.50	86.10	52.50	3.00	37,490	15.10
ダドラ及びナガル・ ハーヴェリ連邦直轄領	57.63	40.20	71.20	32.70	2.00	-	-
ダマン及びディウ連邦直轄領	78.18	65.60	86.80	45.80	2.70	588	7.30
デリー準州	81.67	74.70	87.30	52.10	2.80	187,704	6.00
ラクシャドゥウィープ連邦直轄領	86.66	80.50	92.50	48.00	5.10	228	-
ボンディシェリー連邦直轄領	81.24	73.90	88.60	73.30	4.30	19,182	5.10
平均値(斜体は合計値)	64.80	53.70	75.30	41.80	3.32	11,879,656	5.70

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	出生・死亡					治安	
	1000人あたり出 生率	1000人あたり死 亡率	男女比 (男性千人に対す る女性人口)	合計特殊 出生率	人口1000人あた り幼児死亡率	警察官数	犯罪認知件数
	/千人	/千人	/千人	%	/千人	人	件
アーンドラ・プラデーシュ	21.30	8.20	978	2.30	59.00	77,850	158,756
アルナーチャル・プラデーシュ	22.30	6.00	893	2.50	38.00	5,720	2,256
アッサム	26.90	9.60	935	2.30	66.00	52,049	40,675
ビハール	31.90	8.80	919	3.50	61.00	49,590	108,060
チャットティスガル	26.70	9.60	989	2.80	60.00	20,350	41,927
ゴア	14.30	7.40	961	1.80	17.00	3,540	2,127
グジャラート	25.20	7.50	920	2.70	53.00	57,597	105,469
ハリヤナ	26.90	7.50	861	2.90	61.00	38,426	39,096
ヒマーチャル・プラデーシュ	22.10	7.20	968	2.10	51.00	11,523	12,326
ジャンムー・カシミール	19.70	6.20	892	2.70	49.00	59,037	21,191
ジャールカンド	26.50	9.00	941	2.80	49.00	20,992	31,439
カルナータカ	22.00	7.80	965	2.10	49.00	53,319	114,440
ケーララ	17.90	6.40	1,058	2.00	12.00	43,431	104,025
マディヤ・プラデーシュ	31.40	10.30	919	3.30	79.00	73,016	196,867
マハーラーシュトラ	21.00	7.50	922	2.50	36.00	136,106	176,302
マニプル	18.30	5.60	978	3.00	14.00	13,331	2,535
メガラヤ	28.50	9.20	972	4.60	54.00	9,166	1,757
ミゾラム	16.00	5.20	935	2.90	19.00	7,110	1,515
ナガランド	-	-	900	3.80	17.00	11,892	984
オリッサ	24.30	10.50	972	2.50	77.00	35,265	48,739
パンジャーブ	21.60	7.40	876	2.20	45.00	70,980	25,630
ラージャスターン	31.40	8.50	921	3.80	67.00	60,514	154,859
シッキム	21.80	5.70	875	2.80	32.00	3,420	631
タミル・ナードゥ	19.30	7.90	987	2.20	41.00	88,524	166,606
トリプラ	16.50	5.40	948	1.90	32.00	18,369	3,081
ウッタール・プラデーシュ	32.80	10.30	898	4.00	72.00	157,398	130,181
ウッタラカンド	20.20	6.90	962	2.60	42.00	12,173	8,634
西ベンガル	20.70	7.00	934	2.30	40.00	81,749	69,350
アンダマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	19.10	5.10	846	-	19.00	2,740	748
チャンディーガル連邦直轄領	17.50	3.90	777	-	21.00	3,923	2,889
ダドラ及びナガル・ ハーヴェリ連邦直轄領	34.90	7.80	812	-	48.00	224	409
ダマン及びディウ連邦直轄領	23.70	6.60	710	-	37.00	242	198
デリー準州	20.30	5.10	821	2.40	32.00	55,069	53,623
ラクシャドゥweep連邦直轄領	26.10	6.00	948	-	30.00	324	70
ボンディシェリー連邦直轄領	17.80	6.50	1,001	-	24.00	2,224	4,620
平均値(斜体は合計値)	25.80	8.50	933	2.90	58.00	38,205	52,343

【参考文献等】

(1) 書籍

- ・孝忠延夫・浅野宣之『インドの憲法 21世紀「国民国家」の将来像』関西大学出版部、**2006年**（1章・2章・3章）
- ・広瀬崇子 他『アジア諸国の地方制度 (III)』地方自治協会、**1994年**（1、2、3章）
- ・島田卓 編著『巨大市場インドのすべて』ダイヤモンド社、**2005年**（1章、4章、5章）
- ・小林昌之・今泉慎也編「アジア諸国の司法改革」アジア経済研究所、**2002年**（1章）
- ・小林昌之・今泉慎也編「アジア諸国の紛争処理制度」アジア経済研究所、**2003年**（1章）
- ・岩崎美紀子『分権と連邦制』ぎょうせい、**1998年**（1章）
- ・国際協力銀行『貧困プロフィール インド』、**2006年**（1章）
- ・臼田雅之・押川文子・小谷汪之編『もっと知りたいインド II』弘文堂、**1989年**（3章）
- ・山本盤男『連邦国家インドの財政改革の研究』九州大学出版会、**2007年**（3章）
- ・山本盤男 他『インド経済の諸課題と対印経済協力のあり方（財務省委嘱研究会）』財団法人 国際金融情報センター、**2006年**（3章）
- ・あずさ監査法人・KPMG 編『インドの投資・会計・税務ガイドブック』中央経済社、**2006年**（3章）
- ・広瀬崇子・南埜猛・井上恭子 編著『インド民主主義の変容』明石書店、**2006年**（4章）
- ・ロンリープラネットの自由旅行ガイド『インド』メディアファクトリー、**2004年**（4章）
- ・島田卓『インドビジネス - 驚異の潜在力』祥伝社、**2006年**（5章）
- ・武藤友治『変わるインド 変わらないインド』勉誠出版、**2006年**（5章）
- ・岡本幸治『インド世界を読む』創成社、**2006年**（5章）
- ・インド日系企業年鑑 **06/07**、COMM Pte. Ltd., **2006**（5章）
- ・“*India 2007*” Publications Division, Ministry of Information & Broadcasting, Government of India、**2007年**、（1章、3章、4章）
- ・インド内務省 “*Annual Report 2006-07*”、**2007年**（1章）
- ・インド都市開発省 “*Annual Report 2006-2007*”、（1章）
- ・インド パンチャーヤティ・ラージ省 “*Annual Report 2005-2006*”、**2006年**（1章）
- ・Dr. Supriya Rai “*Indian Political System*” Sunrise Publications、**2007年**（1章）
- ・“*Judicial System and Reforms in Asian Countries: the Case of India*”, Indian Law Institute (India) ed., IDE-JETRO, **2001**
（<http://www.ide.go.jp/English/Publish/Als/pdf/03.pdf>）（第1章）

- ・ P.K. Mohanty 他 “*Asian Cities in the 21st Century - Contemporary Approaches to Municipal Management*” Asian Development Bank、1999 年（2 章）
- ・ P.S.N. Rao, G.C. Srivastava “*Municipal Finance in India: Role of Twelfth Finance Commission*” Kanishka Publishers, Distributors（2 章）
- ・ Dr. Amba Agarwal “*Fiscal Decentralisation: Financing of Panchayati Raj Institutions in India*” Serials Publications（2 章、3 章）
- ・ Twelfth Finance Commission “*Report of the Twelfth Finance Commission (2005-10)*”、2004 年（3 章）
- ・ Vikram K. Chand “*Reinventing Public Service Delivery in India – Selected Case Studies*” Sage Publications、2006 年（3 章）
- ・ “*State Finances: A Study of Budgets of 2006-07*” State Bank of India、（3 章）
- ・ Derek O’ Brien “*The Penguin India Reference Yearbook 2007*” The Penguin India、2006（3 章、4 章）
- ・ “*2006: A Working Report*” Delhi Government（4 章）
- ・ “*Indian States at a Glance 2006-07*” Indicus Analytics、2007 年（4 章）
- ・ Girish Kumar “*Local Democracy in India – Interpreting Decentralisation*” Sage Publications、2006（4 章）

(2) ウェブサイト

- ・ 最高裁判所ウェブサイト <http://supremecourtindia.nic.in/>（1 章）
- ・ インド裁判所ウェブサイト <http://www.indiancourts.nic.in/index.html>（1 章）
- ・ City Mayors: Local Government of India（2 章）
http://www.citymayors.com/government/india_government.htm
- ・ タミル・ナードゥ州ウェブサイト
<http://www.tn.gov.in/>（3 章）
- ・ パンチャーヤティ・ラージ省ウェブサイト <http://panchayat.gov.in/>
（4 章）
- ・ マハーラーシュトラ州ウェブサイト
<http://www.maharashtra.gov.in/>（4 章）
- ・ 西ベンガル州ウェブサイト <http://www.wbgov.com/>（4 章）
- ・ 西ベンガル州議会ウェブサイト
<http://legislativebodiesinindia.nic.in/West%20Bengal.htm>（4 章）
- ・ インド国勢調査結果 <http://www.censusindia.net/>（4 章）
- ・ インド進出日系各企業ウェブサイト（5 章）
- ・ 日印交流関係各機関ウェブサイト（5 章）
- ・ 外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>（5 章）
- ・ 横浜市 <http://www.city.yokohama.jp/>（5 章）
- ・ CITYNET <http://www.citynet-ap.org/Ja/user/home/home.php>

- ・岡山県インド経済情報発信サイト「インド新発見」（5章）
<http://www.pref.okayama.jp/sangyo/sanki/india/>
- ・財団法人自治体国際化協会 <http://www.clair.or.jp/> （5章）
- ・財団法人中小企業総合研究機構ウェブサイト <http://www.jsbri.or.jp/new-hp/> （5章）

(3) その他

- ・在インド日本国大使館『インド概況』、2007年2月（1、2、3、4、5章）
- ・『インド国ライチャック・ククラハティ橋梁建設計画調査 事前調査報告書』財団法人国際協力機構 社会開発部、2006年（2章）
- ・タミル・ナードゥ州政府提供資料（2章、3章）
- ・西ベンガル州政府提供資料（3章）
- ・コルカタ市政府提供資料（3章）

【執筆者】

監	修	所 長	千葉 義弘
		次 長	大西 正高
		次 長	武田 誠一
調査・執筆		所長補佐	池田 一智
		所長補佐	近藤 晴路
		所長補佐	安斎 博徳
		調 査 員	Chua Hwee Teng